

浦添市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針

令和4年(2022年) 9月

浦添市教育委員会

～ 目 次 ～

序章 はじめに	1
1. 策定の背景 -----	1
2. 計画の目的と位置づけ -----	1
3. 浦添市教育振興基本計画における位置づけ -----	2
第1章 浦添市の概要	3
1. 位置と地勢 -----	3
2. 浦添市の沿革 -----	3
3. 人口・世帯数の動向 -----	4
第2章 浦添市の学校規模・配置をめぐる現状と課題	7
1. 市立学校の概要・沿革 -----	7
2. 児童生徒数等の動向 -----	9
3. 学校区の現状 -----	11
4. 学校施設の現状 -----	18
5. 児童生徒数及び学級数の推計 -----	24
6. 現状と課題の整理 -----	30
第3章 学校の規模に関する意識	34
1. アンケート調査の概要 -----	34
2. 学校規模によるメリット・デメリット -----	35
第4章 浦添市における適正規模・適正配置の考え方	36
1. 浦添市における適正規模の定義 -----	36
2. 浦添市における適正配置の定義 -----	41
第5章 学校の適正規模・適正配置の実現に向けた方策	43
1. 学校規模の適正化を図る手法 -----	43
2. 学校規模の適正化を図る手法の実施方針 -----	45
3. 実施時期の考え方 -----	48
4. シミュレーション -----	49
5. 実現に向けた基本手順 -----	68
6. 適正規模・適正配置を実現するにあたり考慮する留意点 -----	69
第6章 まとめ	70
資料偏	71

序 章 はじめに

1. 策定の背景

浦添市(以下、「本市」という。)では、小学校 11 校・中学校 5 校が設置されています。これまで人口増加等における対応として、小学校は前田小学校(昭和 63 年[1988 年])、中学校は浦西中学校(平成 4 年[1992 年])を最後に新設校の設置を終え、それ以降は、学校運営に支障がないよう教室の増築等により対応してきました。

そして、現在喫緊の課題である当山小学校の過大規模解消に向けては、分離新設校の方針が決定し、その取り組みが進められています。そのような中、その他の地区においても土地区画整理事業等の開発等により、市立小学校・中学校の大規模・過大規模化が懸念されていることから、今後の市内全域の学校規模のバランスを検討することが必要とされています。

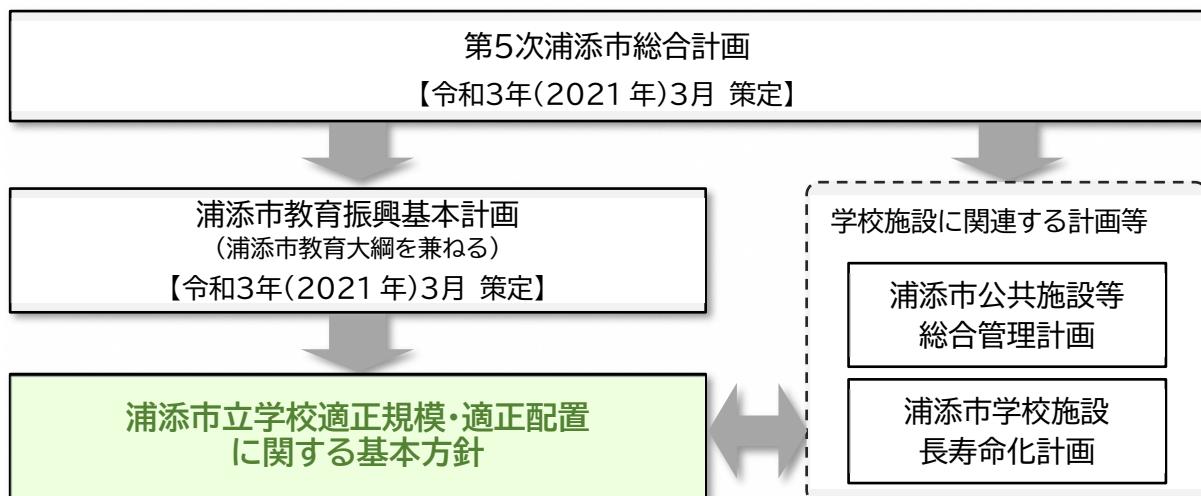
2. 計画の目的と位置づけ

(1)目的

上記で示した策定の背景を踏まえ、本市の市立小学校・中学校の今後の児童生徒数の推移に準じた学級数の動向、学校区の現状や課題を改めて確認し、将来における学校適正規模・適正配置の考え方を示す「浦添市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針(以下、「本基本方針」という。)」の策定を行い、その取り組みを進める中で、より充実した教育環境をつくり子どもたちの「生きる力」を育み、将来の本市の人材育成に寄与することを目的とします。

(2)位置づけ

本基本方針の策定にあたっては、本市の最上位計画である「第 5 次浦添市総合計画」、本市における教育振興施策に関する基本的な方針である「浦添市教育振興基本計画」等の関連する計画との整合を図りながら策定します。



3. 浦添市教育振興基本計画における位置づけ

本市教育振興に関する基本的な計画である「浦添市教育振興基本計画」において、「本市が目指す教育の姿」や「教育施策の具体的な展開」について、以下のように示されています。

【浦添市の教育目標】

浦添市教育委員会は、個性の尊重を基本とし、国及び郷土「てだこの都市・浦添」に誇りをもち、人間性豊かで国際性に富み 21 世紀を拓く人材の育成を期して、次のことを目標に教育施策を推進する。

- 基礎基本を身につけ、自ら学び、心豊かでたくましく、個性的で創造性あふれる幼児児童生徒を育成する。
- 浦添市民憲章の精神に基づき、郷土を愛し、創造性・国際性に富み、人間性豊かな市民を育成する。
- 市民の連帯感を育み、家庭・家族・地域社会・行政の相互連携のもとに、まちづくり生涯学習社会を形成する。

【教育施策の具体的な展開(浦添市教育振興基本計画より抜粋)】

2-2 生きる力をはぐくむ学校教育等の充実

【目指す方向】

- 就学前教育・保育施設と小学校との連携、小中連携を図り、子どもの学びの連続性の確保に取り組みます。
- 特別支援学級における教育体制の充実・強化に取り組みます。

2-6 学校教育・社会教育施設等の運営・維持管理の推進

【目指す方向】

- 子どもたち、市民が安全・安心に学ぶことのできる学校教育施設・社会教育施設の運営・維持管理に取り組みます。

2-8 地域に開かれた学校づくり(教育協働)の推進

【目指す方向】

- コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入に向けた取り組みを推進します。
- 地域学校協働活動推進員等を活用した地域学校協働活動を推進し、「学校を核とした地域づくり」に取り組みます。
- コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)と地域学校協働活動の一体的な推進による、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた取り組みを推進します。

第1章 浦添市の概要

1. 位置と地勢

本市は、沖縄本島南部に位置し、西は東シナ海に面する海岸沿いにあり、南は県都那覇市、東は西原町、北は宜野湾市に面しています。市域は、東西 8.4km、南北 4.6km で、北を頂点として南西と南東に広がった扇状の形をしており、面積 1,944ha を有する都市です。市域全域が近隣 5 市 4 町 2 村とともに那覇広域都市計画区域に指定されています。

本市の地形は、東から西にかけて緩やかに傾斜しており、東部の仲間、安波茶、経塚、西原、沢崎一帯は標高約 100m の丘陵地帯、西部の勢理客から仲西、宮城、屋富祖、城間、港川に至る国道 58 号沿いは標高 20~30m の台地となっています。また、東部と西部の中間部分は台地に挟まれて窪地となっています。

港川から伊祖・仲間にかけての牧港川に沿うように位置する石灰岩堤一帯は、浦添城跡・伊祖城跡が立地し、浦添断層崖の急斜面から南部一帯にかけて緑地が分布するなど、本市の骨格となる地形を形成しています。

2. 浦添市の沿革

本市には、12世紀後半、琉球最初の王統が発祥したといわれています。古くは津々浦々を支配することを意味する「うらおそい」と呼ばれ、約220年間に渡り、中山の王都として繁栄しました。首里に王府が移行して浦添は一間切となりましたが、陸上交通の要地としての役割を果たしました。

近世に入ると、間切の再編が各所でなされ、浦添間切内においても 17 世紀から 18 世紀にかけて現在の市域の原形が形成されました。明治41年(1908年)に島嶼町村制により「浦添間切」から「浦添村」となりました。

戦前期の浦添の人口について目立った増加はありませんでした。当時は田畠が総面積の7割以上を占め、総世帯の約 9 割が農家の農村社会であったことが背景にあります。

戦後は、昭和25年(1950年)から基地建設に伴う人口流入が起こり、米軍基地周辺では、門前町的市街地が形成されていきました。また、那覇市のベッドタウン化によって、人口は爆発的に増加します。昭和45年(1970年)に浦添村から浦添市となり、それ以降も宅地化が著しく進みました。また、本土復帰に伴い商工業・サービス業の発展がめざましく、商業都市として発展していきました。

図:浦添市の位置



3. 人口・世帯数の動向

(1) 浦添市全体の人口及び世帯数の推移

本市全体の人口及び世帯数は、昭和 25 年(1950 年)以降、一貫して増加傾向にあり、平成 12 年(2000 年)には人口が 10 万人に達し、令和 2 年(2020 年)には世帯数も 5 万世帯に達しています。

その一方で、一世帯あたり人員は昭和 35 年(1960 年)の 4.38 人をピークに減少しており、令和 2 年(2020 年)には 2.24 人となっています。沖縄県の 2.22 人と比較すると 0.02 人多い状況ですが、本市においても核家族化が進行していることが伺えます。

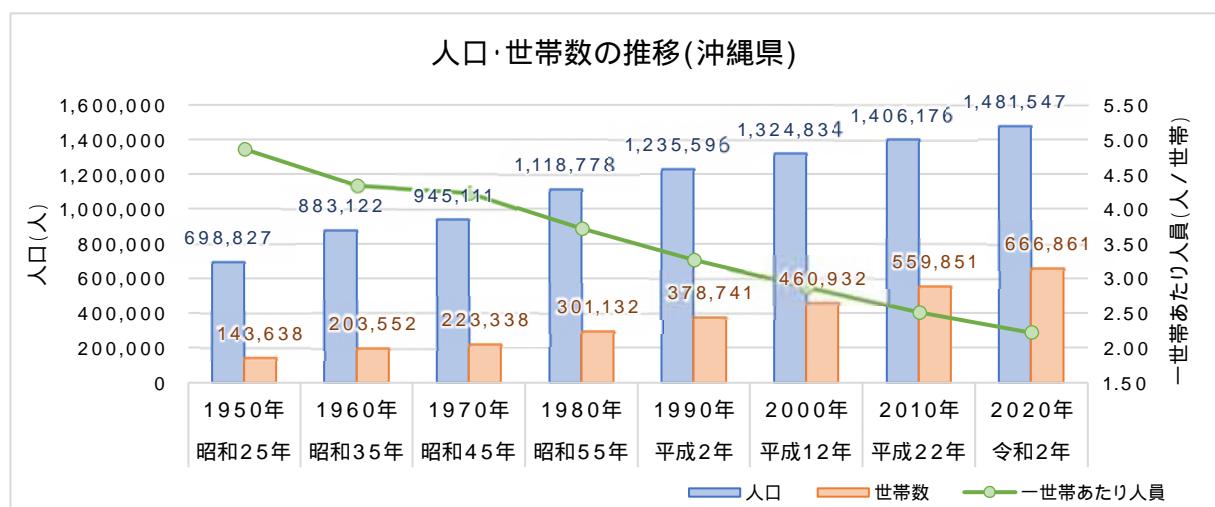
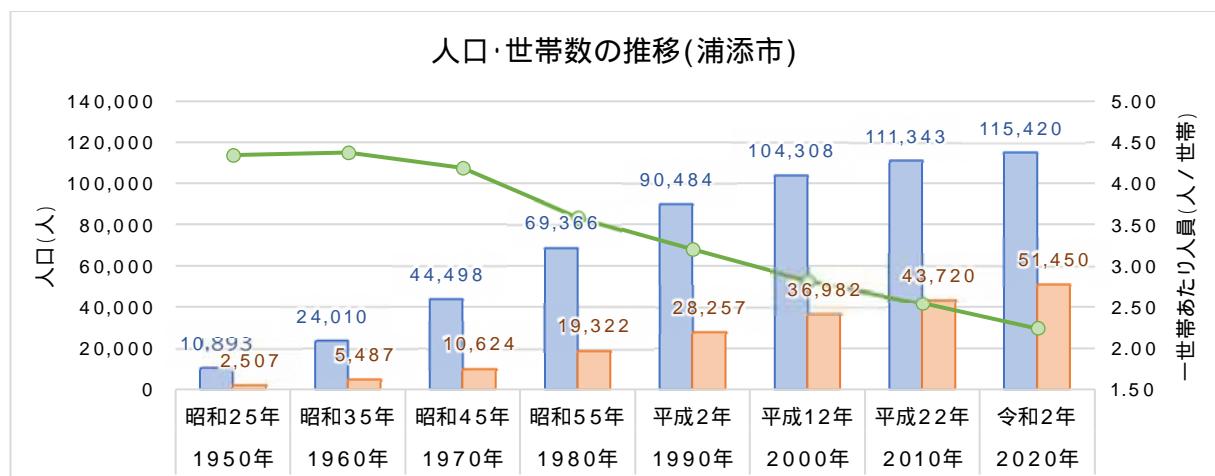
表: 人口及び世帯数の推移

		1950年 昭和25年	1960年 昭和35年	1970年 昭和45年	1980年 昭和55年	1990年 平成2年	2000年 平成12年	2010年 平成22年	2020年 令和2年
浦添市	人口	10,893	24,010	44,498	69,366	90,484	104,308	111,343	115,420
	世帯数	2,507	5,487	10,624	19,322	28,257	36,982	43,720	51,450
	一世帯あたり人員	4.35	4.38	4.19	3.59	3.20	2.82	2.55	2.24
沖縄県	人口	698,827	883,122	945,111	1,118,778	1,235,596	1,324,834	1,406,176	1,481,547
	世帯数	143,638	203,552	223,338	301,132	378,741	460,932	559,851	666,861
	一世帯あたり人員	4.87	4.34	4.23	3.72	3.26	2.87	2.51	2.22

昭和 25 ~ 45 年は 12 月末時点、昭和 55 年以降は 3 月末時点の人口及び世帯数

資料: 住民基本台帳、国勢調査

沖縄県の昭和 25 ~ 45 年については、国勢調査による数値



(2)字別人口の推移

本市の人口を字別にみると、令和2年(2020年)時点で最も人口が多いのは字宮城で11,951人となっており、次いで字西原が9,940人、字城間が9,904人となっています。

人口増減率(平成22年～令和2年)では、字経塚が37.8%と最も高く、次いで字仲西が12.8%、字港川が9.4%となっています。その一方で最も人口が減少しているのは字屋富祖で、-7.6%となっています。

表:字別人口の推移

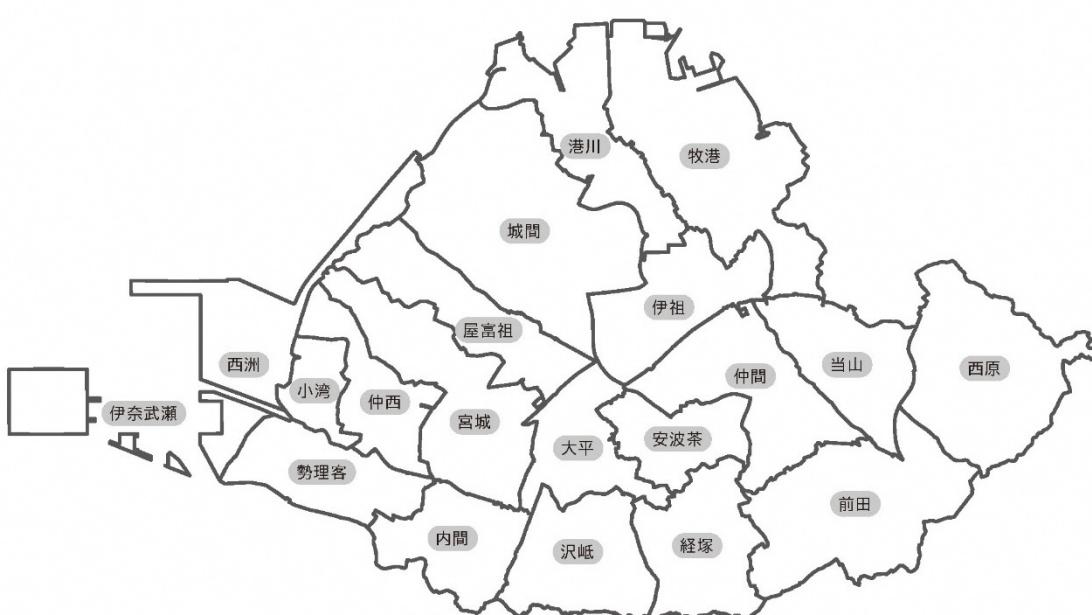
	昭和25年 1950年		昭和35年 1960年		昭和45年 1970年		昭和55年 1980年		平成2年 1990年		平成12年 2000年		平成22年 2010年		令和2年 2020年	
	人口	増加率	人口	増加率	人口	増加率	人口	増加率	人口	増加率	人口	増加率	人口	増加率	人口	増加率
浦添市	10,893	-	24,010	120.4%	44,498	85.3%	69,366	55.9%	90,484	30.4%	104,308	15.3%	111,343	6.7%	115,420	3.7%
字宮城	1,086	-	3,573	229.0%	6,641	85.9%	8,808	32.6%	10,089	14.5%	10,923	8.3%	11,739	7.5%	11,951	1.8%
字西原	1,400	-	1,817	29.8%	2,434	34.0%	3,345	37.4%	6,400	91.3%	9,163	43.2%	9,756	6.5%	9,940	1.9%
字城間	1,515	-	3,659	141.5%	4,785	30.8%	5,679	18.7%	7,858	38.4%	8,438	7.4%	9,267	9.8%	9,904	6.9%
字内間	412	-	617	49.8%	3,650	491.6%	7,996	119.1%	8,817	10.3%	9,270	5.1%	10,009	8.0%	9,810	-2.0%
字伊祖	768	-	872	13.5%	1,652	89.4%	4,498	172.3%	6,002	33.4%	7,874	31.2%	8,635	9.7%	8,965	3.8%
字牧港	883	-	2,528	186.3%	4,765	88.5%	5,971	25.3%	8,185	37.1%	8,335	1.8%	8,575	2.9%	8,343	-2.7%
字前田	694	-	887	27.8%	1,161	30.9%	4,295	269.9%	6,380	48.5%	7,597	19.1%	7,543	-0.7%	7,363	4.2%
字港川	261	-	561	114.9%	1,076	91.8%	2,063	91.7%	5,141	149.2%	6,038	17.4%	6,945	15.0%	7,597	9.4%
字経塚	522	-	568	8.8%	746	31.3%	1,670	123.9%	2,718	62.8%	4,039	48.6%	4,253	5.3%	5,861	37.8%
字大平	302	-	439	45.4%	1,417	222.8%	3,286	131.9%	4,445	35.3%	5,182	16.6%	5,331	2.9%	5,630	5.6%
字沢崎	682	-	696	2.1%	818	17.5%	2,151	163.0%	3,666	70.4%	3,974	8.4%	4,446	11.9%	4,860	9.3%
字安波茶	235	-	351	49.4%	428	21.9%	3,219	652.1%	4,049	25.8%	4,452	10.0%	4,527	1.7%	4,401	-2.8%
字勢理客	389	-	1,649	323.9%	5,187	214.6%	4,935	-4.9%	4,378	-11.3%	4,391	0.3%	4,564	3.9%	4,342	-4.9%
字仲西	323	-	705	118.3%	2,470	250.4%	2,960	19.8%	3,028	2.3%	3,824	26.3%	3,833	0.2%	4,324	12.8%
字屋富祖	525	-	3,936	649.7%	5,728	45.5%	4,901	-14.4%	4,229	-13.7%	4,483	6.0%	4,641	3.5%	4,289	-7.6%
字仲間	634	-	840	32.5%	1,203	43.2%	2,687	123.4%	3,411	26.9%	3,902	14.4%	4,097	5.0%	4,057	-1.0%
字当山	237	-	287	21.1%	312	8.7%	876	180.8%	1,665	90.1%	2,229	33.9%	3,092	38.7%	3,241	4.8%
字小湾	25	-	25	0.0%	25	0.0%	26	4.0%	23	-11.5%	9	-60.9%	0	-100.0%	0	-
その他	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	185	-	90	-51.4%	42	-53.3%

※その他は、西洲、キャンブキンザー、伊奈武瀬

※浦添市の昭和25～45年は12月末時点、昭和55年以降は3月末時点の人口

資料:住民基本台帳

図:大字位置図



(3)字別年齢3区分別人口

字別人口を年齢3区分別にみると、令和2年(2020年)時点で年少人口(15歳未満)の割合が最も高いのは字当山で19.9%となっており、次いで字港川、字伊祖が19.0%となっています。

老人人口(65歳以上)の割合が最も高いのは字安波茶で26.5%となっており、次いで字屋富祖が24.2%、字勢理客が23.3%となっています。

図:3区分別人口の構成比(令和2年時点)

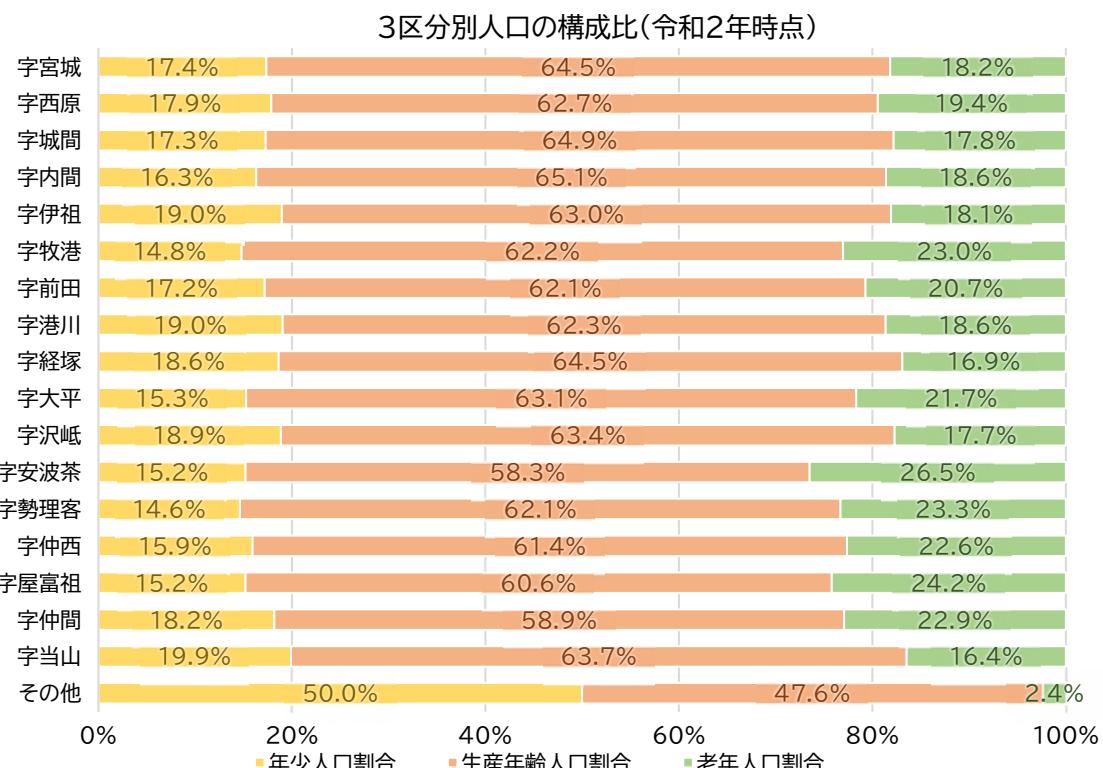
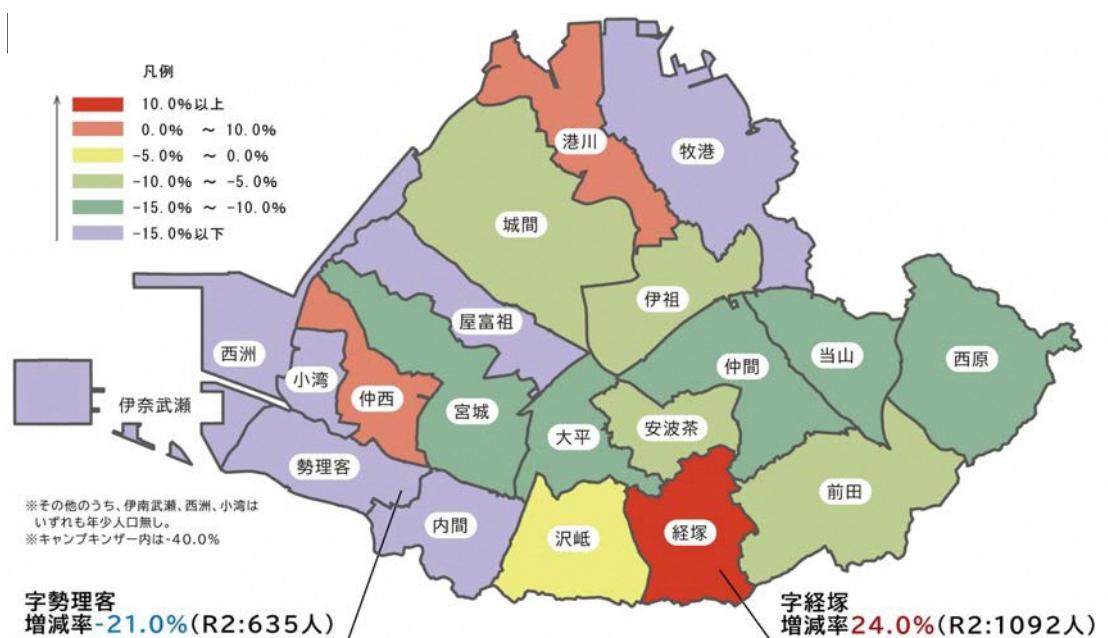


図:字別年少人口(15歳未満)の増減率(平成22年から令和2年)



第2章 浦添市の学校規模・配置をめぐる現状と課題

1. 市立学校の概要・沿革

(1) 市立小学校の概要

本市には市立小学校が 11 校整備されており、令和3年5月時点で 7,747 人の児童が在籍しています。最も児童数及び学級数が多い小学校は当山小学校となっています。

表:市立小学校の概要

令和 3 年 5 月 1 日時点

小学校名	開校年	所在地	在籍児童数		実学級数	
			全児童数	うち 特別支援学級	実学級	うち 特別支援学級
1 浦添小学校	明治 15 年	仲間 2-47-1	614 人	51 人	27 学級	9 学級
2 仲西小学校	明治 35 年	屋富祖 2-32-1	594 人	48 人	28 学級	9 学級
3 神森小学校	昭和 39 年	勢理客 1-4-1	626 人	41 人	27 学級	7 学級
4 浦城小学校	昭和 46 年	伊祖 2-13-1	901 人	52 人	37 学級	8 学級
5 牧港小学校	昭和 48 年	牧港 2-14-1	468 人	41 人	22 学級	6 学級
6 当山小学校	昭和 51 年	当山 2-34-1	999 人	70 人	43 学級	13 学級
7 内間小学校	昭和 52 年	内間 4-3-1	554 人	45 人	25 学級	7 学級
8 港川小学校	昭和 55 年	城間 4-37-1	980 人	72 人	40 学級	11 学級
9 宮城小学校	昭和 57 年	宮城 3-7-3	720 人	50 人	31 学級	7 学級
10 沢崎小学校	昭和 57 年	沢崎 998	711 人	49 人	31 学級	8 学級
11 前田小学校	昭和 63 年	前田 333	580 人	32 人	26 学級	7 学級

資料:府内資料

(2) 市立中学校の概要

本市には市立中学校が 5 校整備されており、令和3年5月時点で 3,814 人の生徒が在籍しています。最も生徒数及び学級数が多い中学校は仲西中学校となっています。

表:市立中学校の概要

令和 3 年 5 月 1 日時点

中学校名	開校年	所在地	在籍生徒数		実学級数	
			全生徒数	うち 特別支援学級	実学級	うち 特別支援学級
1 浦添中学校	昭和 23 年	仲間 2-46-1	698 人	29 人	27 学級	6 学級
2 仲西中学校	昭和 23 年	屋富祖 2-13-1	959 人	31 人	33 学級	5 学級
3 神森中学校	昭和 47 年	内間 1-6-1	860 人	53 人	33 学級	9 学級
4 港川中学校	昭和 59 年	港川 1-1-1	803 人	40 人	30 学級	7 学級
5 浦西中学校	平成 4 年	当山 3-1-1	494 人	22 人	19 学級	4 学級

資料:府内資料

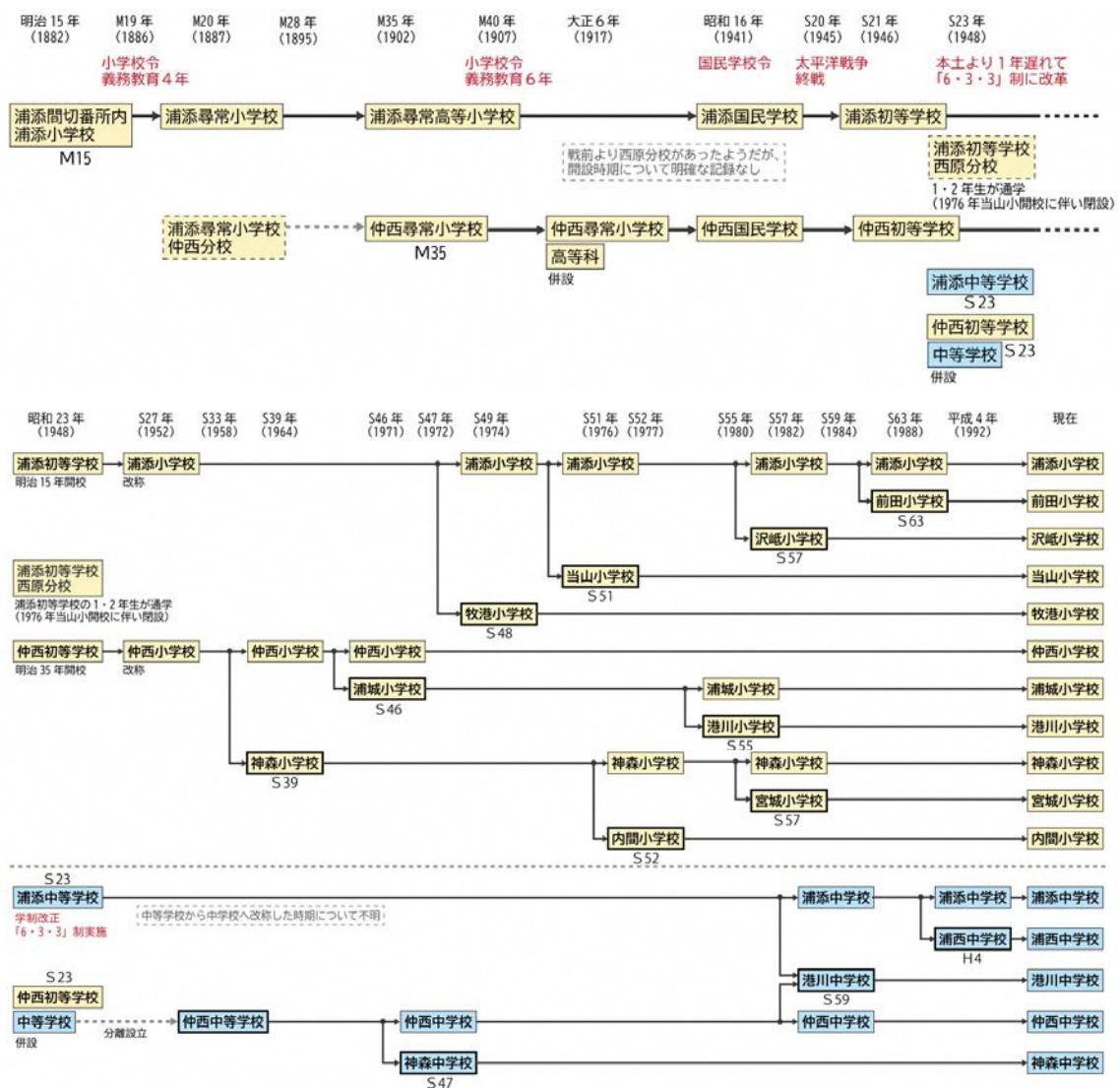
(2)市立学校の沿革

本市における学校教育は、明治 15 年(1882 年)の浦添間切番所内浦添小学校(現:浦添小学校)創立に始まります。明治 19 年(1886 年)、小学校令により 4 年制の義務教育が定められ、翌年、浦添尋常小学校と改称されました。明治 28 年(1895 年)に開校した浦添尋常小学校仲西分校は、明治 35 年(1902 年)に仲西尋常小学校として創立し、同年、浦添尋常小学校は浦添高等小学校に改称されました。

昭和初期になると戦時体制が教育面へ影響することとなり、昭和 16 年(1941 年)、国民学校令が施行され、2 校はそれぞれ、浦添国民学校、仲西国民学校と改称され、戦後の昭和 21 年(1946 年)に 2 校はそれぞれ浦添初等学校、仲西初等学校と改称され、戦後教育が始まりました。

また、昭和 23 年(1948 年)には学制改正による「6・3・3」制実施に伴い、浦添中等学校が創立し、仲西初等学校に中等学校が併設しています。昭和中期以降、著しい人口増加に伴い児童生徒も年々増加し、昭和 39 年(1964 年)の神森小学校開校から、平成 4 年(1992 年)に浦西中学校開校までの約 30 年間に、小学校・中学校合わせて 12 校が新設され、現在は市立小学校 11 校、市立中学校 5 校となっています。

図：市立学校の変遷



2. 児童生徒数等の動向

本市の児童生徒数を、本土復帰の昭和 47 年(1972 年)以降でみると、児童数は昭和 57 年(1982 年)の 9,703 人をピークに減少傾向、生徒数は昭和 62 年(1987 年)の 4,919 人をピークに減少傾向となっています。

平成 24 年(2012 年)から令和 3 年(2021 年)の直近 10 年間でみると、児童数は一貫して減少傾向にあります。生徒数は平成 24 年(2012 年)から平成 30 年(2018 年)までは減少傾向にありましたが、令和元年(2019 年)に増加に転じています。

増減数は、児童数が平成 24 年(2012 年)には 8,242 人となっていましたが、令和 3 年(2021 年)には 7,747 人と 10 年間で 495 人減少しています。生徒数は平成 24 年(2012 年)には 4,014 人となっていましたが、令和 3 年(2021 年)には 3,814 人と 200 人減少しています。

直近 10 年間の小学校別児童数の推移をみると、仲西小学校、神森小学校、浦城小学校、牧港小学校、当山小学校、内間小学校、宮城小学校では減少傾向にあり、特に浦城小学校では平成 24 年(2012 年)には 1,063 人在籍していた児童が令和 3 年(2021 年)には 901 人と 10 年間で 162 人減少しています。その一方で、港川小学校と前田小学校は増加しており、特に港川小学校においては平成 24 年(2012 年)には 872 人在籍していた児童が令和 3 年(2021 年)には 980 人と 10 年間で 108 人増加しています。その他の浦添小学校及び沢崎小学校においては横ばいで推移している状況です。

また、直近 10 年間の中学校別生徒数の推移をみると、浦添中学校、仲西中学校、神森中学校、港川中学校では減少傾向にあり、特に仲西中学校では平成 24 年(2012 年)には 1,033 人在籍していた生徒が令和 3 年(2021 年)には 959 人と 10 年間で 74 人減少しています。その一方で、浦西中学校では平成 24 年(2012 年)には 469 人在籍していた生徒が令和 3 年(2021 年)には 494 人と 10 年間で 25 人の微増となっています。

図：浦添市立小中学校の児童生徒数の推移

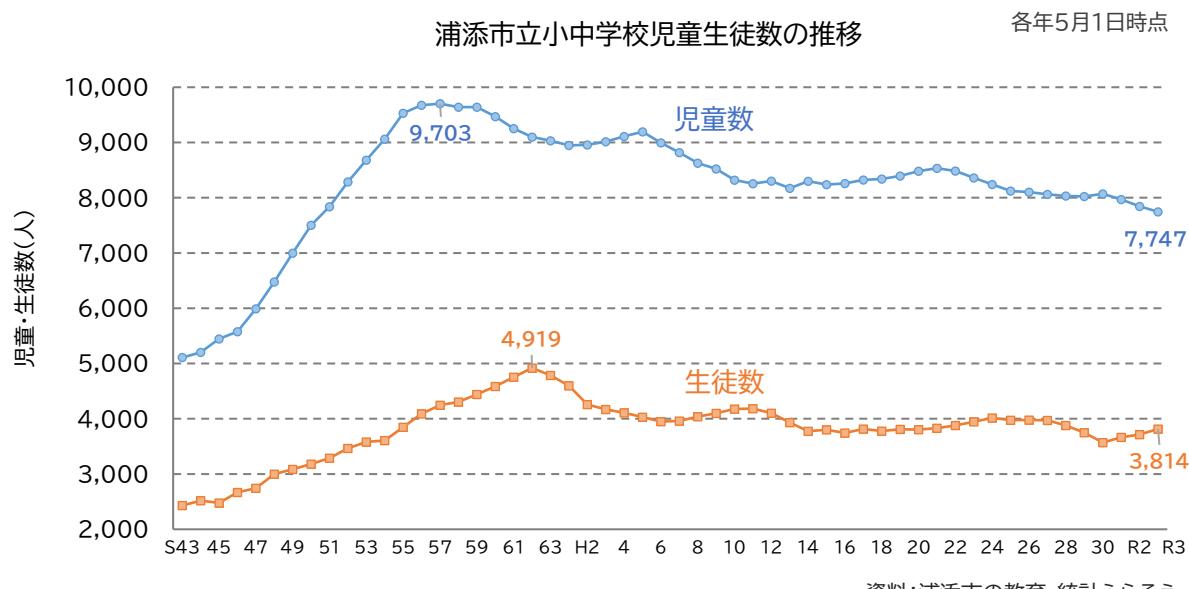


図:浦添市立小学校の児童数の推移

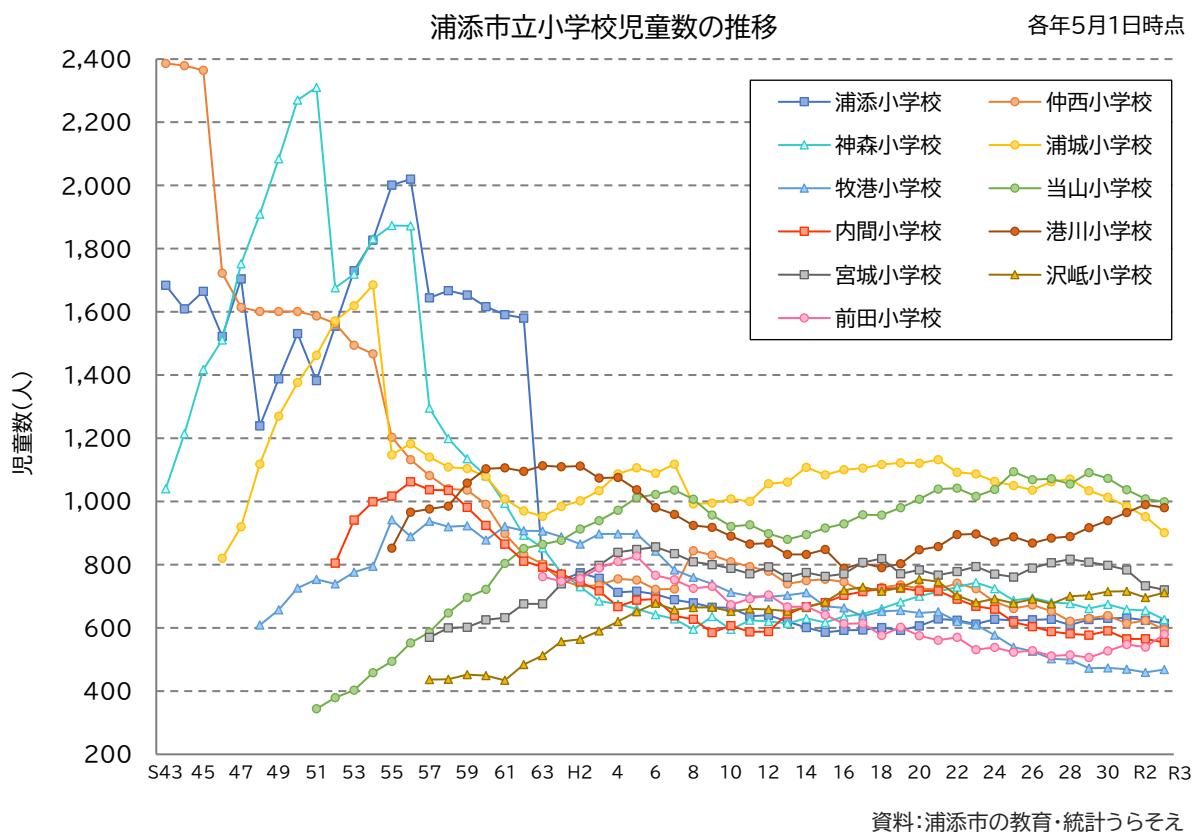
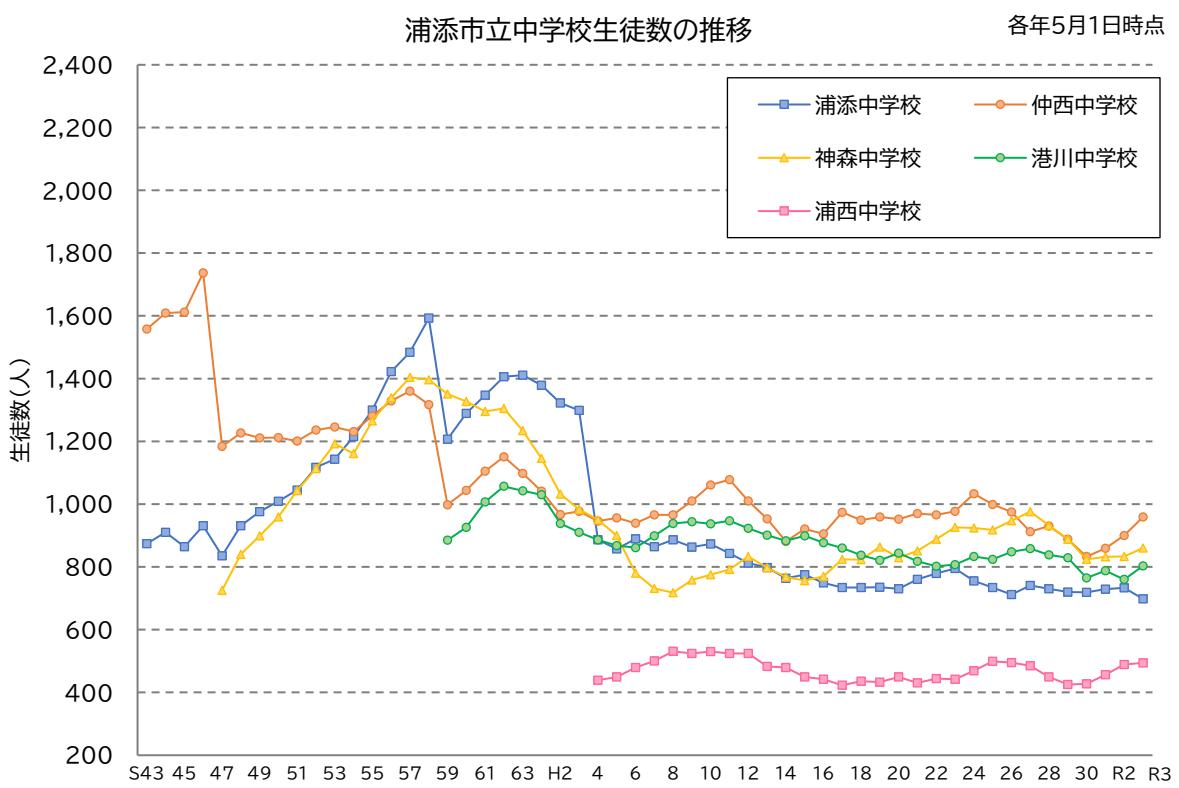


図:浦添市立中学校の生徒数の推移



3. 学校区の現状

(1) 校区面積

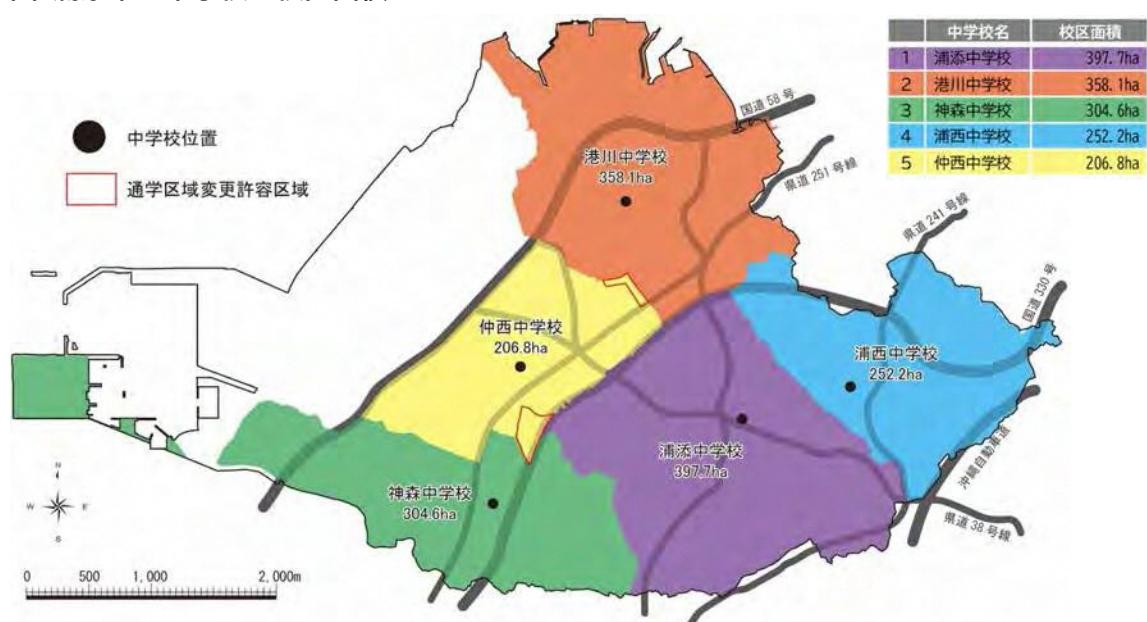
本市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則(令和3年6月施行)の小学校通学区域を基に校区面積を算出したところ、当山小学校の222.8haが最も大きく、宮城小学校の65.5haが最も小さくなっています。

中学校区でみると、浦添中学校の約397.7haが最も大きく、仲西中学校の約206.8haが最小さくなっています。その差は約2倍となっています。

図:浦添市立小学校の校区面積



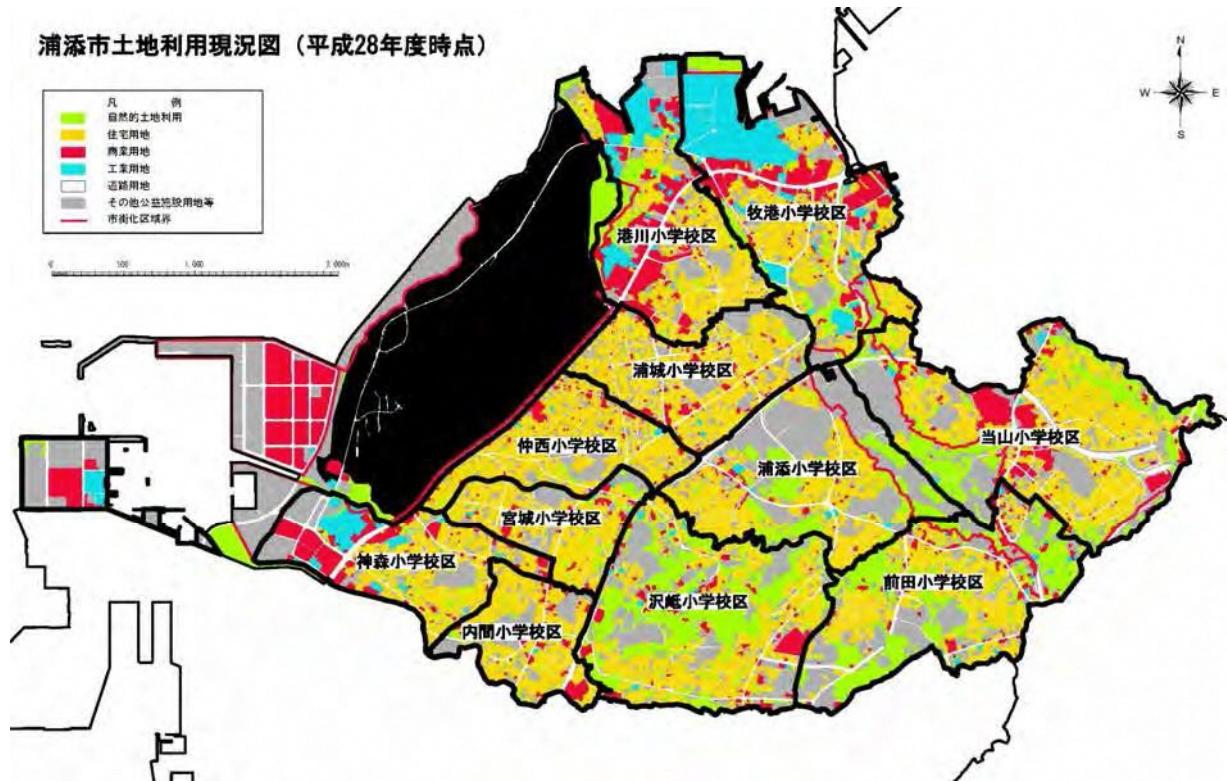
図:浦添市立中学校の校区面積



(2) 土地利用現況

平成 28 年度沖縄県都市計画基礎調査における土地利用の現況をみると、小学校区では仲西小学校、浦城小学校、内間小学校、宮城小学校が住宅用地の割合が 4 割を超えており、中学校では仲西中学校のみが住宅用地の割合が 4 割を超えている状況です。

図：浦添市における土地利用現況



(3) 人口密度

250mメッシュの人口密度を小学校区別にみると、内間小学校、神森小学校、宮城小学校、仲西小学校、浦城小学校、港川小学校が位置する市西部では人口密度が比較的高くなっています。特に宮城小学校区においては校区全域で500人以上の人口密度となっており、中学校区でみると、仲西中学校区で人口密度が最も高くなっています。

表:小学校区別人口密度(250mメッシュ)

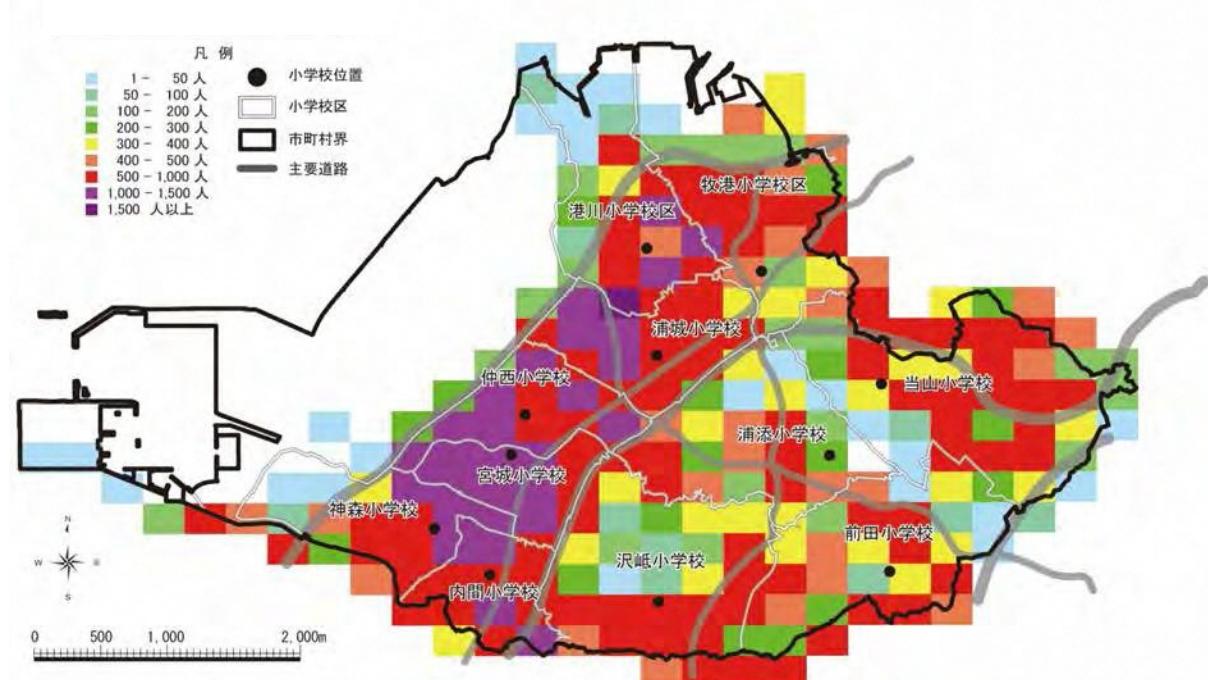
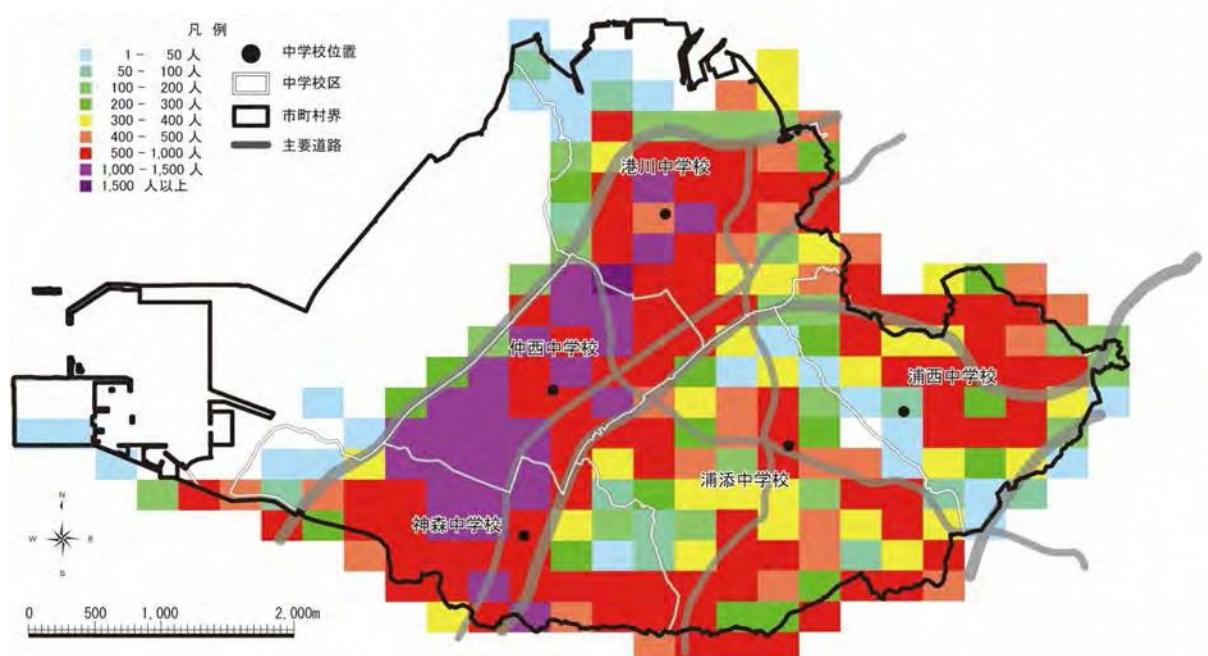


表:中学校区別人口密度(250mメッシュ)

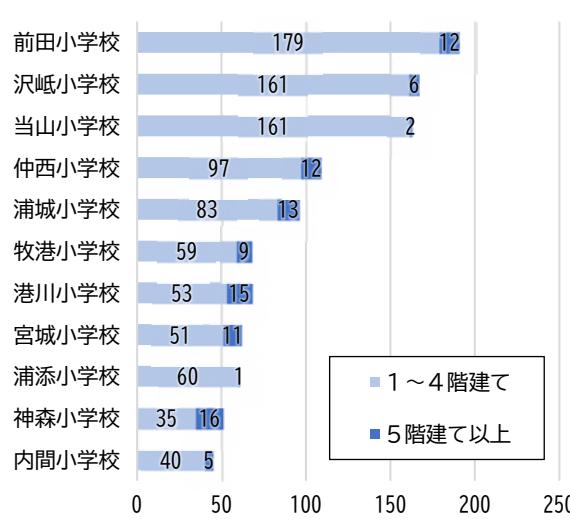


(4)新築動向

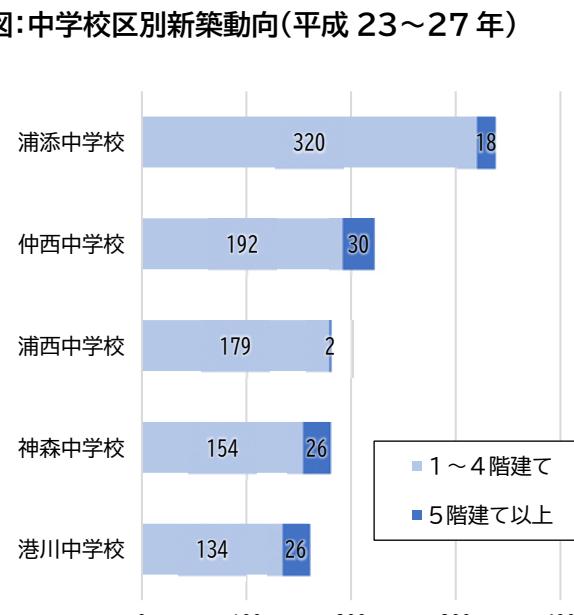
平成 29 年度沖縄県都市計画基礎調査における平成 23 年から平成 27 年の過去 5 年間における住居系の新築動向を学校別にみると、前田小学校校区や沢崎小学校校区、当山小学校校区において新築件数が多くなっています。また、集合住宅と考えられる 5 階建て以上の住宅については神森小学校校区で 16 件と最も多く、次いで港川小学校校区が 15 件となっています。

中学校区でみると、浦添中学校区や仲西中学校区で新築の件数が多くなっており、集合住宅と考えられる 5 階建て以上の住宅については、仲西中学校区で 30 件と最も多くなっています。

図:小学校区分別新築動向(平成 23~27 年)

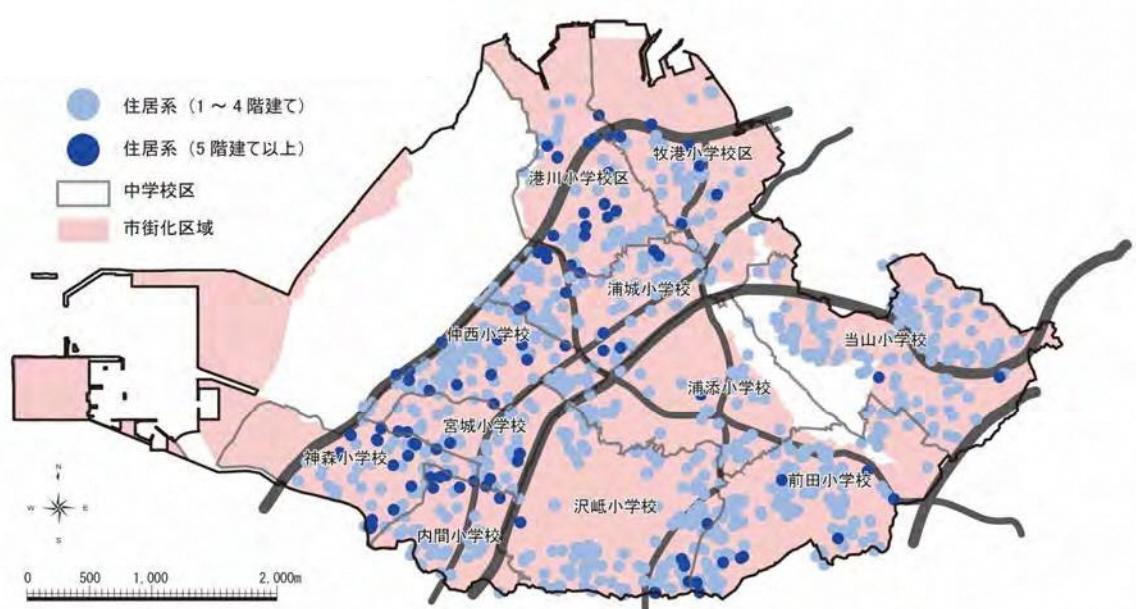


資料:平成29年度沖縄県都市計画基礎調査



資料:平成29年度沖縄県都市計画基礎調査

図:小学校区分別新築動向(平成 23~27 年)



(5)通学環境(スクールゾーン及びゾーン30の指定状況)

小学校区における通学環境について、スクールゾーンやゾーン30の指定状況でみると、仲西小学校、浦城小学校、港川小学校、浦添小学校は、ゾーン30指定箇所内に小学校が位置していますが、前田小学校区については、学校位置から離れた地点にゾーン30指定箇所が位置しています。

また、スクールゾーン道路標示地点については、おおむねスクールゾーンの対象となる小学校を中心とした半径500mの範囲内を基本としていますが、沢崎小学校区や浦添小学校区では、その範囲よりさらに広い範囲でスクールゾーン道路標示が確認されています。

○「ゾーン30」とは

通学路や生活道路等の交通事故防止策として、警察による一定区域(ゾーン)に最高速度30km/hの交通規制を実施するとともに、他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、抜け道として通行する行為の抑止等を図る生活道路対策です。



写真:浦城小学校区内の
ゾーン30

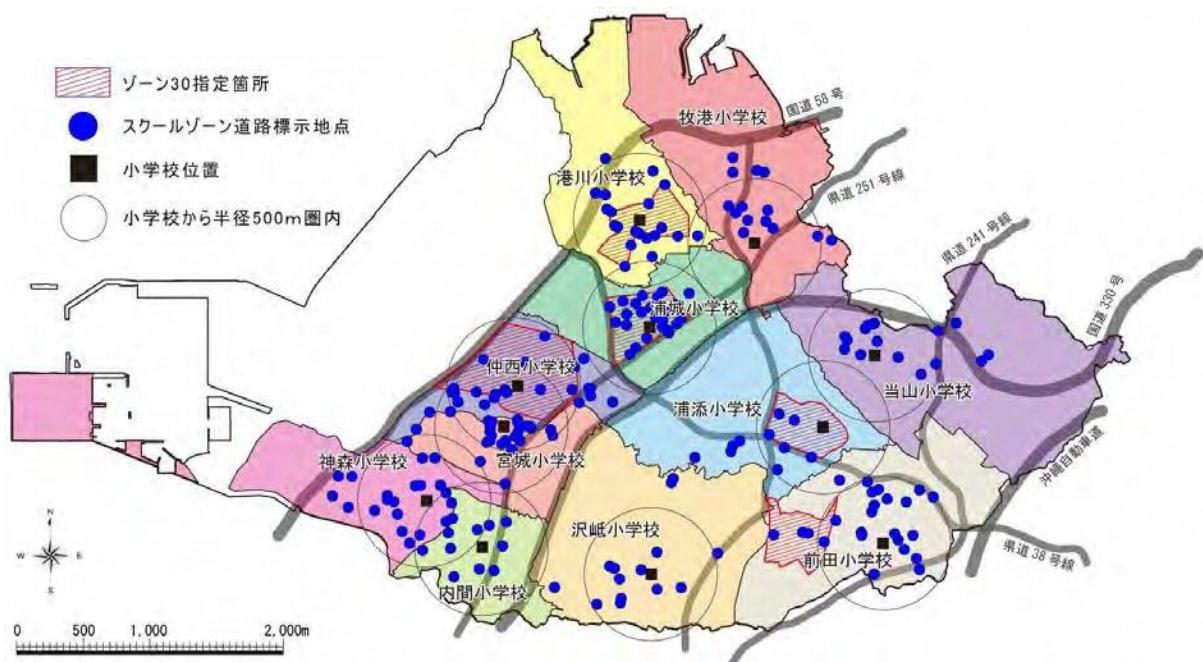
○「スクールゾーン」とは

昭和45年(1970年)公布「交通安全対策基本法第二十四条」に基づき、小学校などを中心に半径約500m程度の通学路を対象(幼稚園・保育園の通園路も含む地域もある)に、子どもの交通安全の確保を図る特定地域を指します。一方通行や速度規制、登下校時間帯の通行禁止などの交通規制が実施されていることもあります、交通標識や路面標示などで、スクールゾーンであることを示しています。



写真:港川小学校区の
スクールゾーン

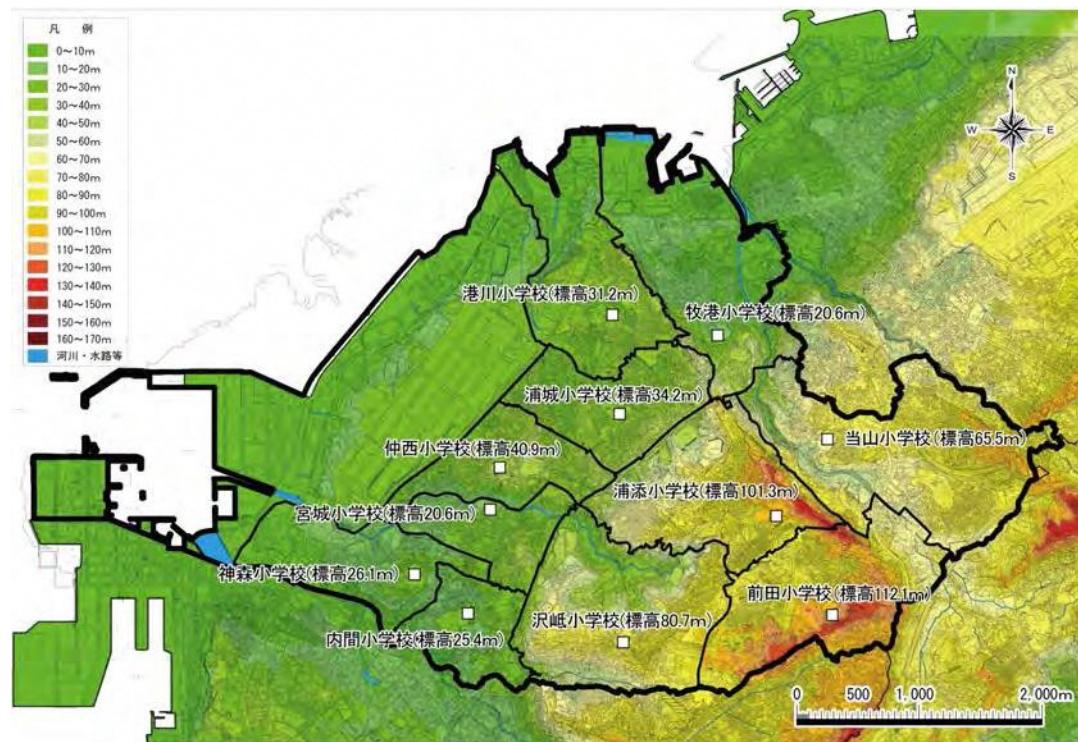
図:スクールゾーン及びゾーン30の指定状況



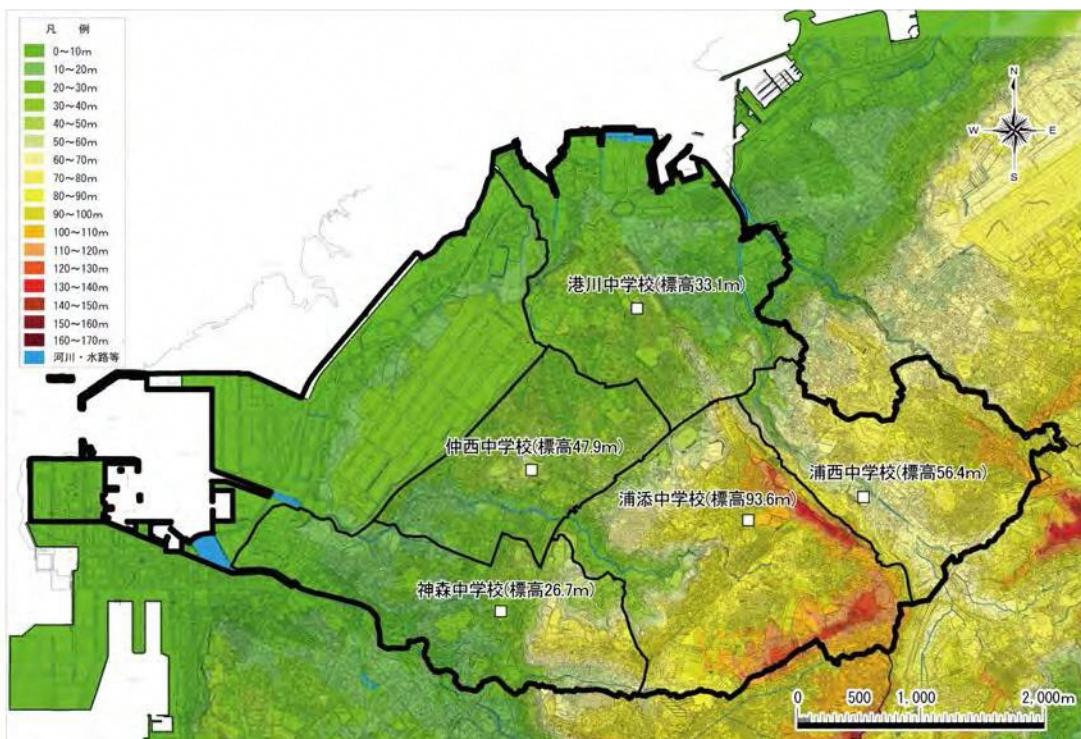
(6) 校区内の高低差

本市の地勢をみると、市域の東側を細長い丘陵が縦断、その丘陵から直角の方向に細い丘陵が市域の北側を通り、西の方角に緩やかに傾斜して海岸に続いています。そのため、浦添小学校校区や前田小学校校区では標高が高くなっています。

図：小学校区と標高



図：中学校区と標高



(7) 土地区画整理事業の状況

本市においては現在、浦添南第一土地区画整理事業、浦添南第二土地区画整理事業、てだこ浦西駅周辺土地区画整理事業、浦添前田駅周辺土地区画整理事業の4事業が施行中となっています。

校区内で土地区画整理事業が施行中なのは小学校区では沢城小学校、前田小学校、浦添小学校、当山小学校の4校、中学校区では神森中学校、浦添中学校、浦西中学校の3校となっており、人口増加に伴う児童生徒数の増加が予測されます。

図:土地区画整理事業の概要

事業名称	事業主体	施行面積 (ha)	施行年度(年)	推計に用いる人口流入期間	人口		整備状況
					現在 (人)	計画 (人)	
浦添市 伊祖	組合	5.9	S46~S49		1,226	—	事業完了
浦添市 宮城仲西	浦添市	13.2	S47~S55		2,454	—	事業完了
浦添市 大宮	浦添市	37.3	S53~H26		6,549	3,556	事業完了
浦添市 城間伊祖	浦添市	75.9	S50~H23		10,249	7,580	事業完了
浦添市 西原	組合	48.9	S59~H11		4,635	3,889	事業完了
浦添市 北経塚	組合	9.5	H1~H7		859	670	事業完了
浦添市 浦添南第一	浦添市	82.4	H4~R5	H30~R10	4,457	8,240	施行中
浦添市 浦添南第二	浦添市	60.4	H8~R7	H30~R27	1,131	6,040	施行中
浦添市 てだこ浦西駅周辺	組合	18.7	H27~R7	R3~R10	123	2,040	施行中
浦添市 浦添前田駅周辺	浦添市	2.0	H29~R4	R6~R8	172	240	施行中

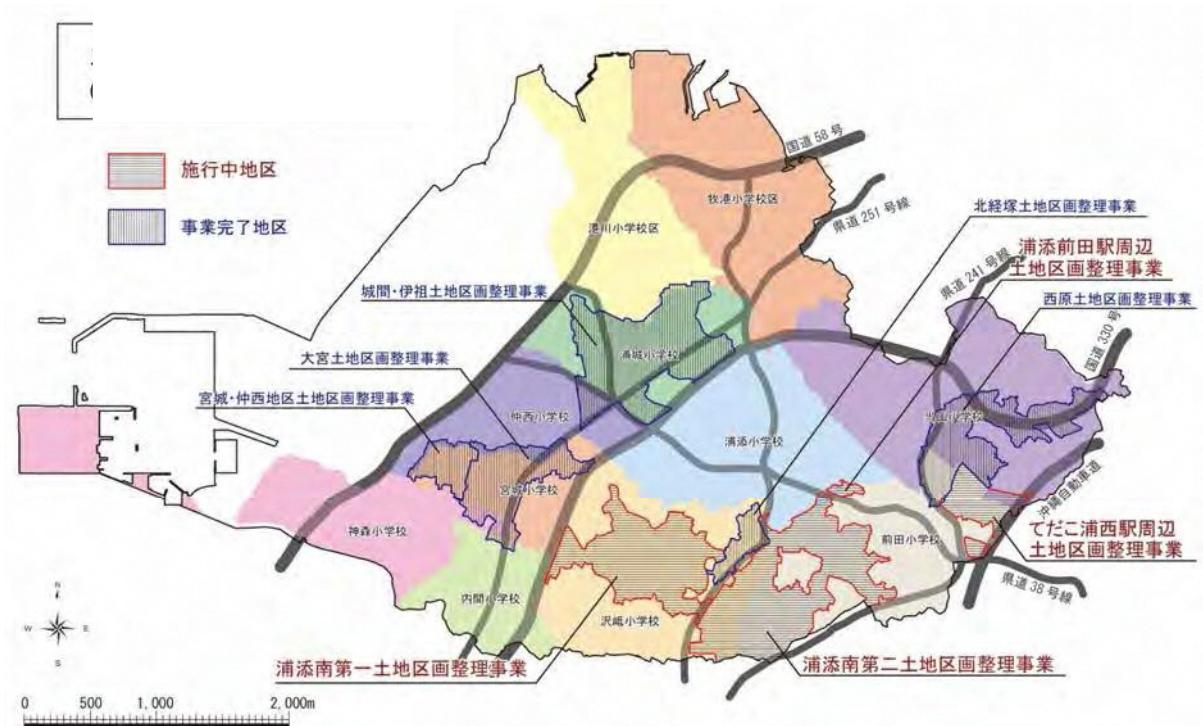
※「施行年度」は市HPより

※「推計に用いる人口流入期間」は「H29年度当山小学校過大規模に関する基礎調査(その2)」及び府内資料より引用

※「現在人口」は府内資料(令和3年3月末時点)より引用。一部、平成27年国勢調査より算出

※「計画人口」は第5次浦添市総合計画における人口フレーム算出時に使用した数字を引用

図:小学校区と土地区画整理事業区域



4. 学校施設の現状

(1) 小学校別学校施設の状況

建物敷地の面積をみると、最も敷地面積が大きいのは前田小学校で 17,041 m²となっており、次いで浦城小学校の 14,374 m²となっています。運動場面積が最も大きいのは、浦城小学校の 9,068 m²となっており、次いで神森小学校の 7,807 m²となっています。

校舎の状況としては、市立小学校は全て昭和 56 年(1981 年)6 月以降に建設された新耐震基準の鉄筋コンクリート造(RC 造)の建築物となっています。

また、普通教室数が最も多い小学校は浦城小学校と当山小学校で 31 教室となっており、最も普通教室数の少ない内間小学校の 20 教室とは 11 教室の差が生じている状況です。特別教室は浦添小学校が最も充実しており、13 教室となっています。

表:市立小学校の校地及び校舎の状況

	校地の状況				校舎の状況						校舎面積	単位:m ²						
	校地概要(用途)面積			計	屋内運動場	校舎概要			構造別面積	耐震基準別面積								
	建物敷地	運動場	その他			RC造(※1)	その他	新(※2)	旧(※3)									
浦添小学校	12,972	6,367	5,742	25,081	1,215	6,536	-	6,536	-	6,536								
仲西小学校	12,797	5,180	-	17,977	1,215	6,603	-	6,603	-	6,603								
神森小学校	12,695	7,807	1,778	22,280	1,215	5,706	-	5,706	-	5,706								
浦城小学校	14,374	9,068	3,668	27,110	1,258	7,197	133	7,197	-	7,330								
牧港小学校	13,424	7,597	2,514	23,535	1,215	6,258	-	6,258	-	6,258								
当山小学校	11,387	7,114	2,569	21,070	1,215	8,264	-	8,264	-	8,264								
内間小学校	8,923	5,241	2,252	16,416	1,215	6,302	-	6,302	-	6,302								
港川小学校	8,864	5,965	1,239	16,068	1,215	7,987	-	7,987	-	7,987								
宮城小学校	13,483	6,933	761	21,177	949	6,265	-	6,265	-	6,265								
沢崎小学校	11,681	6,015	2,790	20,486	949	5,963	-	5,963	-	5,963								
前田小学校	17,041	6,540	5,813	29,394	1,040	5,816	-	5,816	-	5,816								

※1…RC造(鉄筋コンクリート構造)

※2…新耐震基準(昭和56年6月以降の建築物)

※3…旧耐震基準(昭和56年5月以前の建築物)

出典:令和3年度 公立学校施設等の総括表

表:市立小学校の保有教室の状況

普通教室	保有教室の状況											計	単位:m ²	
	特別教室関係													
	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	外国語	視聴覚室	コンピューター	図書室	特別活動	教育相談			
浦添小学校	23	1	1	1	1	1	1	-	1	1	4	1	13	
仲西小学校	28	2	-	1	1	2	-	1	1	1	-	-	9	
神森小学校	25	1	-	1	1	1	-	1	1	1	-	-	7	
浦城小学校	31	2	-	2	1	1	-	1	1	1	2	1	12	
牧港小学校	21	1	1	1	1	1	-	1	1	1	1	1	10	
当山小学校	31	2	-	2	1	1	-	1	1	1	2	1	12	
内間小学校	20	1	1	1	1	1	1	-	1	1	1	1	10	
港川小学校	29	2	1	1	1	1	1	-	1	1	1	2	12	
宮城小学校	28	1	-	1	1	1	-	1	1	1	1	-	8	
沢崎小学校	27	1	-	1	1	1	-	1	1	1	-	1	8	
前田小学校	24	2	-	1	1	1	-	1	1	1	-	-	8	

出典:令和3年度 公立学校施設等の総括表

(2)児童一人あたりでみた教育環境

各小学校の学校施設等の面積を児童数で割った一人あたりの面積をみると、校舎面積、屋内運動場面積、運動場面積の3項目全てにおいて一人あたりの面積が最も大きいのは、児童数が最も少ない牧港小学校となっています。その一方で、上記3項目について一人あたりの面積が最も小さい学校は、校舎面積が浦城小学校、屋内運動場が当山小学校、運動場が港川小学校となっています。

表:児童一人あたりでみた教育環境

学校名	普通学級数 (学級)	特別支援学級数 (学級)	児童数 (人)	児童・生徒一人あたりの面積(m ²)		
				校舎	屋内運動場	運動場
浦添小学校	18	9	614	10.64	1.98	10.37
仲西小学校	19	9	594	11.12	2.05	8.72
神森小学校	20	7	626	9.12	1.94	12.47
浦城小学校	29	8	901	8.14	1.40	10.06
牧港小学校	16	6	468	13.37	2.60	16.23
当山小学校	30	13	999	8.27	1.22	7.12
内間小学校	18	7	554	11.38	2.19	9.46
港川小学校	29	11	980	8.15	1.24	6.09
宮城小学校	24	7	720	8.70	1.32	9.63
沢崎小学校	23	8	711	8.39	1.33	8.46
前田小学校	19	7	580	10.03	1.79	11.28

出典:令和3年度 公立学校施設等の総括表

図:児童一人あたりの校舎面積

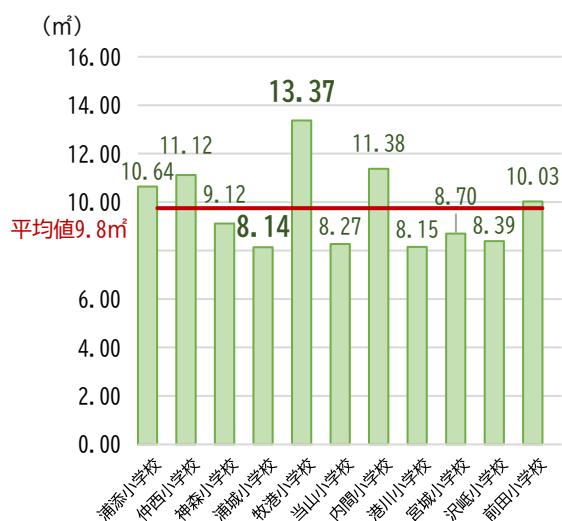


図:児童一人あたりの運動場面積

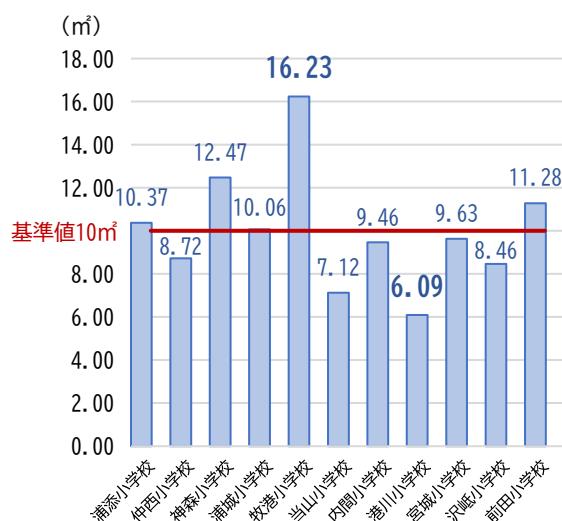
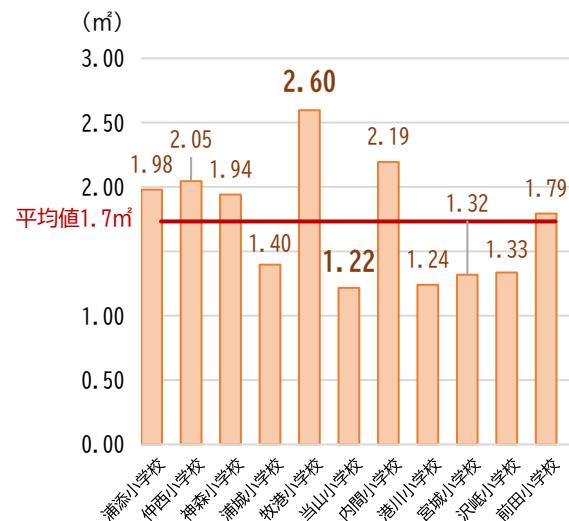


図:児童一人あたりの屋内運動場面積



■基準値と平均値について

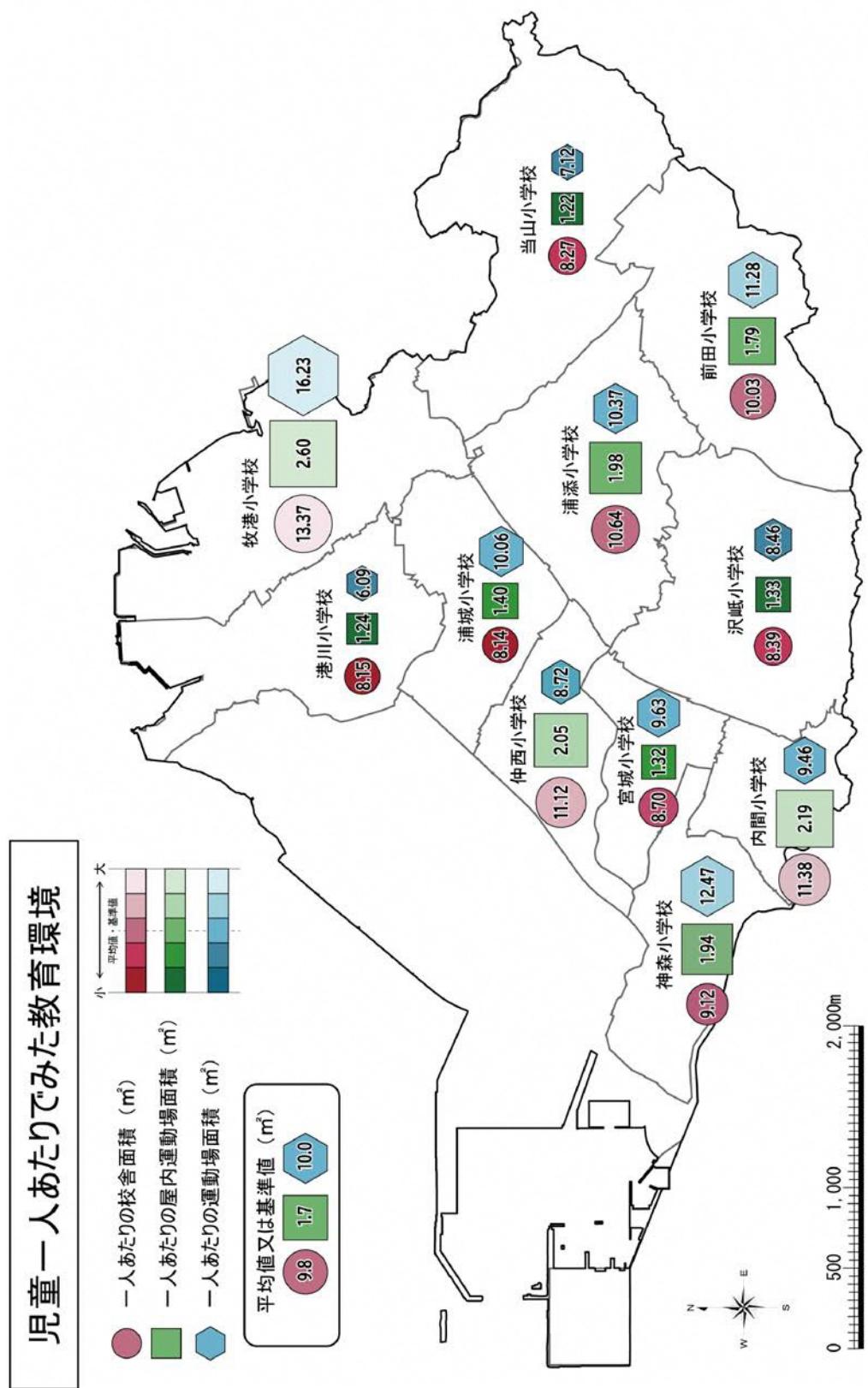
小学校設置基準第8条及び中学校設置基準第8条において、下表のように面積算定が定められています。

これにより、一人あたり10m²が基準値となる事が読み取れることから、グラフでは「基準値」として目安を示しています。

一方、校舎面積や屋内運動場面積については、学級数より算出され、基準となる数値がないことから、平均値を算出して示しています。

運動場面積算定表	
児童数	運動場面積(m ²)
1人以上240人以下	2,400
241人以上720人以下	2,400+10×(児童数-240)
721人以上	7,200
中学校設置基準(第8条別表)	
生徒数	運動場面積(m ²)
1人以上240人以下	3,600
241人以上720人以下	3,600+10×(生徒数-240)
721人以上	8,400

図:児童一人あたりでみた教育環境



(3)中学校別学校施設の状況

建物敷地の面積をみると、最も敷地面積が大きいのは神森中学校の 15,580 m²となっており、次いで港川中学校の 13,956 m²となっています。運動場面積が最も大きいのは仲西中学校の 10,480 m²となっており、次いで神森中学校の 10,274 m²となっています。

校舎の状況としては、市立中学校は全て昭和 56 年(1981 年)6 月以降に建設された新耐震基準の鉄筋コンクリート造(RC 造)の建築物となっています。

また、普通教室数の最も多い中学校は港川中学校で 31 教室となっており、最も普通教室数の少ない浦西中学校の 16 教室とは 15 教室の差が生じています。特別教室は浦添中学校が最も充実しており、20 教室となっています。

表:市立中学校における校地及び校舎の現状

	校地の状況					校舎の状況						校舎面積			
	校地概要(用途)面積			計	屋内運動場	校舎概要									
	保有					構造別面積		耐震基準別面積							
	建物敷地	運動場	その他			RC造(※1)	その他	新(※2)	旧(※3)						
	浦添中学校	10,893	9,783	2,032	22,708	1,400	7,818	-	7,818	-	7,818				
浦添中学校	10,893	9,783	2,032	22,708	1,400	7,818	-	7,818	-	7,818	7,818				
仲西中学校	13,459	10,480	1,989	25,928	1,400	9,370	1,017	9,370	-	9,370	10,387				
神森中学校	15,580	10,274	169	26,023	1,400	8,337	16	8,337	-	8,337	8,353				
港川中学校	13,956	7,169	1,652	22,777	1,201	7,725	-	7,725	-	7,725	7,725				
浦西中学校	13,806	9,663	8,822	32,291	1,163	5,066	-	5,066	-	5,066	5,066				

※1…RC造(鉄筋コンクリート構造)

出典:令和3年度 公立学校施設等の総括表

※2…新耐震基準(昭和56年6月以降の建築物)

※3…旧耐震基準(昭和56年5月以前の建築物)

表:市立中学校の保有教室の状況

普通教室	保有教室の状況													計	
	特別教室関係														
	理科	音楽	美術	技術	家庭	外國語	視聴覚	コンピューター	図書室	特別活動	教育相談	進路資料	計		
浦添中学校	22	2	2	2	2	2	-	1	2	1	1	4	1	20	
仲西中学校	30	2	2	2	2	2	-	1	1	1	1	1	-	15	
神森中学校	27	2	2	2	3	2	-	1	2	1	1	2	-	18	
港川中学校	31	2	2	2	2	2	-	1	1	1	-	2	1	16	
浦西中学校	16	2	1	1	2	2	-	1	1	1	1	1	-	13	

出典:令和3年度 公立学校施設等の総括表

(4)生徒一人あたりでみた教育環境

各中学校の学校施設等の面積を生徒数で割った一人あたりの面積をみると、屋内運動場面積、運動場面積において一人あたりの面積が最も大きいのは、生徒数が最も少ない浦西中学校となっています。その一方で、校舎面積、運動場面積において一人あたりの面積が最も小さいのは、港川中学校となっています。

表:生徒一人あたりでみた教育環境

学校名	普通 学級数 (学級)	特別支援 学級数 (学級)	生徒数 (人)	児童・生徒一人あたりの面積(㎡)		
				校舎	屋内 運動場	運動場
浦添中学校	21	6	698	11.20	2.01	14.02
仲西中学校	28	5	959	10.83	1.46	10.93
神森中学校	24	9	860	9.71	1.63	11.95
港川中学校	23	7	803	9.62	1.50	8.93
浦西中学校	15	4	494	10.26	2.35	19.56

出典:令和3年度 公立学校施設等の総括表

図:生徒一人あたりの校舎面積

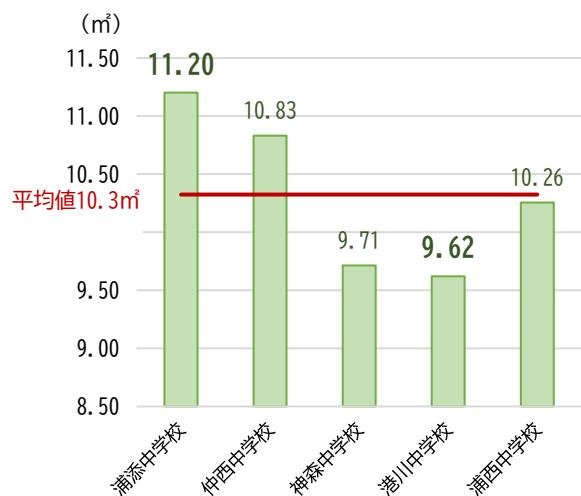


図:生徒一人あたりの屋内運動場面積

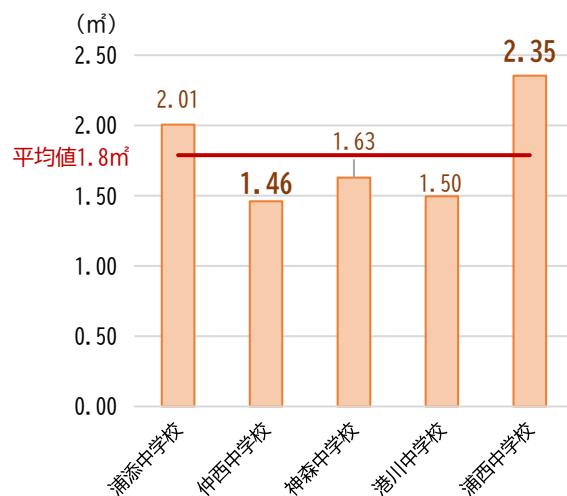
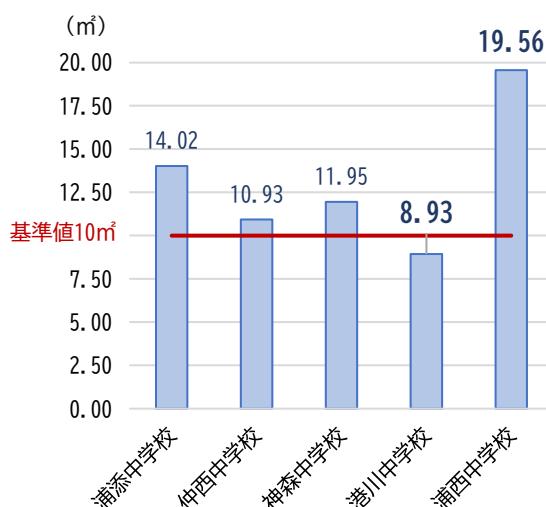


図:生徒一人あたりの運動場面積



■基準値と平均値について

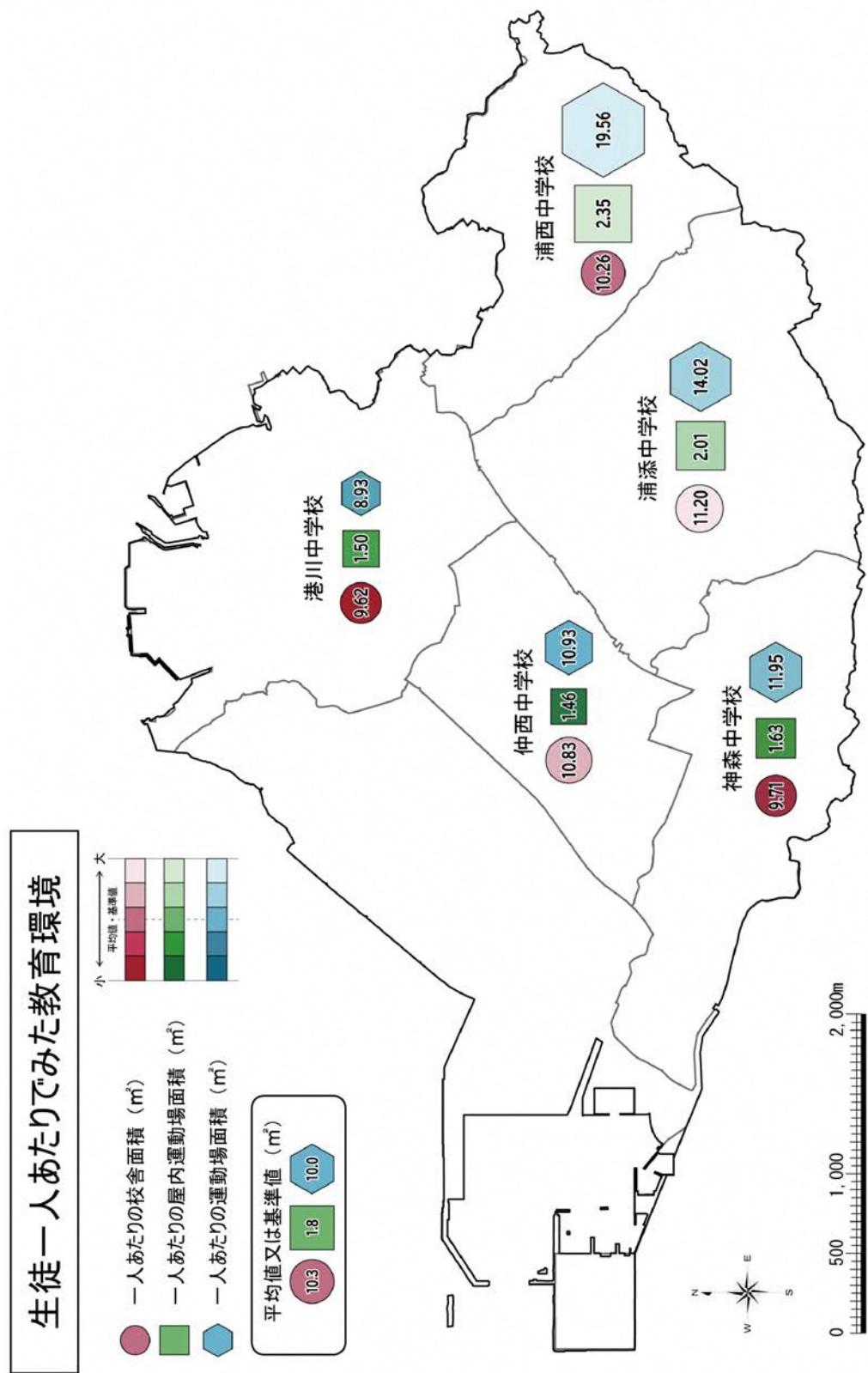
小学校設置基準第8条及び中学校設置基準第8条において、下表のように面積算定が定められています。

これにより、一人あたり10m²が基準値となる事が読み取れることから、グラフでは「基準値」として目安を示しています。

一方、校舎面積や屋内運動場面積については、学級数より算出され、基準となる数値がないことから、平均値を算出して示しています。

運動場面積算定表	
児童数	運動場面積(㎡)
1人以上240人以下	2,400
241人以上720人以下	$2,400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$
721人以上	7,200
中学校設置基準(第8条別表)	
生徒数	運動場面積(㎡)
1人以上240人以下	3,600
241人以上720人以下	$3,600 + 10 \times (\text{生徒数} - 240)$
721人以上	8,400

図：生徒一人あたりでみた教育環境



5. 児童生徒数及び学級数の推計

(1) 推計の概要

推計の概要について以下に示します。

1	推計手法	コーホート要因法
2	基準人口	住民基本台帳 令和2年9月末時点
3	推計期間	令和3年(2021年)～令和27年(2045年)までの25年間
4	各要因	【生存率・純移動率子ども女性比・0～4歳性比】 国立社会保障・人口問題研究所(平成30年3月推計)

■推計における学級編制の考え方について

沖縄県においては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第2項に基づき、沖縄県独自の学級編制の弾力化として右表の通り少人数学級編制ができるよう示しています。

区分	学年	1学級の児童又は生徒の数
		1学年
小学校	2学年	30人(下限25人)及び35人
	3～6学年	35人
中学校	1～3学年	35人

本市においても少人数学級編制に取り組んでいることから、将来の学級数の見込みとしては少人数学級編制を基本とします。

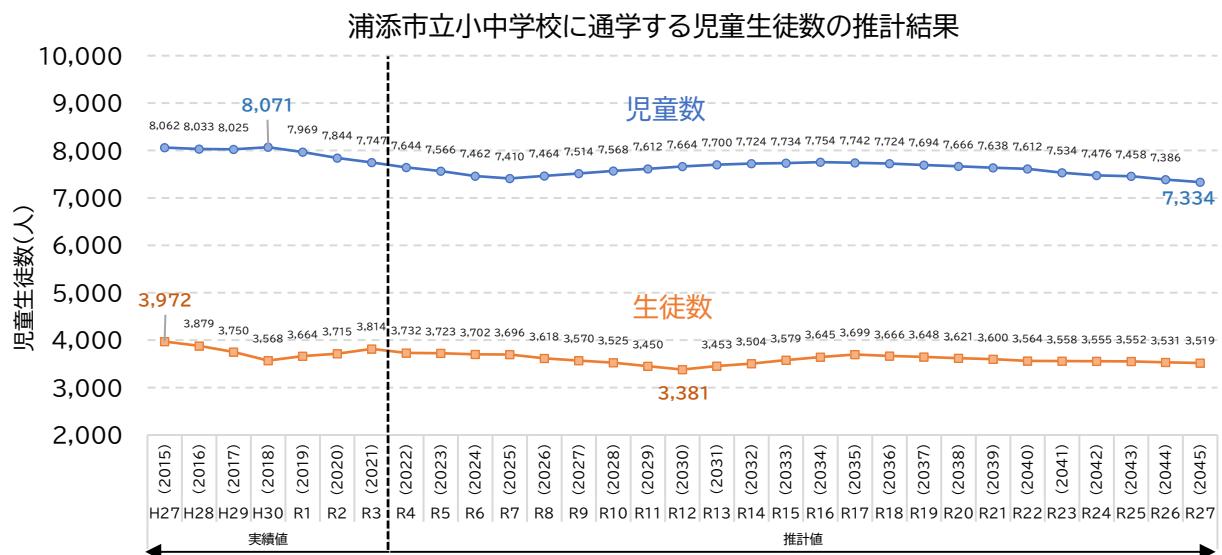
(2) 推計結果

① 児童生徒数推計の結果

児童生徒数の推計結果をみると、平成30年(2018年)以降は減少傾向にありますが、土地区画整理事業の影響もあり令和8年(2026年)に増加に転じ、令和16年(2034年)まで増加し続けることが予測されます。

生徒数についてもピークは既に迎えており、令和12年(2030年)まで減少傾向にありますが、その後増加に転じ、令和17年(2035年)まで増加し続けることが予測されます。

図：浦添市立小中学校に通学する児童生徒数の推計結果



② 小学校別 児童数推計の結果

小学校別児童数推計の結果をみると、令和3年(2021年)時点でも最も児童数の多い当山小学校が将来的にも市立小学校で最も在籍児童数が多くなることが予測されますが、ピークは既に迎えており、今後は減少傾向になることが予測されます。

また、最も児童数の増加が著しいのは沢嶺小学校となり、児童数は令和25年(2043年)まで増加し続ける予測となります。

図:小学校別 児童数の推計結果

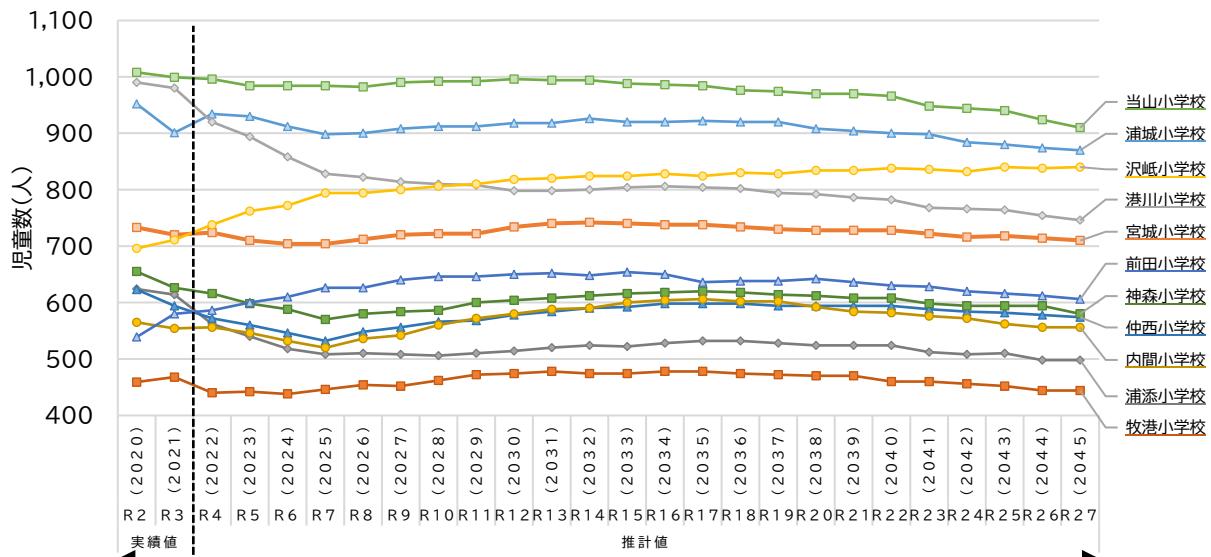
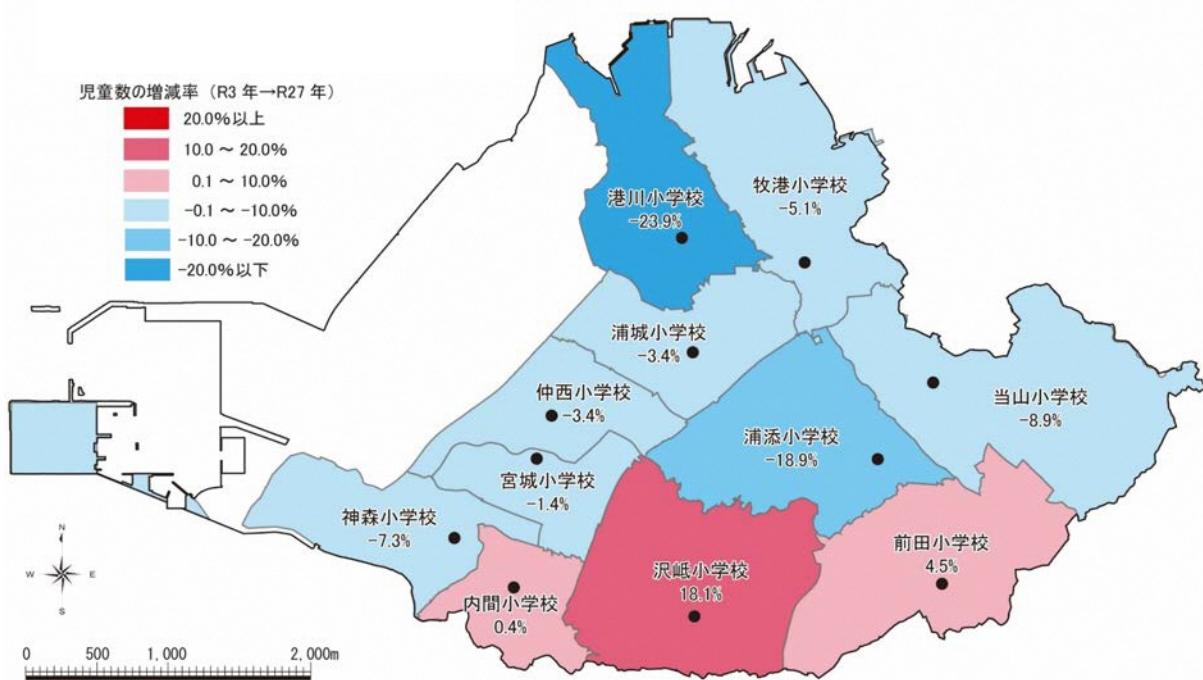


図:小学校における児童数の増減率(令和3年から令和27年)



③ 中学校別 生徒数推計の結果

中学校別生徒数の推計をみると、令和3年(2021年)時点で最も生徒数の多い仲西中学校が将来的にも市立中学校で最も在籍生徒数が多くなることが予測されますが、ピークは既に迎えており、今後は減少傾向になることが予測されます。

また、浦添中学校を除く全ての中学校においては現在の生徒数をピークに減少傾向が続きますが、令和13年(2031年)に増加に転じ、令和17年(2035年)に再び減少に転じることが予測されます。

図:中学校別 生徒数の推計結果

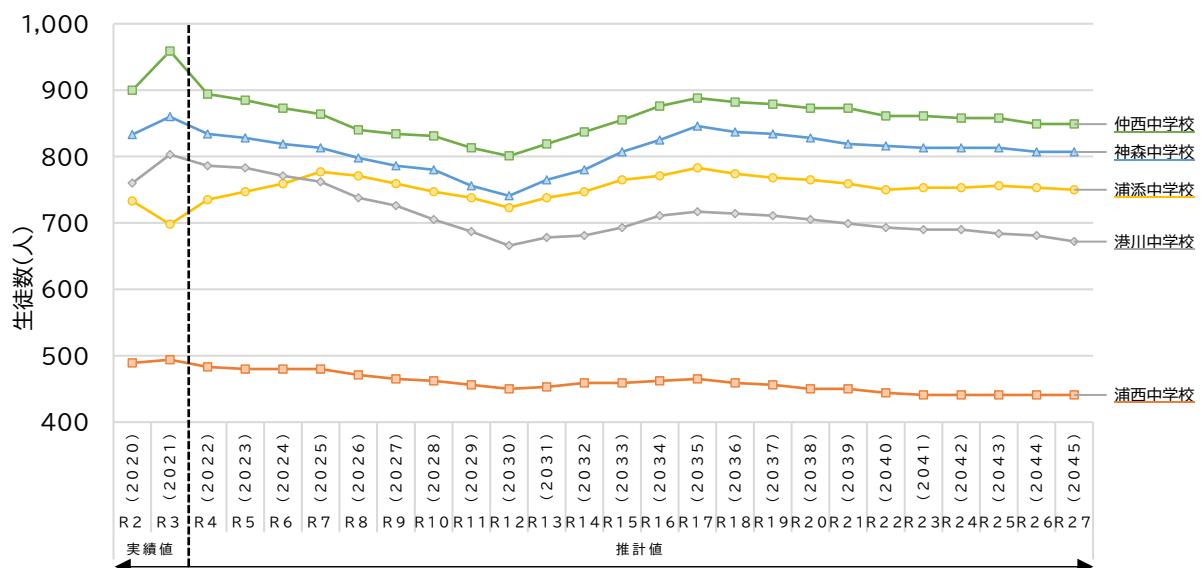
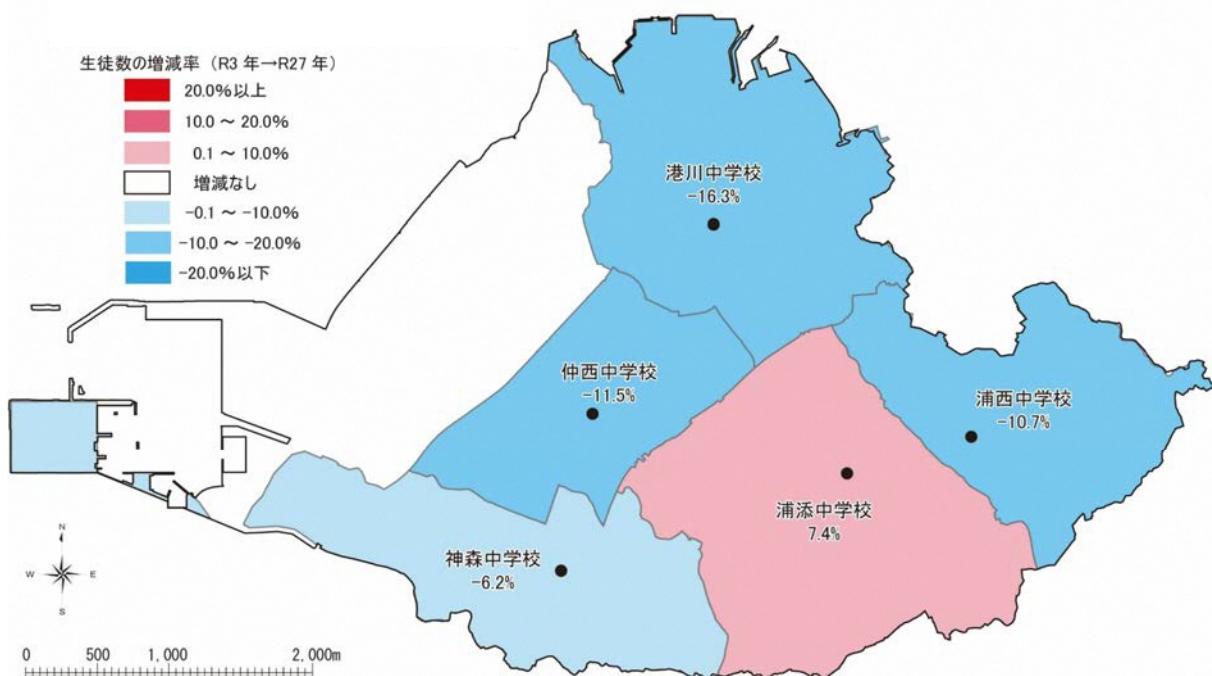


図:中学校における生徒数の増減率(令和3年から令和27年)



④ 小学校別 学級数推計の結果

小学校別学級数推計の結果をみると、少人数学級編制の場合学級数が最も多くなるのは当山小学校で、令和 10 年(2028 年)から令和 15 年(2033 年)にかけて 46 学級とピークを迎える、その後は減少に転じることが予測されます。

一方で、最も学級数が少なくなるのは牧港小学校で令和 27 年(2045 年)には 19 学級となり、最も学級数の多い当山小学校の 41 学級とは 22 学級の差が生じることが予測されます。

図:小学校別 学級数(少人数学級編制)の推計結果 ※特別支援学級を含む

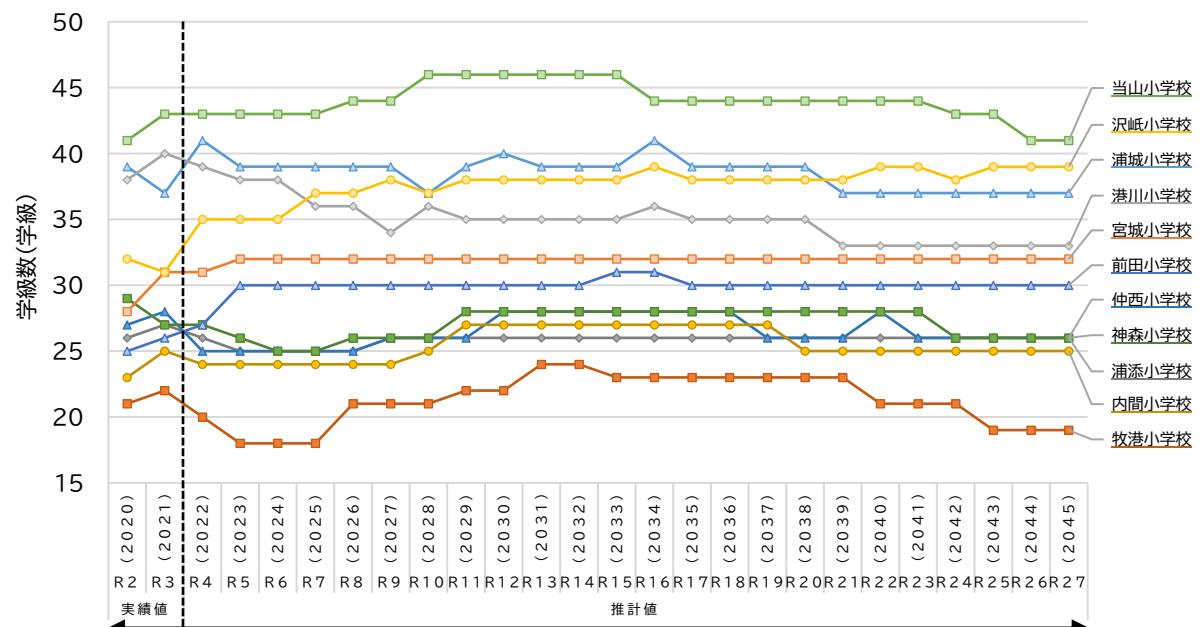
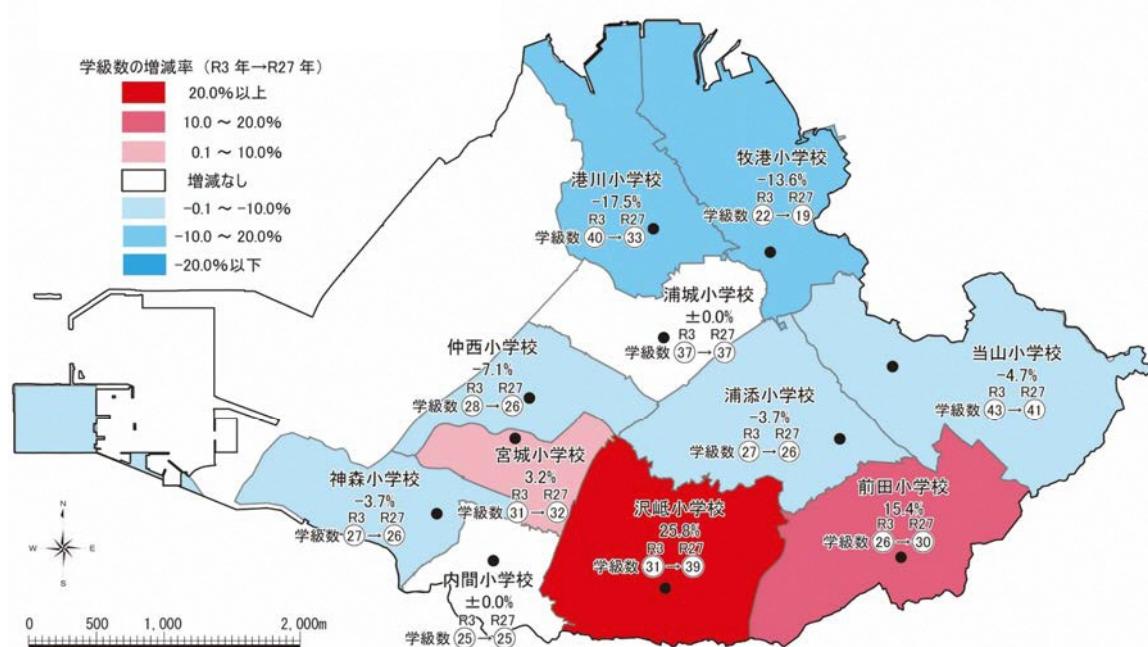


図:小学校における学級数の増減率(令和 3 年から令和 27 年)



⑤ 中学校別 学級数推計の結果

中学校別学級数推計の結果をみると、少人数学級編制の場合最も学級数が多くなるのは仲西中学校で令和 17 年(2035 年)に 33 学級となることが予測されますが、令和 18 年(2036 年)以降は神森中学校が市内中学校で最も学級数が多くなります。

一方で、最も学級数の少ない浦西中学校においては令和 27 年(2045 年)に 17 学級となることが予測されており、最も学級数の多い神森中学校の 31 学級とは 14 学級の差が生じることが予測されます。

図:中学校別 学級数(少人数学級編制)の推計結果 ※特別支援学級を含む

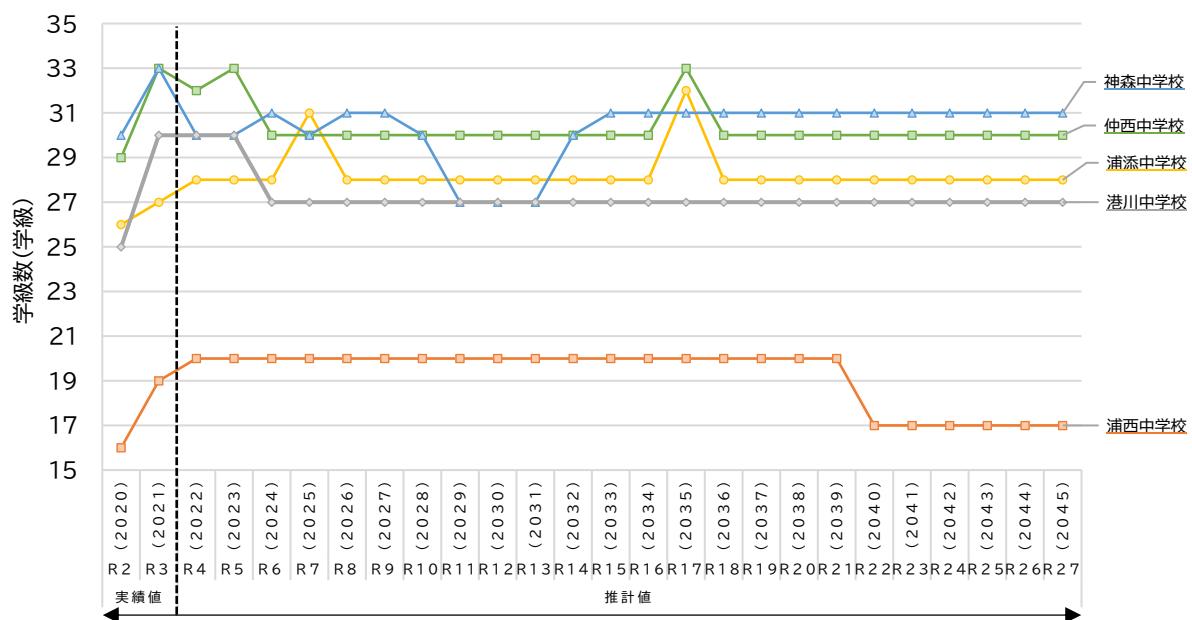
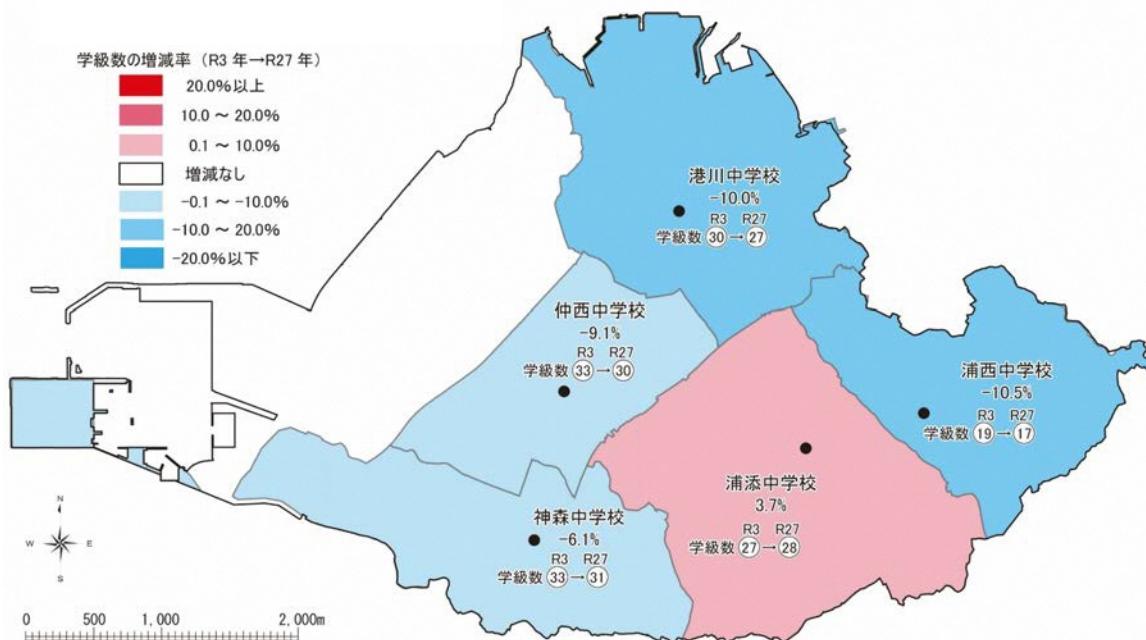


図:中学校における学級数の増減率(令和 3 年から令和 27 年)



⑥ 推計結果のまとめ

各市立学校の令和3年(2021年)の実績値と推計値のピークをみると、市立小学校においては、浦添小学校、神森小学校、港川小学校の3校の推計値のピークは令和3年(2021年)の実績値と比較してマイナスとなり、その他の小学校では増加が見込まれます。

特に、沢嶺小学校においては令和3年(2021年)の実績値より100人以上も増加することが予測されます。学級数が現状よりも最も増加するのは沢嶺小学校となり、ピーク時は現状よりも8学級増加することが予測されます。

市立中学校においては、推計値のピークが令和3年(2021年)の実績値と比較して増加するのは浦添中学校の1校のみとなり、その他はマイナスとなることが予測されます。

学級数が現状よりも最も増加するのは浦添中学校となり、ピーク時は現状よりも5学級増加することが予測され、仲西中学校、神森中学校、港川中学校については減少またはおおむね横ばいとなることが予測されます。

表:推計結果のまとめ一覧

	学校名	区分	実績値	推計値	
			令和3年 (2021年)	推計値の ピーク	実績値(R3) との差
小学校	浦添小学校	児童数	614	562	-52
		学級数(少人数学級編制)	27	26	-1
	仲西小学校	児童数	594	598	4
		学級数(少人数学級編制)	28	28	0
	神森小学校	児童数	626	620	-6
		学級数(少人数学級編制)	27	28	1
	浦城小学校	児童数	901	934	33
		学級数(少人数学級編制)	37	41	4
	牧港小学校	児童数	468	478	10
		学級数(少人数学級編制)	22	24	2
中学校	当山小学校	児童数	999	996	-3
		学級数(少人数学級編制)	43	46	3
	内間小学校	児童数	554	606	52
		学級数(少人数学級編制)	25	27	2
	港川小学校	児童数	980	920	-60
		学級数(少人数学級編制)	40	39	-1
	宮城小学校	児童数	720	742	22
		学級数(少人数学級編制)	31	32	1
	沢嶺小学校	児童数	711	840	129
		学級数(少人数学級編制)	31	39	8
	前田小学校	児童数	580	654	74
		学級数(少人数学級編制)	26	31	5
	浦添中学校	生徒数	698	783	85
		学級数(少人数学級編制)	27	32	5
	仲西中学校	生徒数	959	894	-65
		学級数(少人数学級編制)	33	33	0
	神森中学校	生徒数	860	846	-14
		学級数(少人数学級編制)	33	31	-2
	港川中学校	生徒数	803	786	-17
		学級数(少人数学級編制)	30	30	0
	浦西中学校	生徒数	494	483	-11
		学級数(少人数学級編制)	19	20	1

6. 現状と課題の整理

「3. 学校区の現状」から「5. 児童生徒数及び学級数の推計」において整理した内容を踏まえ、各学校における現状と課題について以下に整理します。

(1) 小学校区毎の現状整理

青字:生徒数・学級数の減少や減少に伴う内容

赤字:生徒数・学級数の増加や増加に伴う内容

	校区の現状	学校施設の現状 と教育環境	児童数 これまでの傾向 (10年)	児童数 これからの予測 (20年)	学級数 これからの予測 (20年)
浦添小学校	【校区面積】 159.2ha ・ 他校区と比較して 住宅系の新築件数 が少ない ・ 人口密度も平均的	・ 全ての施設において一人あたりの面積は平均値や基準値を上回っている	・ 児童数は減少傾向 ・ 特別支援学級数の増加により、学校全体での学級数は増加傾向にある	・ R7年 (2025年)までは減少傾向にあり、その後は横ばいで推移する	・ 普通学級及び特別支援学級はおおむね横ばいで推移することが予測される
仲西小学校	【校区面積】 84.8ha ・ 土地利用では住宅用地が大半を占める ・ 人口密度が高い ・ 校区の大半がゾーン30に指定	・ 校舎、屋内運動場については一人あたりの面積が平均値や基準値を上回っているが、運動場については基準値を下回っている	・ 児童数は減少傾向 ・ 普通学級数は減少傾向にあるが特別支援学級は増加	・ R7年 (2025年)まで減少傾向だが、その後増加に転じ、その後は全体的に横ばいで推移	・ 普通学級及び特別支援学級はおおむね横ばいで推移することが予測される
神森小学校	【校区面積】 132.1ha ・ 住宅の新築件数は少ないが集合住宅の新築動向は著しい	・ 屋内運動場、運動場については一人あたりの面積が平均値や基準値を上回っているが、校舎については平均値を下回っている	・ 児童数は減少傾向 ・ 特別支援学級の増加により、学校全体での学級数は増加傾向にある	・ R7年 (2025年)まで減少傾向だが、その後増加に転じ、その後は全体的に横ばいで推移	・ 普通学級及び特別支援学級はおおむね横ばいで推移することが予測される
浦城小学校	【校区面積】 104.8ha ・ 土地利用は住宅用地が占める割合が最も高い ・ 人口密度が高い	・ 運動場については一人あたりの面積が基準値を上回っているが、校舎、屋内運動場については平均値を下回っている	・ 児童数は1,000人前後で推移 ・ 特別支援学級の増加により、学校全体での学級数は増加傾向にある	・ 少少増減はあるが全体的に横ばいで推移すると予測される	・ 普通学級は減少するが、特別支援学級は増加することが予測される
牧港小学校	【校区面積】 ・ 181.2ha ・ 土地利用は工業用地が占める割合が高い ・ R58号以北には住宅用地が少ない ・ 人口密度は平均的	・ 全ての施設において一人あたりの面積は平均値や基準値を上回っている ・ 全ての施設において一人あたりの面積は最大となっている	・ 市内で最も児童数及び学級数が少ない ・ 児童数は減少傾向 ・ 学級数は横ばいで推移	・ 少少増減はあるが全体的に横ばいで推移すると予測される	・ 普通学級及び特別支援学級はおおむね横ばいで推移することが予測される

	校区の現状	学校施設の現状 と教育環境	児童数 これまでの傾向 (10年)	児童数 からの予測 (20年)	学級数 からの予測 (20年)
当山小学校	<p>【校区面積】 222.8ha(最大)</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地利用は住宅用地が占める割合が高い 住宅系の新築動向が著しい 一部地域は土地区画整理事業区域となっている 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての施設において一人あたりの面積は平均値や基準値を下回っている 特に屋内運動場の一人あたりの面積は最小となっている 	<ul style="list-style-type: none"> 市内で最も児童数及び学級数が多い H30年以降に40学級を超える、分離新設校の方針が決定しその取り組みが進められている 	<ul style="list-style-type: none"> 今後減少傾向が続くと予測される 	<ul style="list-style-type: none"> 普通学級及び特別支援学級はおおむね横ばいで推移することが予測される
内間小学校	<p>【校区面積】 66.4ha</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地利用は住宅用地が占める割合が高い 住宅系の新築件数は少ないが、人口密度が高い 	<ul style="list-style-type: none"> 校舎、屋内運動場については一人あたりの面積は平均値や基準値を上回っているが、運動場については基準値を下回っている 	<ul style="list-style-type: none"> 児童数及び普通学級数は減少傾向 	<ul style="list-style-type: none"> R7年(2025年)まで減少傾向だが、その後増加に転じ、R17年(2035年)をピークにその後は減少すると予測される 	<ul style="list-style-type: none"> 普通学級及び特別支援学級はおおむね横ばいで推移することが予測される
港川小学校	<p>【校区面積】 143.8ha</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地利用は住宅用地が占める割合が高い R58号以南の人口密度は高い 集合住宅の新築動向が著しい 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての施設において一人あたりの面積は平均値や基準値を下回っている 特に運動場の一人あたりの面積は最小となっている 	<ul style="list-style-type: none"> 近年、児童数及び学級数は増加傾向 当山小学校に次いで児童数及び学級数が多い 	<ul style="list-style-type: none"> 今後減少傾向が続くと予測される R2年(2020年)からR7年(2025年)にかけての減少が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> 普通学級は減少するが、特別支援学級は横ばいで推移することが予測される
宮城小学校	<p>【校区面積】 65.5ha</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地利用は住宅用地が大半を占める 人口密度が最も高い 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての施設において一人あたりの面積は平均値や基準値を下回っている 	<ul style="list-style-type: none"> 児童数及び学級数はおおむね横ばいで推移 	<ul style="list-style-type: none"> 多少増減はあるが全体的に横ばいで推移すると予測される 	<ul style="list-style-type: none"> 普通学級及び特別支援学級はおおむね横ばいで推移することが予測される
沢庭小学校	<p>【校区面積】 190.1ha</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地利用は自然的土地利用が占める割合が最も高い 3つの土地区画整理事業が施行中であり、住宅系の新築動向が著しい 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての施設において一人あたりの面積は平均値や基準値を下回っている 	<ul style="list-style-type: none"> 児童数及び学級数はおおむね横ばいで推移 特別支援学級の増加が著しい 	<ul style="list-style-type: none"> 今後増加傾向が続くことが予測される 	<ul style="list-style-type: none"> 普通学級及び特別支援学級は増加することが予測される
前田小学校	<p>【校区面積】 159.2ha</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地利用は自然的土地利用が占める割合が最も高い 3つの土地区画整理事業が施行中であり、住宅系の新築動向が著しい 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての施設において一人あたりの面積は平均値や基準値を上回っている 	<ul style="list-style-type: none"> 児童数及び学級数はおおむね横ばいで推移 	<ul style="list-style-type: none"> R13年(2031年)まで増加基調となり、その後は減少に転じることが予測される 	<ul style="list-style-type: none"> 普通学級は微増で特別支援学級は増加することが予測される

(2)中学校区毎の現状整理

青字:生徒数・学級数の減少や減少に伴う内容

赤字:生徒数・学級数の増加や増加に伴う内容

	校区の現状	学校施設の現状 と教育環境	生徒数 これまでの傾向 (10年)	生徒数 これからの予測 (20年)	学級数 これからの予測 (20年)
浦添中学校	<p>【校区面積】 397.7ha(最大)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然的土地利用が多い 人口密度も平均的 3つの土地区画整理事業が施行中で、住宅系の新築動向が著しい 	<ul style="list-style-type: none"> 校舎、屋内運動場、運動場の一人あたりの面積は平均値や基準値を上回っている 特に校舎の一人あたり面積は市内中学校で最大となっている 	<ul style="list-style-type: none"> 減少傾向にある 特別支援学級数の増加により、学校全体での学級数は増加傾向にある 	<ul style="list-style-type: none"> 今後減少傾向になり、R12に増加に転じるが、全体的におおむね横ばいであることが予測される 	<ul style="list-style-type: none"> 普通学級及び特別支援学級数はおおむね横ばいで推移することが予測されている
仲西中学校	<p>【校区面積】 206.8ha</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地利用では大半が住宅用地 人口密度が最も高い 住宅系の新築動向も著しく、集合住宅も多い 	<ul style="list-style-type: none"> 校舎、運動場については一人あたりの面積が平均値や基準値を上回っている 	<ul style="list-style-type: none"> 市内で最も生徒数及び普通学級数が多いが、全体的に減少傾向である 	<ul style="list-style-type: none"> 今後減少傾向になり、R12に増加に転じるが、全体的におおむね横ばいであることが予測される 	<ul style="list-style-type: none"> 普通学級は減少傾向にあるが、特別支援学級数はおおむね横ばいで推移することが予測されている
神森中学校	<p>【校区面積】 304.6ha</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口密度が比較的高い 集合住宅の立地が多い 	<ul style="list-style-type: none"> 運動場については一人あたりの面積が基準値を上回っているが、校舎面積、屋内運動場面積については一人あたりの平均値を下回っている 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒数は800人～900人前後で推移している 特別支援学級数の増加が著しい 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒数はR12年(2030年)まで減少傾向にあるが、その後増加に転じ横ばいとなることが予測される 	<ul style="list-style-type: none"> 普通学級及び特別支援学級数はおおむね横ばいで推移することが予測されている
港川中学校	<p>【校区面積】 358.1ha</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地利用では住宅用地の占める割合が最も高い R58号以南の人口密度は高い 住宅系の新築件数は最も少ないが、集合住宅が多い 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての施設において一人あたりの面積は平均値や基準値を下回っている 特に校舎と運動場については市内中学校で最小となっている 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒数及び学級数は増減を繰り返しながらも全体的には減少傾向 	<ul style="list-style-type: none"> 多少の増減があるが、全体を通して減少傾向にある 	<ul style="list-style-type: none"> 普通学級は減少傾向にあるが、特別支援学級数はおおむね横ばいで推移することが予測されている
浦西中学校	<p>【校区面積】 252.2ha</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地利用は工業用地が占める割合が高い 人口密度は平均的 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内運動場、運動場の一人あたりの面積は平均値や基準値を上回っている 校舎については一人あたりの平均値を若干下回っている 	<ul style="list-style-type: none"> 市内で最も生徒数及び学級数が少なく、500人弱で推移 特別支援学級数についても他中学校と比較しても少ない 	<ul style="list-style-type: none"> 今後減少傾向が続くことが予測される 	<ul style="list-style-type: none"> 普通学級は減少傾向にあるが、特別支援学級数はおおむね横ばいで推移することが予測されている

(3)小学校区毎の課題の整理

① 学校施設の充実度について

当山小学校、港川小学校は、児童一人あたりに換算した校舎面積や運動場面積、屋内運動場面積が他小学校と比較して小さい状況となっています。

② 学級数について

沢嶠小学校は、児童数及び普通学級の増加が予測されることから教室数の確保など対応が必要となります。特に、児童数が令和3年(2021年)から令和27年(2045年)までの間に約130人増加することが予測されるため、教室数の確保のみならず、学校区の変更等も含めた検討が必要です。また、その他の小学校においても特別支援学級の増加が予測されることから、教室数の確保など対応が必要です。

(4)中学校区毎の課題の整理

① 学校施設の充実度について

港川中学校は、生徒一人あたりに換算した校舎面積や運動場面積が、他中学校と比較して小さい状況となっています。

② 学級数について

市立中学校 5 校全てにおいて、普通学級は微減またはおおむね横ばいと予想されますが、特別支援学級は増加またはおおむね横ばいで推移することが予測されるため、教室数の確保など対応が必要です。

第3章 学校の規模に関する意識

1. アンケート調査の概要

本市立小中学校に対し学校規模(学級数、児童生徒数等)や学校配置(通学時間、通学距離等)に関する意見収集と分析を行い、本基本方針へ反映させることを目的に本市立小中学校における校長・教頭・学年主任を対象としたアンケート調査を実施しました。その概要について以下に示します。

(1)学級数について

小学校における望ましいと思う 1 学年あたりの学級数について、「2~3 学級」が 59.1%と最も回答が多く、次いで「4~5 学級」が 26.1%となっています。

中学校における望ましいと思う 1 学年あたりの学級数について伺ったところ、「4~5 学級」が 85.2%と最も回答が多く、次いで「6 学級以上」が 11.1%となっています。

(2)理想とする児童生徒数

小学校における望ましいと思う 1 学校あたりの児童数について伺ったところ、「600 名規模(目安:1 学年あたり 3 学級、全学年 18 学級)」という回答が 67.0%と最も多く、次いで「800 名規模(目安:1 学年あたり 4 学級、全学年 24 学級)」の回答が 26.1%となっています。

中学校における望ましいと思う 1 学校あたりの生徒数について伺ったところ、「420 名規模(目安:1 学年あたり 4 学級、全学年 12 学級)」が 44.4%と最も多く、次いで「525 名規模(目安:1 学年あたり 5 学級、全学年 15 学級)」が 37.0%となっています。

(3)通学時間について

小学校(児童)における通学時間の許容範囲について伺ったところ、「15~20 分」と回答した方が 47.7%と最も多く、次いで、「10~15 分」が 25.0%、「20~25 分」が 19.3%と回答が多くなっています。

中学校(生徒)における通学時間の許容範囲について伺ったところ、「15~20 分」と回答した方が 48.1%と最も多く、次いで、「20~25 分」と「25~30 分」が 18.5%、「10~15 分」が 14.8%となっています。

(4)通学距離について

小学校(児童)における通学距離の許容範囲について伺ったところ、「500m~1km」が 45.5%と最も多く、次いで「1km~2km」が 39.8%と回答が多くなっています。

中学校(生徒)における通学距離の許容範囲について伺ったところ、「1km~2km」が 66.7%と最も多く、次いで「500m~1km」が 22.2%、「2km~3km」が 11.1%となっています。

2. 学校規模によるメリット・デメリット

学校規模によるメリット・デメリットの整理を行うにあたっては、学級数や児童生徒数の少ない学校と、学級数や児童生徒数の多い学校に分類し整理を行います。また、内容については一般的な傾向に加え、前項で示した教員アンケート調査の結果も踏まえた上で以下のように整理します。

表:学級数や児童生徒数の少ない学校におけるメリット・デメリット

視点	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> ● 一人ひとりに目が届きやすく、児童生徒の個性や特性にあたったきめ細やかな指導が行いやすい。 ● 学校行事や部活動等において、児童生徒一人ひとりの個別の発表機会や活躍の機会を設けやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な考え方や意見に触れる機会や、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ● グループ学習や習熟度別学習など多様な学習形態がとりにくい。 ● 運動会等の学校行事の内容が制限される。 ● 部活動、クラブ活動等の設置が制限され、選択の幅が狭まりやすい。
生活面	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ● 異なる学年間の教育・交流活動など、縦の交流が生まれやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒の人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。
学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ● 学校が一体となって活動しやすい。 ● 体育館・運動場・特別教室等の利用にゆとりがあり、調整が行いやすくなり、施設を効果的に利用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生活指導の相談・研究・切磋琢磨等が行いにくい。 ● 校務分掌等について教員一人あたりの役割が大きくなりやすい。

表:学級数や児童生徒数の多い学校におけるメリット・デメリット

視点	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> ● グループ学習や習熟度別学習など多様な学習形態がとりやすい。 ● 集団のなかで切磋琢磨する機会を通じて、児童生徒の資質や能力を伸ばしやすい。 ● 多様な考え方や意見に触れる機会が多く、考えが広がりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理職を含む教職員による児童生徒一人ひとりの把握が難しく、きめ細やかな指導が行いにくい。 ● 学校行事や部活動等において、児童生徒一人ひとりの個別の発表機会や活躍機会を設けにくい。
生活面	<ul style="list-style-type: none"> ● クラス替えがしやすいことなどから、新たな人間関係を構築しやすい。 ● 運動会等の学校行事に活気が生まれやすい。 ● 多様な部活動、クラブ活動等が展開され、選択の幅が広がりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒相互の人間関係が深まりにくい。 ● 学年内や異学年間の教育・交流活動などが不十分になりやすい。
学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 学年別や教科別の教職員同士で学習指導や生活指導の相談・研究・切磋琢磨等が行いやすい。 ● 教職員が多くなることで、作業の分担や行事運営が円滑に行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員間の意思疎通が図りにくい。 ● 体育館・運動場・特別教室等の利用に制約が生じやすい。

※教員アンケート調査において特に多く挙がった意見は赤字で示しています

第4章 浦添市における適正規模・適正配置の考え方

1. 浦添市における適正規模の定義

(1) 浦添市における適正規模の定義

本市立学校における適正規模は、下記①～③のように設定します。

① 学級数

- 1学校あたり 12～24学級
- (小学校)1学年あたり 2～4学級
- (中学校)1学年あたり 4～8学級

② 1学級あたりの児童生徒数

- 沖縄県独自の少人数学級編制にむけた弾力化に準ずるものとします

学年	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年
児童数(小学校)	30人	30人	35人	35人	35人	35人
生徒数(中学校)	35人	35人	35人			

③ 学校あたり児童生徒数の目安

- (小学校)400～800人
- (中学校)420～840人

(2) 設定の理由

学校教育法施行規則や義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引において、学校における望ましい学級数については「おおむね 12 学級から 18 学級」までを標準としています。しかしながら、学校教育法施行規則においては「ただし、地域の実態その他により特別な事情のあるときは、この限りではない」と弾力的なものとなっています。

また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第 4 条第 2 項においては「5 学級以下の学級数の学校と 12 学級から 18 学級の学級数の学校とを統合する場合においては 24 学級までを適正な学校規模」と示されており、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きにおいては「25 学級以上の学校を大規模校、31 学級以上の学校を過大規模校」という表現で示しています。

そのため、上記で示した国の基準や手引きの内容を考慮するとともに、次頁に示す本市における実情等を鑑み、本市独自の適正規模の定義を設定することとします。

① 学級数の現状と将来予測より

令和3年(2021年)5月時点における平均学級数は、小学校30.6学級、中学校28.4学級(普通学級のみの場合は小学校22.3学級、中学校22.2学級)となっています。

P7で示したように、令和3年(2021年)時点の市立小中学校においては学級数が国の標準規模内(12学級～18学級)にある学校は存在しておらず、全ての市立小中学校が国の標準規模を上回っている状況です。また、普通学級数のみでみた場合でも、国の標準規模内(12学級～18学級)にある学校は、小学校は3校、中学校は1校となっており、その他の市立小中学校においては国の標準規模を大きく上回る状況にあります。

さらに、将来推計の結果より、ほとんどの市立小中学校では児童生徒数が若干減少するものの、学級数はほぼ横ばいであることから、将来的にも市立小中学校における学級数は国の標準範囲を上回ることが予測されます。

② 学校施設との関連性より

P18、21でも示したように、令和3年(2021年)時点で各学校の保有する普通教室数は小学校、中学校ともに最大31教室となっており、平均保有普通教室数は小学校で26教室、中学校で25教室となっています。

仮に国の標準規模(12～18学級)に準じ、適正規模の上限を18学級と設定した場合、これまでに整備してきた既存の学校施設に空き教室が発生する等、保有している普通教室の有効活用が図られない状況となります。

③ 教育活動と学校運営の観点より

学校では、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力等を育み、社会性や協調性を育める機会を創出するため、クラス替えを可能とした一定の規模を確保する必要があります。

また、このような教育活動を行うためには、経験年数、専門性等においてバランスのとれた教職員の配置により、円滑な学校運営を図る必要があります。

(3)特別支援学級の取り扱いについて

① 現状認識

特別支援学級については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第2項において1学級あたり8人以下で編制することとなっています。近年は本市における特別支援学級に在籍する児童生徒数、特別支援学級ともに増加傾向にあることから、各学校においては空き教室や特別教室の転用等により学級数の増加に対応してきました。また、本市の市立小学校・中学校においてはインクルーシブ教育の基本的な方向性である「障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべき」という考え方のもと、特別支援学級と普通学級に座席が用意されており、ともに学ぶ交流学習が行われています。さらに、児童生徒の成長に合わせ、保護者や教員と連携を図りながら特別支援学級から普通学級へ籍を変更する対応も行われています。

② 適正規模における特別支援学級の取り扱い

学校の適正規模は、児童生徒へのきめ細やかな指導や、一定の集団の中での社会性や協調性を育める機会の創出などの教育的活動の観点と、学校施設(教室、運動場、屋内運動場、その他)の適正利用と円滑な学校運営などの観点から検討する必要があるとともに、近年増加する特別支援学級の教室数の確保などへの対応も考慮する必要があります。

推計結果からも、特別支援学級に在籍する児童生徒は今後も一定数を維持することが想定されるため、特別支援学級を含めた実学級数の推移に注視する必要があります。

(4)適正規模を踏まえた学校規模区分

上記の内容を踏まえ、特別支援学級を含む実学級数、特別支援学級を除いた普通学級数及び学校あたりの児童生徒数の目安を含め、総合的に判断できるよう、本市における学校規模の区分を下記に示します。

表:適正規模を踏まえた学校規模区分

分 類	小規模	適正規模	大規模		過大規模	
			I型	II型	I型	II型
1校あたりの学級数	11学級以下	12~24学級	25~30学級		31学級以上	
			普通学級数が25学級未満	普通学級数が25学級以上	普通学級数が25学級未満	普通学級数が25学級以上
児童生徒数の目安	小学校	400人未満	400~800人	~800人	801~1,000人	~800人
	中学校	420人未満	420~840人	~840人	841~1,050人	~840人
						1,001人以上
						1,051人以上

※児童生徒数の目安は少人数学級編制における場合の人数を示します

表:学校規模別分類 その1(現在～将来)

分類		小規模	適正規模	大規模		過大規模	
				I型	II型	I型	II型
1校あたりの学級数		11学級以下	12～24学級	25～30学級		31学級以上	
				普通学級数が25学級未満	普通学級数が25学級以上	普通学級数が25学級未満	普通学級数が25学級以上
児童生徒数の目安	小学校	400人未満	400～800人	～800人	801～1,000人	～800人	1,001人以上
	中学校	420人未満	420～840人	～840人	841～1,050人	～840人	1,051人以上
令和3年(2021年)	小学校	該当なし	牧港小22(16):468人	浦添小27(18):614人 仲西小28(19):594人 神森小27(20):626人 内間小25(18):554人 前田小26(19):580人	該当なし	宮城小31(24):720人 沢崎小31(23):711人	浦城小37(29):901人 当山小43(30):999人 港川小40(29):980人
	中学校	該当なし	浦西中19(15):494人	浦添中27(21):698人 港川中30(23):803人	該当なし	神森中33(24):860人	仲西中33(28):959人
推計値【10年後】	小学校	該当なし	牧港小22(16):474人	浦添小26(18):514人 仲西小28(20):578人 神森小28(20):604人 内間小27(20):580人 前田小30(20):650人	該当なし	宮城小32(24):734人	浦城小40(28):918人 当山小46(32):996人 港川小35(26):798人 沢崎小38(26):818人
	中学校	該当なし	浦西中20(15):450人	浦添中28(21):723人 仲西中30(24):801人 神森中27(21):741人 港川中27(21):666人	該当なし	該当なし	該当なし
推計値【25年後】	小学校	該当なし	牧港小19(14):444人	浦添小26(18):498人 仲西小26(18):574人 神森小26(18):580人 内間小25(18):556人 前田小30(20):606人	該当なし	港川小33(24):746人 宮城小32(24):710人	浦城小37(26):870人 当山小41(28):910人 沢崎小39(26):840人
	中学校	該当なし	浦西中17(12):441人	浦添中28(21):750人 仲西中30(24):849人 港川中27(21):672人	該当なし	神森中31(24):807人	該当なし

※学級数は実学級数を示しており、沖縄県独自の少人数学級編制にむけた弾力化に準ずるものとします

※(カッコ)は特別支援学級数を除く普通学級数を示しています

※推計の基準年が令和2年そのため、10年後を令和12年、25年後を令和27年とします

表:適正規模の小学校における児童数の目安

学 年	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年
少人数学級編制による 1学級あたりの児童数	30人	30人	35人	35人	35人	35人
1学年あたりの 児童数(目安)	60~ 120人	60~ 120人	70~ 140人	70~ 140人	70~ 140人	70~ 140人
1学校あたりの 児童数(目安)	400~800人					

表:適正規模の中学校における生徒数の目安

学 年	1学年	2学年	3学年
少人数学級編制による 1学級あたりの生徒数	35人	35人	35人
1学年あたりの 生徒数(目安)	140~280人	140~280人	140~280人
1学校あたりの 生徒数(目安)	420~840人		

2. 浦添市における適正配置の定義

本市立学校における適正配置を下記のように設定します。

通学距離

- 通学の負担軽減や安全面を考慮し、おおむね小学校で「1.5km 以内」、中学校で「2km 以内」とします。
- ただし、特別な場合においてはこの限りではなく、柔軟に対応するものとします。

分 類	通学距離の目安
小学校	1.5km 以内
中学校	2km 以内

(1) 設定の理由

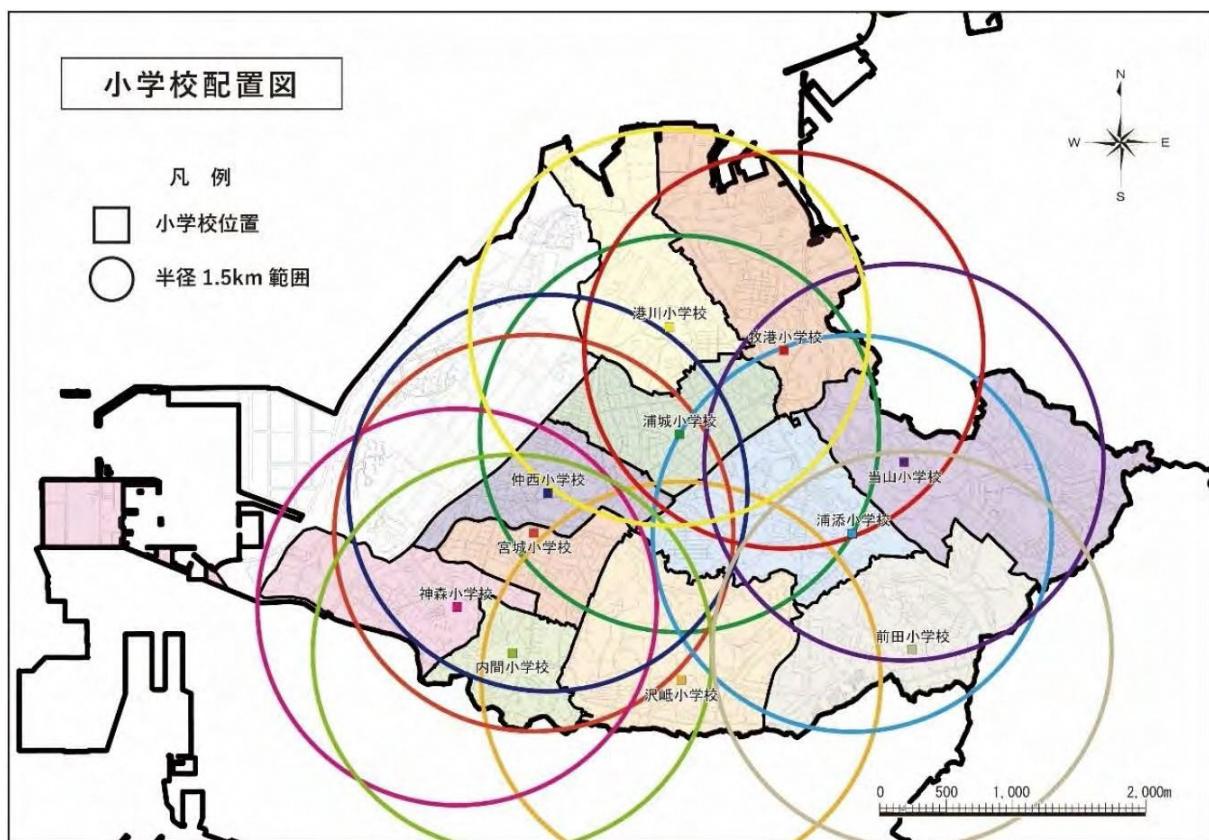
学校の適正配置については、児童生徒の発達段階、通学路の安全確保、道路整備の状況等、児童生徒の負担面や安全面を考慮した上で実態に応じた柔軟な対応が必要であることから、通学距離及び通学時間など通学の条件を目安として考えることとします。

市内小中学校の位置と学校区の状況をみると、各小中学校が位置するところから学校区の端までの直線距離は小学校で最大約 1.9km、平均で約 1.3km となっています。また、中学校は最大約 2.2km、平均で約 1.7km となっており、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第 4 条第 2 項で示されている小学校ではおおむね 4km 以内、中学校ではおおむね 6km 以内に全ての小中学校が設置されています。

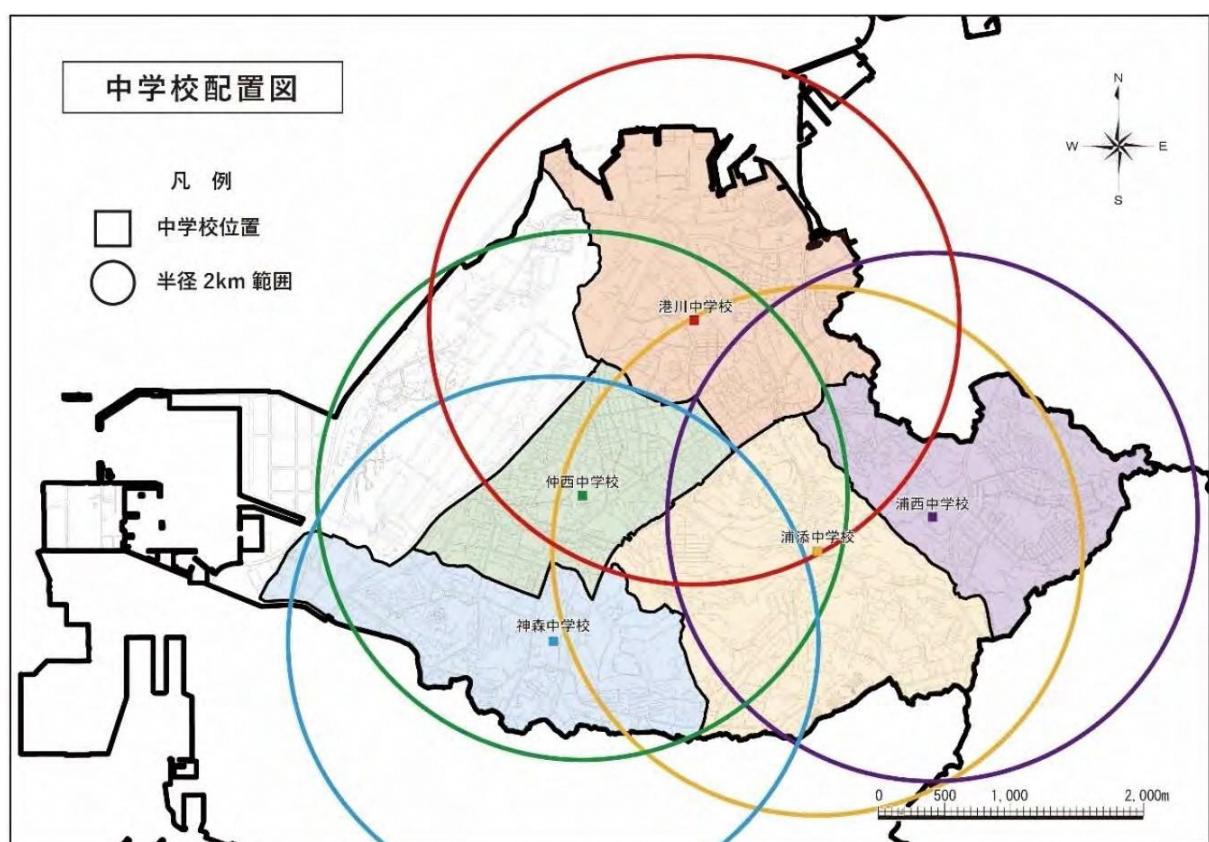
しかしながら、本市においては国道 58 号や国道 330 号を中心とした交通量の多い道路が多く存在することから、児童生徒が安全に安心して通学することができるよう、安全性や防犯性等を踏まえ小学校における通学距離は 1.5km 以内、中学校では 2km 以内を目安とします。

ただし、当基準については一律にあてはめるものではなく、将来的に通学区域の見直しに伴う変更が必要となった場合や、様々な制度の導入等により例外も想定されることから、柔軟に対応していくこととします。

図：各小学校を中心とした半径 1.5 km 圏域図



図：各中学校を中心とした半径 2 km 圏域図



第5章 学校の適正規模・適正配置の実現に向けた方策

1. 学校規模の適正化を図る手法

学校規模の適正化を図る手法の種類としては、以下のような手法があります。

(1) 通学区域の弾力化<指定校変更(調整区域)>

通学区域は、学校教育法施行令第5条第2項で「市町村教育委員会は、市町村内に小学校(中学校)が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校(中学校)を指定すること」とされており、本市では「浦添市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則(以下、「指定通学区域に関する規則」という。)」を制定し、通学区域を定めています。

ただし、指定された就学校が保護者の意向や児童生徒の状況等に合致しない場合は、学校教育法施行令第8条において、保護者の申し立てにより、市町村教育委員会が相当と認める時には、市町村内の他の学校に変更することができる「指定校変更」が運用されています。

また、本市においては地理的条件や通学路の安全性等を考慮し、児童生徒の安全を優先に考え本市の実情にあった通学区域の弾力化を図るため、指定通学区域に関する規則第3条において「通学区域の変更が許容される地番」として位置づけ、調整区域を定めています。

(2) 通学区域の見直し

通学区域については、指定通学区域に関する規則第1条において「浦添市立小学校及び中学校の指定通学区域を定め、もって小学校及び中学校の適正な学級数を確保するとともに就学に関する事務を円滑に行うこととする」としています。

そのため、通学区域の見直しは学校規模に合わせた児童生徒数の調整、通学の距離や安全性等を確保する手段の1つとして挙げられますが、長年にわたって通学区域が地域に定着し、コミュニティなども形成されていることから、これらに配慮する必要があります。

(3) 学校選択制

学校選択制については、学校教育法施行規則第32条第1項で「市町村教育委員会の判断により、通学区域指定に先立ちあらかじめ保護者の意見を聴取することもできる」とされていることから、市町村教育委員会が、就学校の指定を行う際に、事前に保護者等の意見を聞き、入学する学校を選べるようにするものとなっています。

① 自由選択制

市内全ての学校のうち希望する学校に就学を認めるものです。選択の自由度が高い一方、特定の学校への児童生徒の偏在性が高まる可能性があります。

② ブロック選択制

市内をいくつかのブロックに分けてそのブロック内で希望する学校への就学を認めるものです。自由選択制には及ばないまでも、一定の選択の自由があり、選択の幅が広いため、児童生徒数の偏在が強まる可能性があります。

③ 隣接区域選択制

従来の通学区域は残したまま、隣接する通学区域の学校に就学を認めるものです。通学距離が長くなり過ぎないため安全性が確保されやすく、地域コミュニティとの連動が大きく阻害されない等の長所がある一方、選択の自由度は低くなります。

④ 特認校制

特定の学校について、通学区域に関係なく、どこからでも就学を認めるものです。他市では自然環境に恵まれた学校や外国語に特化する学校など、特色ある教育を掲げる例が多い一方、教育環境の不平等を生む懸念があります。

⑤ 特定地域選択制

従来の通学区域は残したまま、特定の地域に居住するものについて学校選択を認めるものです。隣接区域選択制と同様に、通学距離や地域コミュニティへの影響が少ないことが期待されますが、当制度は一方通行の選択なので、選択の自由が平等ではないとも言えます。

(4)統合等

学校の統合等については、主に次の3種類があります。

① 既存学校を活用

既存の学校を活用することで、既存の学校の地域コミュニティが維持されて、施設も有効活用できる一方、通学距離が延びることや統合の規模によっては施設増設の必要が出てくるという特徴があります。

② 新設統合

新たな用地を確保して、複数校を統合し新設校を整備するものです。新設校のため、通学距離等にも配慮して立地を選ぶことになりますが、立地の調整や新設費用等の財政負担が大きくなります。

③ 分離統合

3校以上の統合予定校のうち1校を分割して、他の学校に統合するものです。どの地域で、どの学校に統合するかを検討することで、通学距離や学校規模の調整を図ることができます、1つの学校を2つ以上に分割するため、学校の地域コミュニティが分断されることが考えられます。

(5)校舎の増改築

既存の学校敷地に新たに校舎等を建設できるスペースがある場合、「改築」、「増築」、「仮設校舎の建設」により、施設規模を大きくすることで、児童生徒数の増加に対応する手法です。

(6)新設

児童生徒数の増加により、既存の学校施設の増改築等では対応が追い付かない場合等に新設校を設置する手法です。

2. 学校規模の適正化を図る手法の実施方針

(1)学校規模毎の対応について

当項目においては、学校規模の適正化を図る手法の実施方針を示します。学校規模毎の対応については、前項で示した学校規模の適正化を図る手法を参考としつつ、早期に取り組めることを前提としながら既存施設の状況や各学校規模を踏まえた配置状況等を考慮し、以下の対応を行うこととします。

① 小規模に該当する学校への対応(11学級以下)

令和3年(2021年)時点で本市においては小規模に分類される学校はないものの、少子化が進展するにつれ、現在、適正規模に該当する学校が小規模になることも考えられます。学校は地域との関連も深く、地域へ担う役割も大きいことから、統合等については慎重に対応する必要があります。

そのため、今後の児童生徒数及び学級数の動向に注視しながら、適正規模に該当する学校が小規模となる前に「通学区域の弾力化」として「調整区域」の拡充について優先的な検討を行うとともに、学校選択制(特認校制)の導入や通学区域の変更についてもあわせて検討を行うものとします。

② 大規模(I型)に該当する学校への対応【25~30学級(普通学級が25学級未満)】

大規模(I型)は特別支援学級を含めた実学級数は25~30学級ではあるものの、普通学級数のみでみた場合は25学級未満となっており、近年の特別支援学級の増加の影響を受け、実学級が多い状況にあります。児童生徒へのきめ細かな指導や、集団の中での社会性や協調性を育む機会の創出、学校施設(教室、運動場、体育館、その他)の適正利用と円滑な学校運営などの観点から判断すると、大きな影響を受けないことが考えられます。

そのため、大規模(I型)においては「現状維持」することとします。

③ 大規模(II型)に該当する学校への対応【25~30学級(普通学級が25学級以上)】

大規模(II型)は特別支援学級を含めた実学級数は25~30学級であり、さらに普通学級数のみでみた場合も25学級以上となっています。その場合においては、学校全体での児童生徒数が多くなり、児童生徒へのきめ細かな指導や、集団の中での社会性や協調性を育む機会の創出、学校施設(教室、運動場、体育館、その他)の適正利用と円滑な学校運営への影響が生じることも考えられます。

そのため、大規模(II型)においては、児童生徒数の推移をみながら「現状維持」を基本としつつも、必要に応じ「校舎の増改築」に向けた検討を行うものとします。

④ 過大規模(I型)に該当する学校への対応【31学級以上(普通学級が25学級未満)】

過大規模(I型)は特別支援学級を含めた実学級数は31学級以上であり、普通学級のみでみた場合は25学級未満となっています。近年の特別支援学級の増加の影響を大きく受け、実学級が多い状況にあることからも、特別支援学級教室の確保が特に必要とされます。

そのため、過大規模(I型)においては、児童生徒数の推移を見ながら「現状維持」を基本としつつも、必要に応じ「校舎の増改築」に向けた検討を行うものとします。

⑤ 過大規模(Ⅱ型)に該当する学校への対応【31 学級以上(普通学級が 25 学級以上)】

過大規模(Ⅱ型)は特別支援学級を含めた実学級数は 31 学級以上であり、普通学級のみでみた場合も 25 学級以上となっています。その場合においては、学校全体での児童生徒数が多くなり、児童生徒へのきめ細かな指導や、集団の中での社会性や協調性を育む機会の創出、学校施設(教室、運動場、体育館、その他)の適正利用と円滑な学校運営への影響が生じることも考えられます。

そのため、過大規模(Ⅱ型)においては子どもや地域への負担が最も少なく、早期の取り組みが可能な「通学区域の弾力化」における「調整区域」の拡充について優先的に検討を行います。また、調整区域を定めた後も、児童生徒数及び学級数の動向に注視しながら段階的に調整区域を基軸とした「通学区域の見直し」や、必要に応じた「校舎の増改築」についても検討を行うものとします。

さらに、分離新設校の設置については、総合的な判断が必要となってくることから、その手法については慎重に対応する必要があります。

(2)学校規模の適正化が図られない場合の配慮について

周辺の学校の状況(学校規模や施設面等)や通学距離などの関係により、学校規模の適正化を図ることが難しい場合も想定されます。その場合においても、可能な限り教育環境の平準化を図るため、適切な教職員の配置や校舎の増改築等の施設整備、備品の充実等、ハード対策とソフト対策の両面より、よりよい教育環境の提供と充実に努めるものとします。

表:学校規模の分類と適正化を図る手法

分類		小規模	適正規模	大規模		過大規模	
				I型	II型	I型	II型
1校あたりの学級数		11学級以下	12~24学級	25~30学級		31学級以上	
				普通学級数が25学級未満	普通学級数が25学級以上	普通学級数が25学級未満	普通学級数が25学級以上
児童生徒数の目安	小学校	400人未満	400~800人	~800人	801~1,000人	~800人	1,001人以上
	中学校	420人未満	420~840人	~840人	841~1,050人	~840人	1,051人以上
令和3年(2021年)	小学校	該当なし	牧港小22(16):468人 浦添小27(18):614人 仲西小28(19):594人 神森小27(20):626人 内間小25(18):554人 前田小26(19):580人	該当なし	宮城小31(24):720人 沢崎小31(23):711人	浦城小37(29):901人 当山小43(30):999人 港川小40(29):980人	
	中学校	該当なし	浦西中19(15):494人	浦添中27(21):698人 港川中30(23):803人	該当なし	神森中33(24):860人	仲西中33(28):959人
推計値【10年後】	小学校	該当なし	牧港小22(16):474人 浦添小26(18):514人 仲西小28(20):578人 神森小28(20):604人 内間小27(20):580人 前田小30(20):650人	該当なし	宮城小32(24):734人	浦城小40(28):918人 当山小46(32):996人 港川小35(26):798人 沢崎小38(26):818人	
	中学校	該当なし	浦西中20(15):450人	浦添中28(21):723人 仲西中30(24):801人 神森中27(21):741人 港川中27(21):666人	該当なし	該当なし	該当なし
推計値【25年後】	小学校	該当なし	牧港小19(14):444人 浦添小26(18):498人 仲西小26(18):574人 神森小26(18):580人 内間小25(18):556人 前田小30(20):606人	該当なし	港川小33(24):746人 宮城小32(24):710人	浦城小37(26):870人 当山小41(28):910人 沢崎小39(26):840人	
	中学校	該当なし	浦西中17(12):441人	浦添中28(21):750人 仲西中30(24):849人 港川中27(21):672人	該当なし	神森中31(24):807人	該当なし
適正化を図る手法		●通学区域の弾力化 ○通学区域の見直し ○学校選択制(特認校制)	●現状維持	●現状維持	●現状維持 ○校舎の増改築	●現状維持 ○校舎の増改築	●通学区域の弾力化 ○通学区域の見直し ○校舎の増改築 ○分離新設

※●は学校規模の適正化を図る手法として最も優先度が高い手法を示します

※学級数は実学級数を示しており、沖縄県独自の少人数学級編制に向けた弾力化に準ずるものとします

※(カッコ)は特別支援学級数を除く普通学級数を示します

3. 実施時期の考え方

本市における大規模校や過大規模校においてはその規模がしばらくは継続することが想定されます。特に過大規模(Ⅱ型)においては、学校運営面への影響が生じる恐れもあることから、その取り組みにおいては優先順位を検討し、段階的な適正規模・配置を図ることとします。

本基本方針において実施時期を検討する対象校については、10年後の令和12年(2030年)時点での想定される学校の状況により判断を行うものとします。

(1) 短期的な取り組み

令和12年(2030年)時点で過大規模(Ⅱ型)に該当する小学校は4校となることが想定されます。これら4校においては特別支援学級を含めた実学級数は40学級近く、普通学級数のみでみた場合も25学級を超えるなど児童数が多く、児童への影響を含め学校運営への影響が生じることも考えられることから、学校規模の適正化に向けて、その手法の検討を優先的に行い、短期的での取り組みを目指します。

(ここで示す「短期的な取り組み」とは、学校規模の適正化を図るにあたって優先的な対応が必要とされる学校が対象であり、本基本方針策定後、取り組みを早期に着手することを意味します。)

(2) 中期的な取り組み

令和12年(2030年)時点で過大規模(Ⅰ型)に該当する小学校は1校、大規模(Ⅰ型)に該当する小学校は5校、中学校は4校となることが想定されます。これらの学校においては、特別支援学級に在籍する児童生徒の増加に伴う実学級数の増加により、教室数が不足するなど、施設面での課題が生じることが想定されます。校舎の増改築等については相応の期間を要することから、行財政運営との調整を図りながら、中期的に取り組みを行います。

(ここで示す「中期的な取り組み」とは、「短期的な取り組み」の状況を踏まえるとともに、今後しばらくの児童生徒数及び学級数の推移に注視しながら対応策についての検討を継続的に進めていくことを意味します。)

表:学校規模の分類と適正化を図る実施時期の考え方

区分	1学校あたりの学級数	対象校		実施時期の考え方
		小学校	中学校	
過大規模(Ⅱ型)	学級数	31学級以上	○浦城小40(28):918人 ○当山小46(32):996人 ○港川小35(26):798人 ○沢崎小38(26):818人	短期的な取り組み
	普通学級数	25学級以上		
過大規模(Ⅰ型)	学級数	31学級以上	○宮城小32(24):734人	中期的な取り組み
	普通学級数	25学級未満		
大規模(Ⅰ型)	学級数	25~30学級	○浦添小26(18):514人 ○仲西小28(20):578人 ○神森小28(20):604人 ○内間小27(20):580人 ○前田小30(20):650人	中期的な取り組み
	普通学級数	25学級未満	○浦添中28(21):723人 ○仲西中30(24):801人 ○神森中27(21):741人 ○港川中27(21):666人	

※対象校については10年後の令和12年(2030年)に想定される学校の状況により判断します

※(カッコ)は普通学級数を示します

4. シミュレーション

P45、46で示した学校規模の適正化を図る手法の実施方針を基本とし、前頁で示した実施時期の考え方より、「(1)短期的な取り組み」を目指す過大規模(型)について、望ましい学校の配置の在り方をシミュレーションします。シミュレーションするにあたっては、学校の位置や校区、適正配置後の学校規模や通学距離、通学環境など、様々な視点からの検討を行います。

(1)シミュレーションを行うにあたっての条件整理

シミュレーションを行うにあたっては下記内容に留意するものとします。

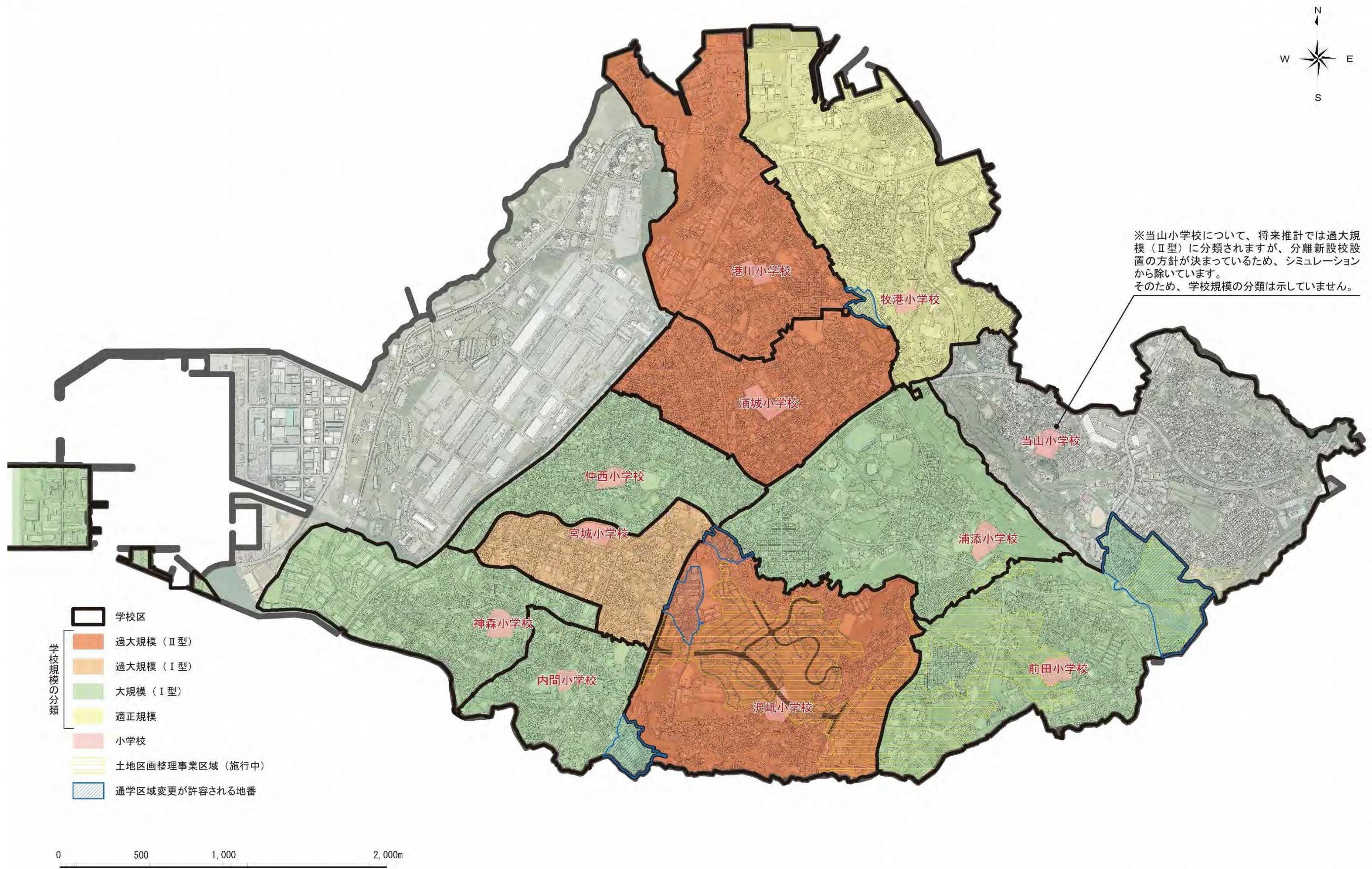
シミュレーションの対象は、前項にて示した令和12年(2030年)に過大規模(型)に該当する小学校4校のうち、当山小学校を除く3校について検討を行うものとします(当山小学校については、分離新設校設置の方針が決まっています)。

適正化を図る手法として、「通学区域の弾力化」の導入によるシミュレーションを行う際は、隣接する学校との調整を基本とします。

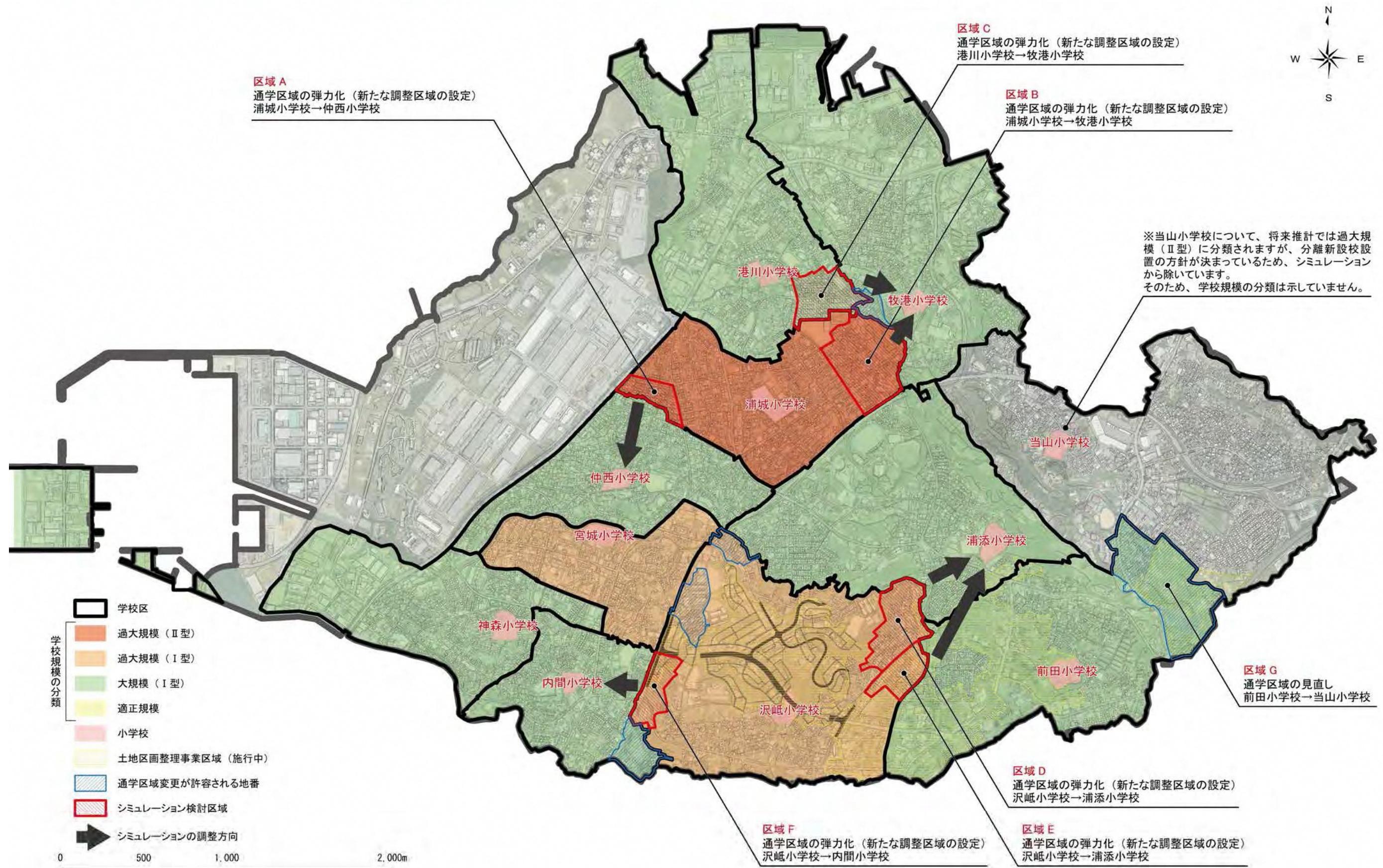
線引きを行う際は、地域との連携等にも考慮し、行政区界(自治会区域)に留意するとともに、児童生徒への安全性確保の観点などから地形地物や道路位置についても配慮するものとします。

小学校区と中学校区の両校区の確認を行い、異なる中学校に通学する状況にならないよう配慮します。

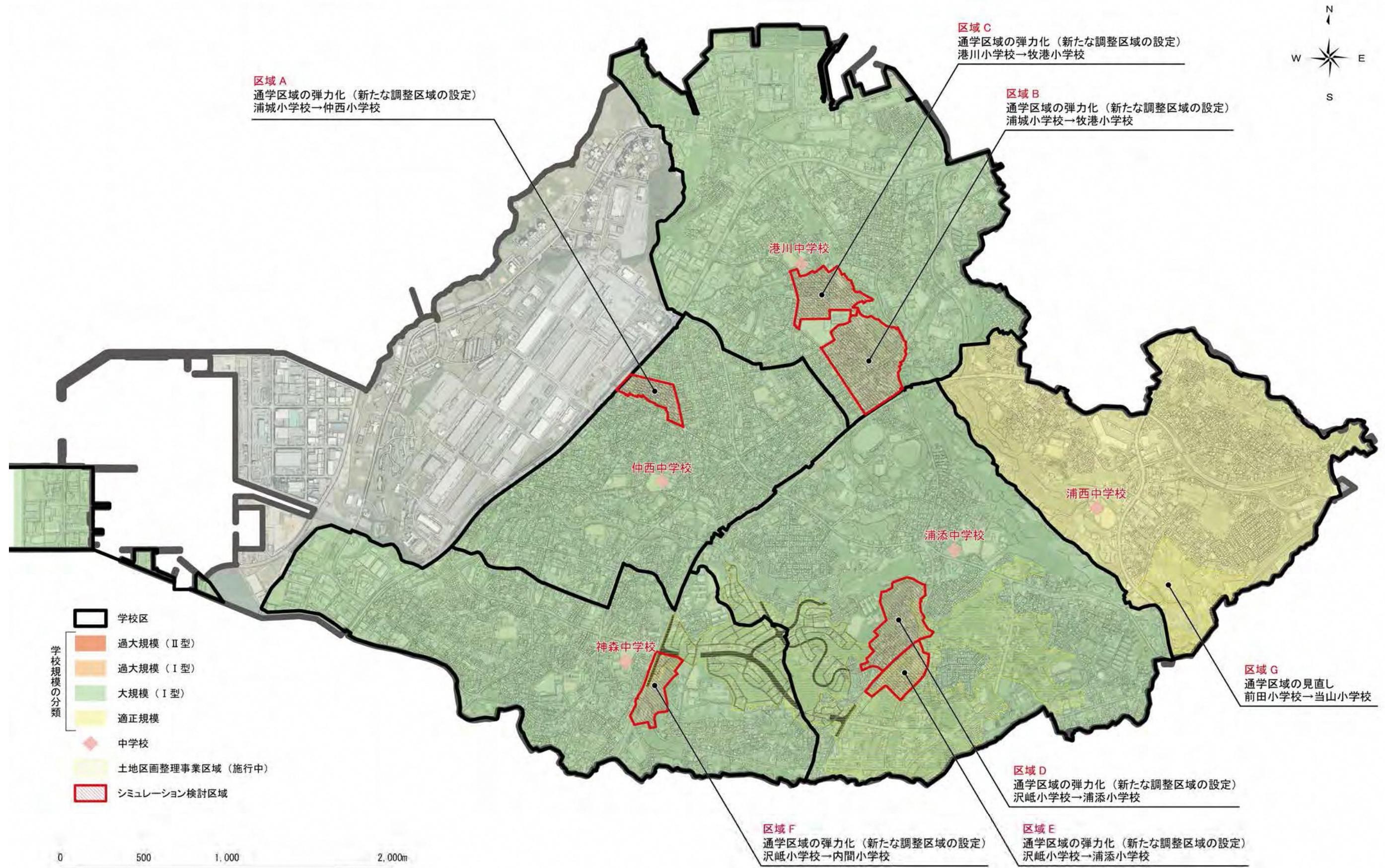
浦添市立小学校 シミュレーション 調整区域設定前（全体図）



浦添市立小学校 シミュレーション 調整区域設定後（全体図）



【参考】浦添市立中学校区と小学校における調整区域の位置関係



(2)過大規模(Ⅱ型)のシミュレーション

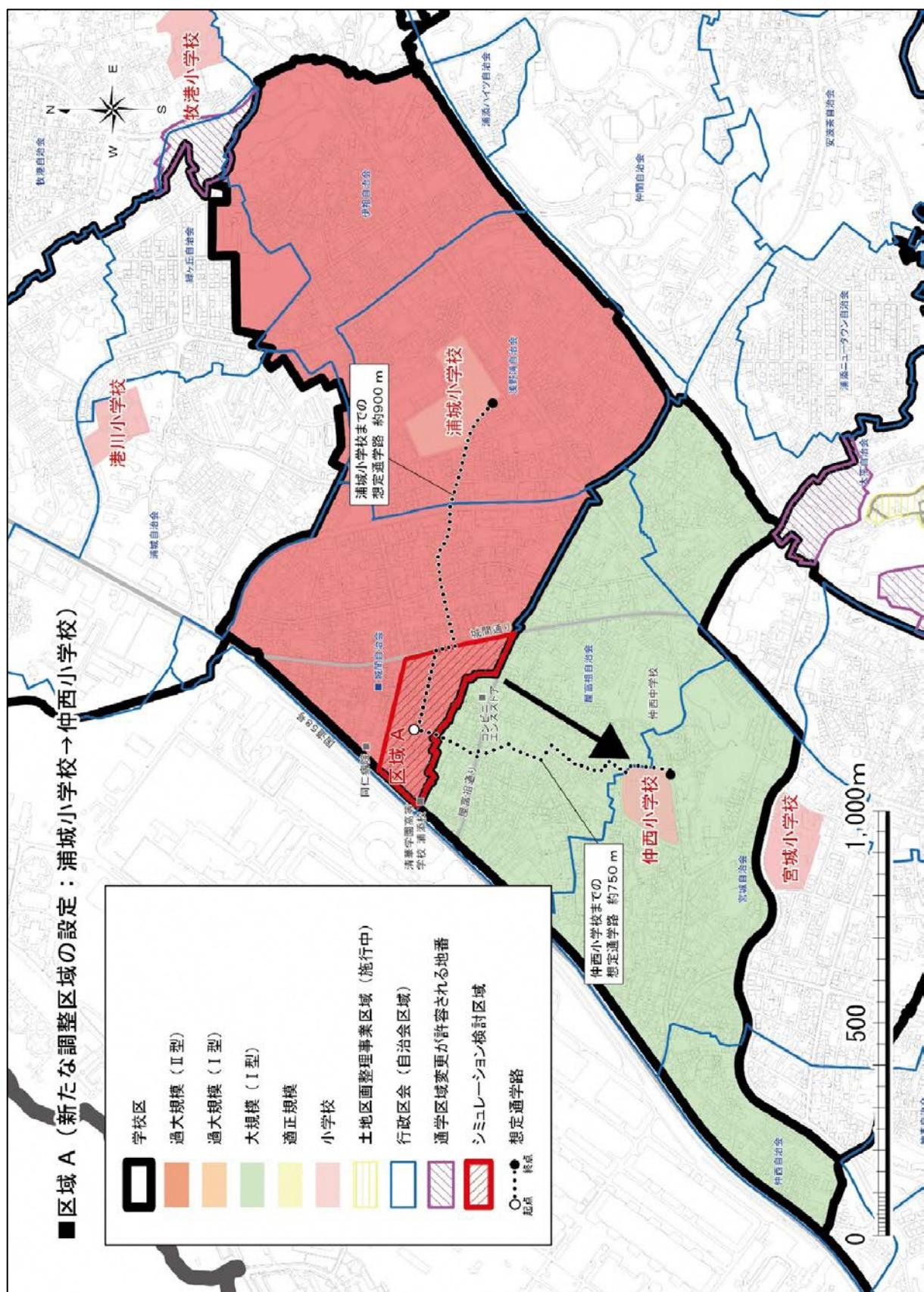
① 浦城小学校

浦城小学校			
	令和3年 (2021年)	令和12年 (2030年)	令和27年 (2045年)
実学級数(普通学級数)	37(29)	40(28)	37(26)
児童数	901人	918人	870人
学校規模の分類	過大規模(Ⅱ型)	過大規模(Ⅱ型)	過大規模(Ⅱ型)
学校の適正規模を図る手法	通学区域の弾力化 (新たな調整区域の設定)		
通学変更ができる学校	仲西小学校	牧港小学校	
区域内児童数 (R3年9月末時点)	26人 (区域A)	100人 (区域B)	
適正規模を図る手法の導入 による学級数及び児童生徒 数の移り変わりの想定 (令和12年(2030年)時点) ※学級数の(カッコ)は特別支援学 級数を除く普通学級数を示す	対象校	調整区域設定前	調整区域設定後 (最大)
	浦城小学校	40(28)学級 918人	38(26)学級 792人
	仲西小学校	28(20)学級 578人	28(20)学級 604人
	牧港小学校*	22(16)学級 474人	25(19)学級 574人
【シミュレーション内容】			
浦城小学校は令和3年(2021年)時点で、特別支援学級を含む実学級が37学級、普通学級が29学級の過大規模(Ⅱ型)に該当しており、今後もその規模を維持していくことが想定されます。			
そのため、通学区域の弾力化として、大規模(Ⅰ型)に該当する仲西小学校と適正規模に該当する牧港小学校への通学も認める調整区域を新たに設定します。			
調整区域を設定するにあたっては、通学距離や地形及び道路整備状況を考慮した区域の設定を行います。			
また、短期的には通学区域の弾力化として新たな調整区域の設定を検討しますが、運用していく中で、児童の通学状況に注視し、本格的な通学区域の見直しや調整区域の拡大等について保護者や地域、学校関係者と調整を図りながら検討を行うものとします。			

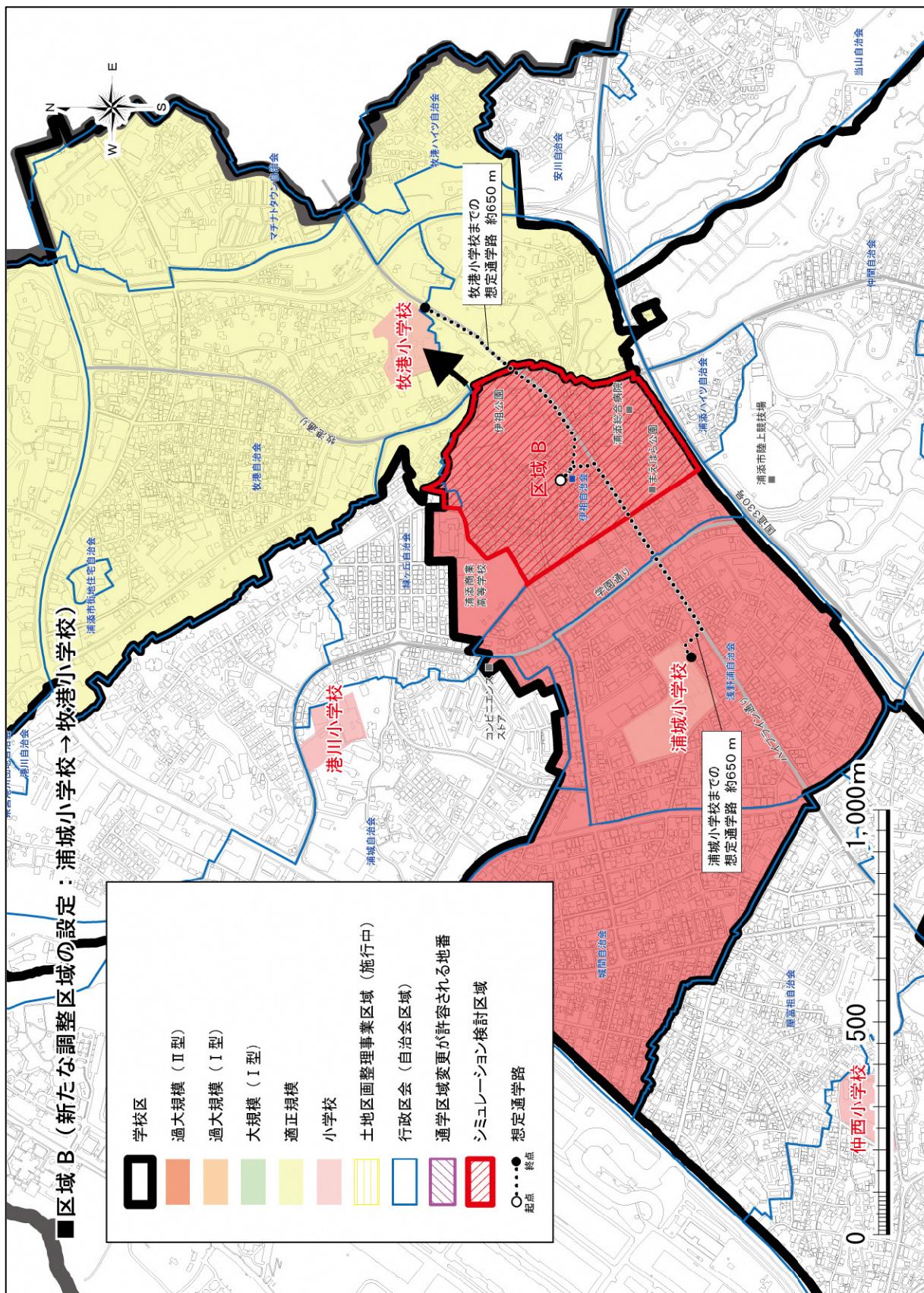
*牧港小学校については、一部、港川小学校からの通学も想定(P60参照)されますが、当頁で示す学級数及び児童数は浦城小学校と牧港小学校間のみの移動を示しています

シミュレーション全体を通しての学級数及び児童数についてはP67で示しています

図:区域A(新たな調整区域の設定:浦城小学校→仲西小学校)



図：区域B（新たな調整区域の設定：浦城小学校→牧港小学校）

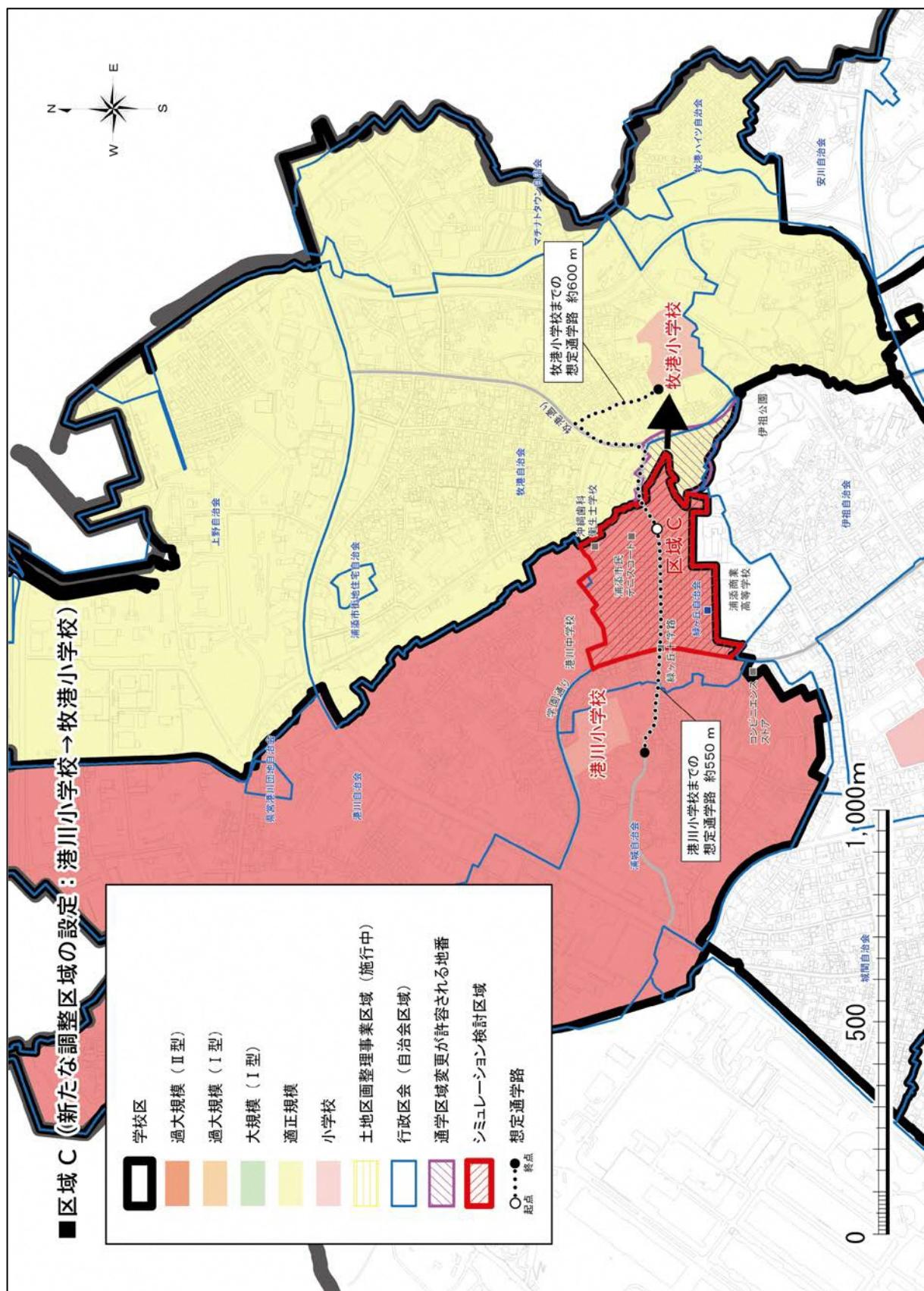


② 港川小学校

港川小学校			
	令和3年 (2021年)	令和12年 (2030年)	令和27年 (2045年)
実学級数(普通学級数)	40(29)	35(26)	33(24)
児童数	980人	798人	746人
学校規模の分類	過大規模(Ⅱ型)	過大規模(Ⅱ型)	過大規模(Ⅰ型)
学校の適正規模を図る手法	通学区域の弾力化 (新たな調整区域の設定)		
通学変更ができる学校	牧港小学校		
区域内児童数 (R3年9月末時点)	127人 (区域C)		
適正規模を図る手法の導入 による学級数及び児童生徒 数の移り変わりの想定 (令和12年(2030年)時点)	対象校	調整区域設定前	調整区域設定後 (最大)
※学級数の(カッコ)は特別支援学 級数を除く普通学級数を示す	港川小学校	35(26)学級 798人	29(20)学級 671人
	牧港小学校*	22(16)学級 474人	25(19)学級 601人
【シミュレーション内容】			
港川小学校は令和3年(2021年)時点で、特別支援学級を含む実学級が40学級、普通学級が29学級の過大規模(Ⅱ型)に該当しています。			
将来的には児童数の減少に伴い、特別支援学級を含む実学級数及び普通学級数は減少していくことが見込まれ、令和27年(2045年)の推計でも過大規模(Ⅰ型)に分類されることが想定されますが、令和12年(2030年)においては過大規模(Ⅱ型)に分類されます。			
そのため、通学区域の弾力化として、適正規模に該当する牧港小学校への通学も認める調整区域を新たに設定します。			
調整区域を設定するにあたっては、地域との繋がりへの配慮や通学距離や地形及び道路整備状況を考慮した区域の設定を行います。			
また、短期的には通学区域の弾力化として新たな調整区域の設定を検討しますが、運用していく中で、児童の通学状況に注視し、本格的な通学区域の見直しや調整区域の拡大または廃止等について保護者や地域、学校関係者と調整を図りながら検討を行うものとします。			

*牧港小学校については、一部、浦城小学校からの通学も想定(P57 参照)されますが、当頁で示す学級数及び児童数は港川小学校と牧港小学校間のみの移動を示しています
シミュレーション全体を通しての学級数及び児童数については P67 で示しています

図:区域C(新たな調整区域の設定:港川小学校→牧港小学校)



③ 沢嶺小学校

沢嶺小学校			
	令和3年 (2021年)	令和12年 (2030年)	令和27年 (2045年)
実学級数(普通学級数)	31(23)	38(26)	39(26)
児童数	711人	818人	840人
学校規模の分類	過大規模(I型)	過大規模(II型)	過大規模(II型)
学校の適正規模を図る手法	通学区域の弾力化 (新たな調整区域の設定)		
通学変更ができる学校	浦添小学校		内間小学校
区域内児童数 (R3年9月末時点)	68人 (区域D)	55人 (区域E)	12人 (区域F)
適正規模を図る手法の導入による学級数及び児童生徒数の移り変わりの想定 (令和12年(2030年)時点) ※学級数の(カッコ)は特別支援学級数を除く普通学級数を示す	対象校	調整区域設定前	調整区域設定後 (最大)
	沢嶺小学校	38(26)学級 818人	33(21)学級 683人
	浦添小学校	26(18)学級 514人	29(21)学級 637人
	内間小学校	27(20)学級 580人	27(20)学級 592人
【シミュレーション内容】			
沢嶺小学校は令和3年(2021年)時点で、特別支援学級を含む実学級が31学級、普通学級が23学級の過大規模(I型)に該当していますが、現在、指定通学区域内において土地区画整理事業が施行中であることから、将来的には児童数及び学級数の増加が見込まれ、令和12年(2030年)の推計では過大規模(II型)に分類されることが想定されます。			
そのため、通学区域の弾力化として、大規模(I型)に該当する浦添小学校、内間小学校への通学を認める調整区域を新たに設定します。			
調整区域を設定するにあたっては、地域との繋がりへの配慮や通学距離や地形及び道路整備状況を考慮した区域の設定を行います。			
また、短期的には通学区域の弾力化として新たな調整区域の設定及び調整区域の拡大について検討しますが、運用していく中で、児童の通学状況に注視し、本格的な通学区域の見直しや調整区域の拡大、廃止等について保護者や地域、学校関係者と調整を図りながら検討を行うものとします。			

図:区域 D・E(新たな調整区域の設定:沢崎小学校→浦添小学校)

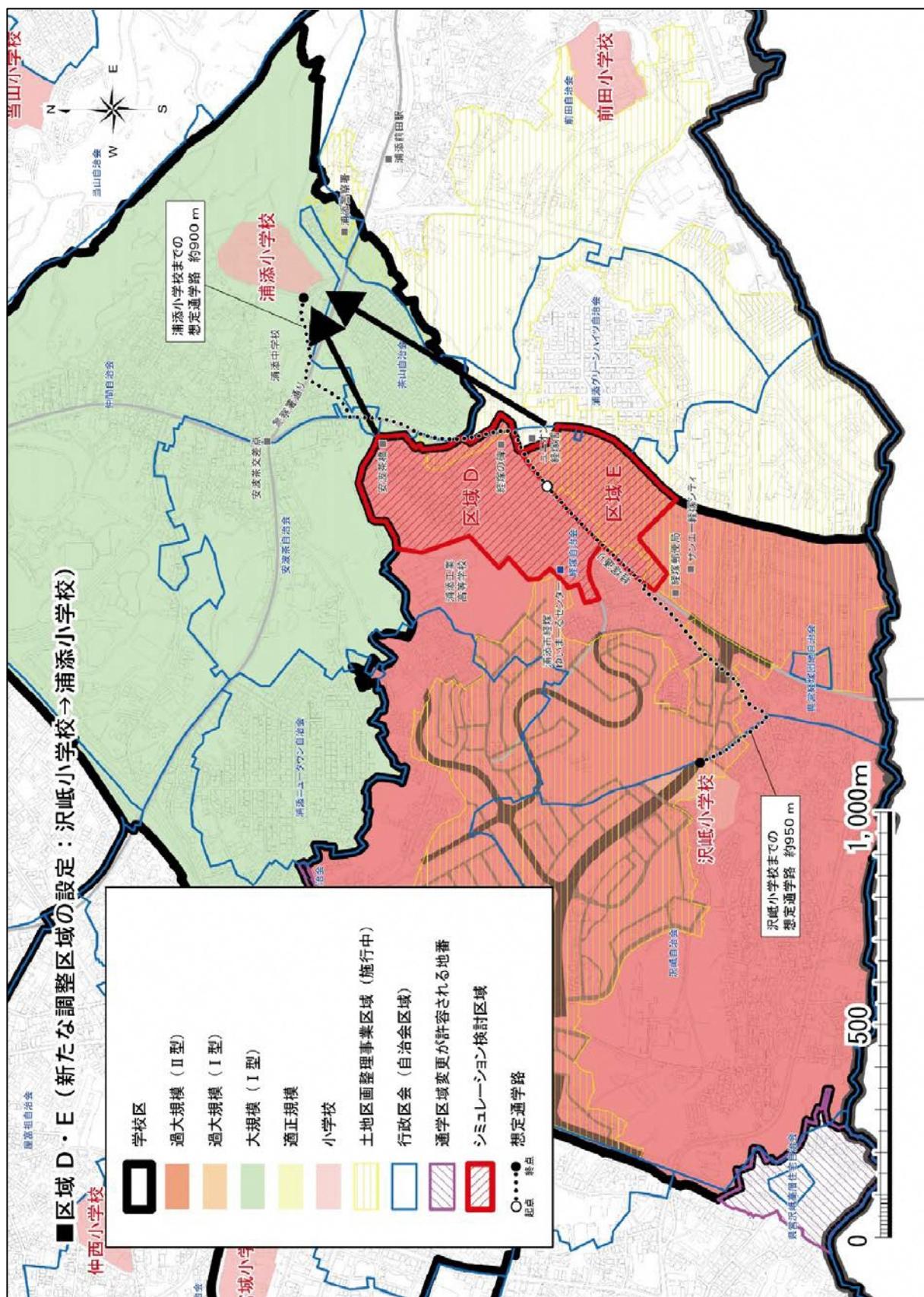
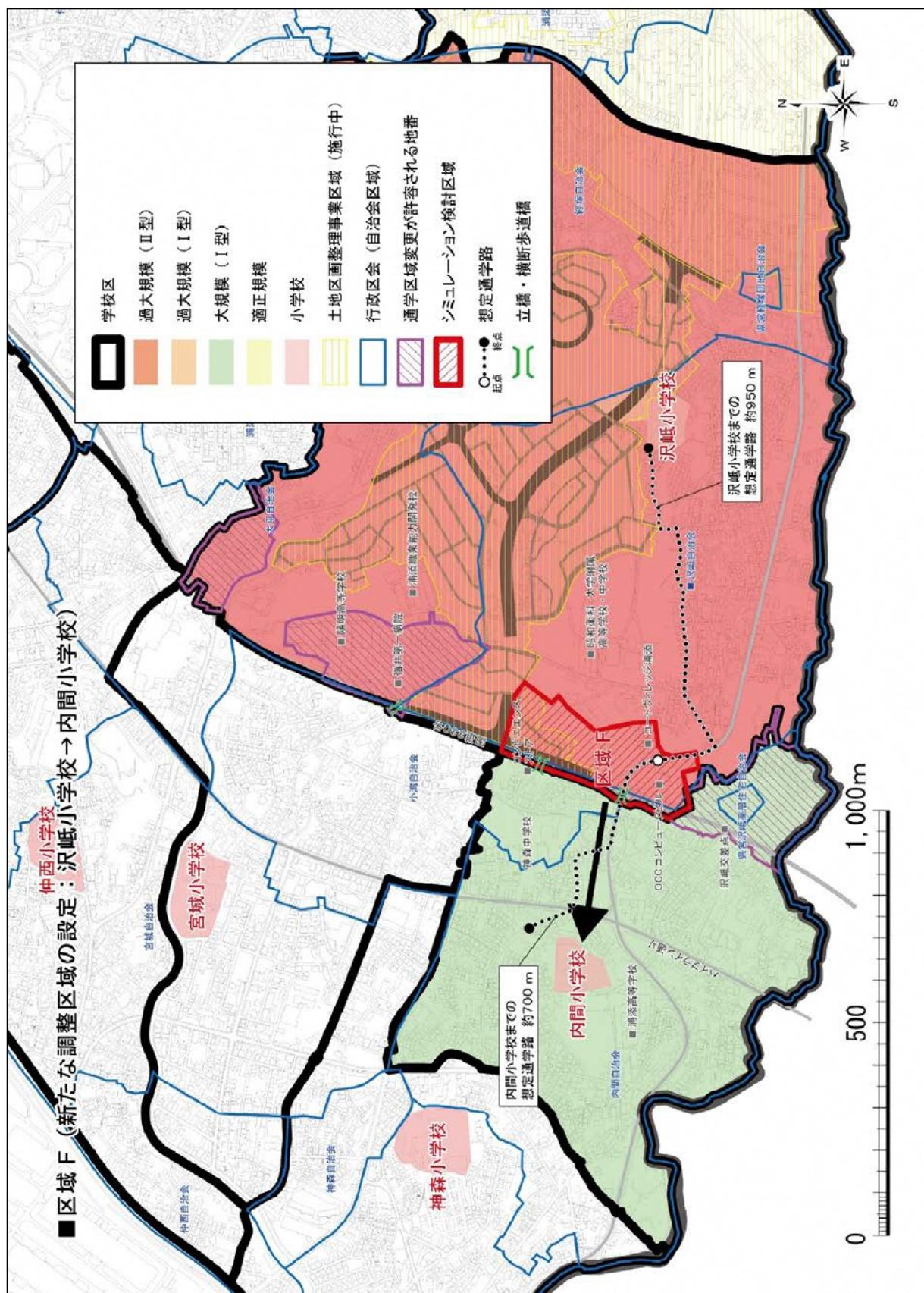


図:区域F(新たな調整区域の設定:沢嶺小学校→内間小学校)

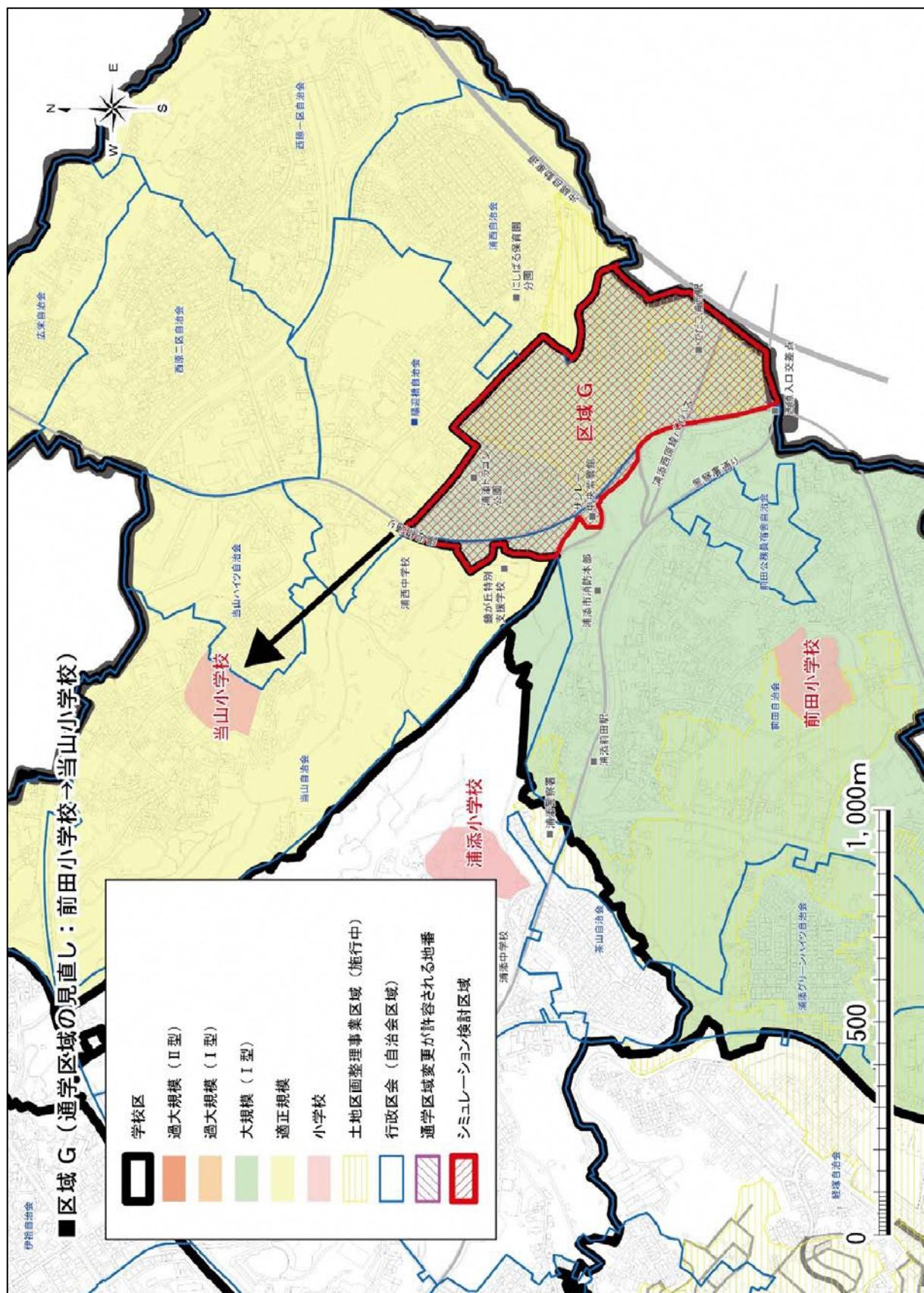


(3) その他のシミュレーション

① 前田小学校

前田小学校						
	令和3年 (2021年)	令和12年 (2030年)	令和27年 (2045年)			
実学級数(普通学級数)	26(19)学級	30(20)学級	30(20)学級			
児童数	580人	650人	606人			
学校規模の分類	大規模(I型)	大規模(I型)	大規模(I型)			
学校の適正規模を図る手法	通学区域の見直し					
通学変更ができる学校	当山小学校					
区域内児童数 (R3年9月末時点)	47人 (区域G)					
【シミュレーション内容】						
前田小学校は令和3年(2021年)時点で、特別支援学級を含む実学級が26学級、普通学級が19学級の大規模(I型)に該当しており、将来もその規模を維持することが想定されていることから、学校規模の適正化を図る手法の選定においては「現状維持」を基本としています。						
しかし、現在設定されている前田小学校から当山小学校への通学区域の変更が許容される調整区域においては、令和3年(2021年)5月時点で約9割の児童が当山小学校に通学している状況にあることから、将来的に前田小学校区から当山小学校区へと通学区域の見直しの検討を行います。						
前田小学校及び当山小学校の児童数及び学級数の推計においては、当該調整区域内の通学率を考慮しているため、通学区域の見直しを行った場合においても児童数及び学級数への影響はありません。						

■区域 G(通学区域の見直し:前田小学校→当山小学校)



(4)シミュレーションの効果

今回のシミュレーションにおいて検討した通学区域の弾力化(新たな調整区域の設定)の実施により、各学校の規模がどのように変化するか下記に整理します。

表:10年後の令和12年(2030年)の学校規模の分類の比較

分類		小規模	適正規模	大規模		過大規模	
				I型	II型	I型	II型
1校あたりの学級数		11学級以下	12~24学級	25~30学級		31学級以上	
				普通学級数が25学級未満	普通学級数が25学級以上	普通学級数が25学級未満	普通学級数が25学級以上
児童生徒数の目安	小学校	400人未満	400~800人	~800人	801~1,000人	~800人	1,001人以上
	中学校	420人未満	420~840人	~840人	841~1,050人	~840人	1,051人以上
新たな調整区域 設定前(従前)	小学校	該当なし	牧港小22(16):474人	浦添小26(18):514人 仲西小28(20):578人 神森小28(20):604人 内間小27(20):580人 前田小30(20):650人	該当なし	宮城小32(24):734人	浦城小40(28):918人 当山小46(32):996人 港川小35(26):798人 沢岐小38(26):818人
	中学校	該当なし	浦西中20(15):450人	浦添中28(21):723人 仲西中30(24):801人 神森中27(21):741人 港川中27(21):666人	該当なし	該当なし	該当なし
新たな調整区域 設定後(従後)	小学校	該当なし	該当なし	浦添小29(21):637人 仲西小28(20):604人 神森小28(20):604人 牧港小30(24):701人 内間小27(20):592人 港川小29(20):671人 前田小30(20):650人	該当なし	宮城小32(24):734人 沢岐小33(21):683人	浦城小38(26):792人 当山小46(32):996人
	中学校	該当なし	浦西中17(12):441人	浦添中28(21):750人 仲西中30(24):849人 港川中27(21):672人	該当なし	神森中31(24):807人	該当なし

※学級数は実学級数を示します

※(カッコ)は特別支援学級数を除く普通学級数を示します

※ は通学区域の弾力化(新たな調整区域の設定)の実施により学校規模に影響のある学校を示します

5. 実現に向けた基本手順

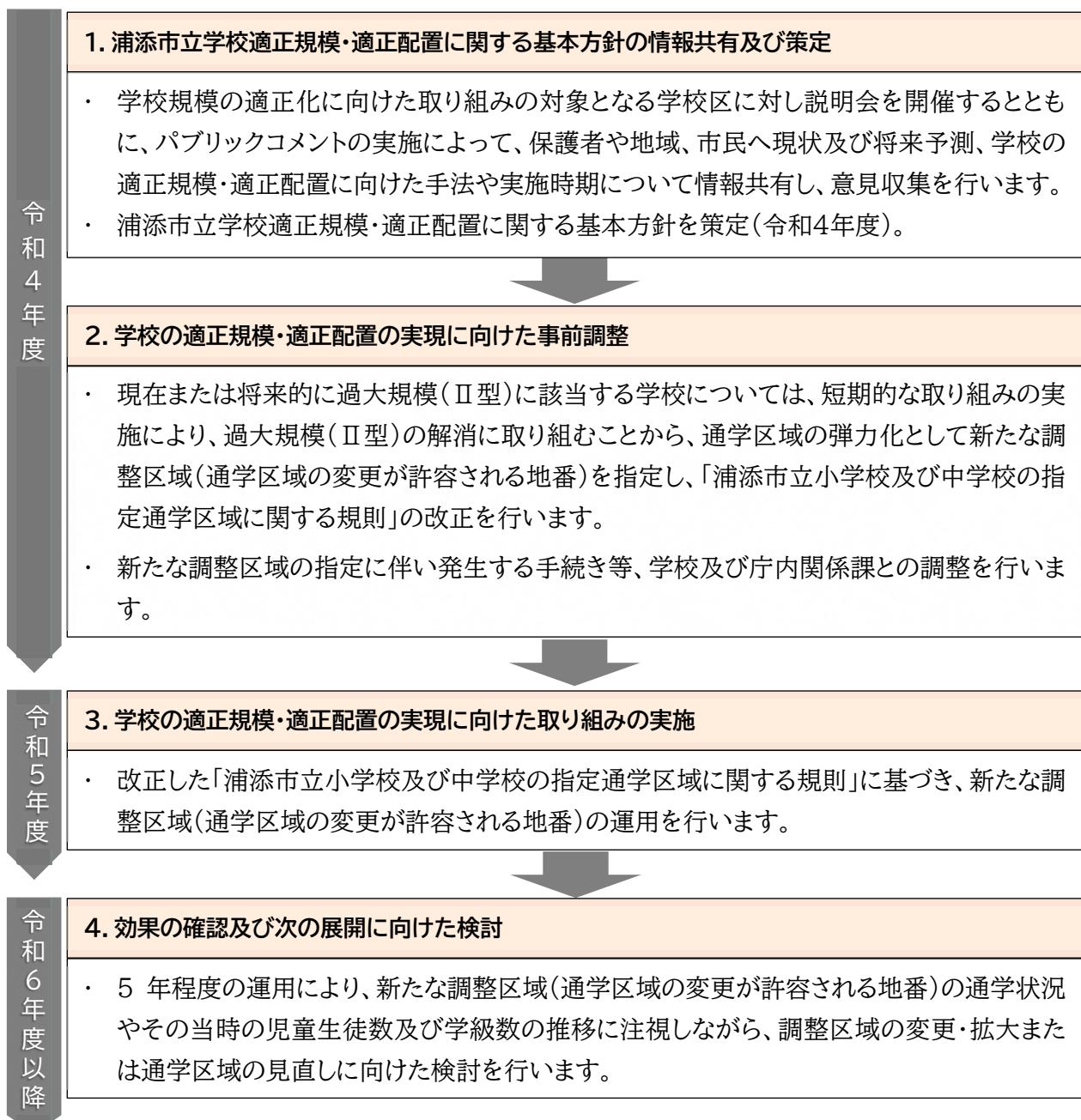
(1)学校適正規模・適正配置の実現に向けて

学校の適正規模・適正配置の方策の実施にあたっては、児童生徒はもちろんのこと、保護者や学校関係者、地域や住民など様々な関係者や関係団体に影響が及ぶことから、情報提供や情報共有、意見交換等を通して合意形成を図りながら適正規模・適正配置の実現に向けて取り組みます。

(2)フローチャート

下記のフローチャートにおいて、適正化を図るための具体的な手法の流れを示します。

■フローチャート(具体的手法の流れの目安)



6. 適正規模・適正配置を実現するにあたり考慮する留意点

適正規模・適正配置を進めるにあたっては、次の事項に特に留意する必要があります。

(1) 児童生徒への配慮

児童生徒の身体的、精神的負担を最小限に抑え、学校生活等に影響が出ないよう配慮し、取り組みを進めます。

(2) 通学路の安全確保

通学区域の弾力化の拡大や通学区域の見直し等の手法によって、通学路・通学距離が変更した場合、児童生徒の通学の安全確保に十分配慮できるように努めてまいります。

(3) 保護者、学校関係者、地域の理解と協力

各学校はこれまで地域社会と密接な関係を持ち、地域コミュニティの核としての役割を担ってきたことから、学校の適正規模・適正配置を図る上では、保護者、学校関係者、地域の方々と情報及び課題等を共有し、理解と協力が得られるように努めてまいります。

(4) 庁内関係課との緊密な連携

学校の適正規模・適正配置を進めるにあたっては、施設整備をはじめ、まちづくり施策の一環として防災、福祉、幼児教育など様々な関連部署との連携を図り、情報共有に努めてまいります。

(5) 繼続的な見直しの実施

基本方針の基本的な考え方等については、児童生徒数の動向や教育環境の変化、国の施策の大変更や社会情勢の変化等により、見直しの必要が生じた際には、適宜、見直しを行いながら推進していくものとします。

第6章 まとめ

本市においては現在、過大規模に該当する学校については、暫定的運用としての通学区域の弾力化の実施や分離新設校の設置に向けた取り組みなどが行われています。

その中で、現在進められている土地区画整理事業をはじめとする都市基盤整備等により、分離新設校の設置が予定されている当山小学校を除いては、将来的にも大規模や過大規模に該当する学校はその規模を維持していくことが想定され、児童生徒の教育環境への影響が生じることも考えられることから、その動向に注視する必要があります。

そのため、浦添市附属機関設置に関する条例(昭和 47 年条例第4号)の規定に基づき組織された「浦添市立学校適正規模等審議会」において、全市的な視点より学校規模の適正化について検討を行い、「浦添市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定しました。

本基本方針においては、令和 27 年(2045 年)までの児童生徒数及び学級数の推計を行い、今後対応が必要な学校規模区分に該当する学校を予測することで、適正化を図るための対応等について検討を行っています。その一方で、民間事業者等における宅地開発や社会情勢の変化に伴い、児童生徒数が急激に増減することも考えられることから、引き続きその動向に注視する必要があります。

児童生徒のより良い生活・学習環境の実現に向けては、学校の適正規模を図る他、学校施設の充実等も求められます。今回実施した、教職員アンケート調査の結果では「校舎の老朽化」や「特別支援学級数の増加に対応するため教室の確保」、「教室が狭い」などの意見が挙げられていることからも、児童生徒が等しく学校生活を送る上で、児童生徒が安全・安心に学校施設を利用できるような教育環境の整備についても各種関連計画に基づき推進できるよう、関連部局と連携を図り並行で進めていく必要があります。

今後は、本基本方針及び推計データの継続的な更新に努め、学校適正規模・適正配置の実現に向けて取り組んでまいります。また、保護者や学校関係者、地域の方々と情報を共有し、学校の適正規模と適正配置の施策について周知を図っていきます。

資料編

1. 浦添市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針 策定経緯
2. 浦添市立学校適正規模等審議会規則
3. 浦添市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針策定検討委員会 設置要綱
4. 浦添市立学校適正規模等審議会 委員名簿
5. 浦添市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針策定検討委員会 委員名簿
6. 各種基準等の整理
7. 学校規模の適正化に向けた取り組み ロードマップ

1. 浦添市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針 策定経緯

令和3年度(2021年度)	
10月19日(火)	第1回 浦添市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針策定検討委員会
10月26日(火)	第1回 浦添市立学校適正規模等審議会
1月11日(火)	第2回 浦添市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針策定検討委員会
1月18日(火)	第2回 浦添市立学校適正規模等審議会
2月8日(火)	第3回 浦添市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針策定検討委員会
2月15日(火)	第3回 浦添市立学校適正規模等審議会
令和4年度(2022年度)	
4月25日(月)	第4回 浦添市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針策定検討委員会
5月16日(月)	第4回 浦添市立学校適正規模等審議会
6月1日～30日	パブリックコメント
6月20日(月)	地域説明会(港川小学校)
6月21日(火)	地域説明会(浦城小学校)
6月22日(水)	地域説明会(沢城小学校)
7月20日(水)	第5回 浦添市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針策定検討委員会
7月29日(金)	第5回 浦添市立学校適正規模等審議会

2. 浦添市立学校適正規模等審議会規則

○浦添市立学校適正規模等審議会規則

平成 30 年 3 月 30 日

教育委員会規則第 7 号

改正 令和 2 年 3 月 30 日教育委員会規則第 10 号

令和 4 年 1 月 7 日教育委員会規則第 2 号

浦添市立学校通学区域等審議会規則(平成 27 年教育委員会規則第 11 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浦添市附属機関設置に関する条例(昭和 47 年条例第 4 号)の規定に基づき、浦添市立小学校及び中学校(以下「市立学校」という。)のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、浦添市立学校適正規模等審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営などに關し必要な事項を定める。

(令4教委規則2・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 市立学校の適正規模に關すること。
- (2) 市立学校の適正配置及び通学区域に關すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める事項に關すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市立学校の長
- (3) 保護者代表
- (4) 市内関係団体の関係者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたとき、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、教育委員会が行う。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、原則として全員一致で決するものとする。ただし、やむを得ない場合は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、原則として公開する。ただし、個人情報を保護するために必要があると認めるとき及び事業の円滑な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、審議会の議決により非公開とすることができます。

(意見聴取等)

第7条 審議会に置いて必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(令2教委規則10・一部改正)

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日教育委員会規則第10号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年1月7日教育委員会規則第2号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

3. 浦添市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針 策定検討委員会設置要綱

浦添市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針策定検討委員会設置要綱
(令和3年6月30日教育長決裁)

(設置)

第1条 浦添市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の策定に向け基本方針案の検討を行うため、浦添市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針策定検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌事項とする。

- (1) 基本方針案について検討を行うこと。
- (2) 浦添市附属機関設置に関する条例(昭和47年条例第4号)に規定する浦添市立学校適正規模等審議会から求められた事項について検討すること。
- (3) その他教育長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、教育部長をもって充て、会務を総理し、会議の議長として運営を務める。
- 3 副委員長は、教育総務課長をもって充て、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、浦添市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則(昭和63年教育委員会規則第1号。以下「教委事務分掌規則」という。)第8条及び浦添市事務分掌規則(昭和56年規則第6号。以下「事務分掌規則」という。)第5条に規定する課長級の職の者のうち、教育部長が指名したものをもって充てる。
- 5 委員の任期は、前条に掲げる事務が終了するまでの期間とする。

(委員の代理出席)

第4条 検討委員会の委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(部会)

第5条 検討委員会に、部会を置くことができる。

- 2 部会の設置に関しては、委員長が別に定める。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、決裁の日から施行する。
- 2 この訓令は、基本方針の策定が完了したとき、その効力を失う。

4. 浦添市立学校適正規模等審議会 委員名簿

●浦添市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針策定に係る審議

●任期:令和3年10月26日から令和5年3月31日

No	氏名	所属・役職名	区分
1	いけま せいこ 池間 生子	沖縄大学 人文学部 こども文化学科 教授 元浦添市教育委員	(第1号) 学識経験者
2	くらみつ いつし 藏満 逸司	琉球大学 教育学研究科 高度教職実践専攻 准教授	(第1号) 学識経験者
3	こみや なりえ 胡宮 なりえ	元浦添市社会教育委員	(第5号) 教育委員会が必要と認める者
4	きんじょう たかこ 金城 孝子	沢嶺小学校 校長 (令和3年10月26日～令和4年3月31日)	(第2号)
	いは りゅうこ 伊波 竜子	沢嶺小学校 校長 (令和4年5月16日～令和5年3月31日)	浦添市立学校長
5	あらかわ みき 新川 美紀	前田小学校 校長	(第2号) 浦添市立学校長
6	かみや かよこ 神谷 加代子	仲西中学校 校長 (令和3年10月26日～令和4年3月31日)	(第2号)
	たいら まこと 平良 亮	仲西中学校 校長 (令和4年5月16日～令和5年3月31日)	浦添市立学校長
7	おぎどう もりつぐ 荻堂 盛嗣	浦添市PTA連合会 会長 (令和3年10月26日～令和4年3月31日)	(第3号)
	せきど しお 関戸 塩	浦添市PTA連合会 会長 (令和4年5月16日～令和5年3月31日)	保護者代表
8	ひが よしたか 比嘉 由貴	港川小学校PTA会長	(第3号) 保護者代表
9	おおた たかひろ 大田 隆寛	仲西中学校PTA会長	(第3号) 保護者代表
10	またよし たけみち 又吉 武道	仲間自治会 会長	(第4号) 市内関係団体の関係者
11	ちな しのぶ 知名 忍	宮城自治会 会長	(第4号) 市内関係団体の関係者
12	かみやま こうせい 神山 崇成	当山自治会 会長	(第4号) 市内関係団体の関係者

5. 浦添市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針策定検討委員会 委員名簿

●任期:令和3年7月9日～令和5年3月31日

別表1(第3条関係)

No	役 職	所 属	氏 名	備 考
1	委員長	委員 教育部 指導部 こども未来部 都市建設部	教育長 教育部長	比嘉 さつき (令和3年7月9日～ 令和4年3月31日) 高江洲 幸子 (令和4年4月1日～ 令和5年3月31日)
2	副委員長		教育総務課課長	野村 美抄代
3			施設課長	嘉手納 良昭
4			学校教育課長	宮城 増美 (令和3年7月9日～ 令和4年3月31日) 島袋 友木治 (令和4年4月1日～ 令和5年3月31日)
5			学校教育指導監	日高 聰
6			こども未来課長	仲地 政直
7			こども未来課主幹	盛本 克枝
8	福祉健康部		福祉総務課長	久保田 道代
9			都市計画課長	宮平 敦 (令和3年7月9日～ 令和4年3月31日) 仲西 広光 (令和4年4月1日～ 令和5年3月31日)
10			区画整理課長	川崎 淳
11			建築営繕課長	宮城 直哉
12	企画部		企画課長	金城 智昭 (令和4年2月3日～ 令和5年3月31日)

6. 各種基準等の整理

(1) 学級数(適正規模)に係る基準等

① 学校教育法施行規則

■ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。

② 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

■ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

(昭和33年政令第189号)

(適正な学校規模の条件)

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

- 一 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級までであること。
- 2 五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級」とする。

③ 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

■ 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

(平成27年1月27日 文部科学省)

(望ましい学級数の考え方)

- 望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上(6学級以上)であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上(12学級以上)あることが望ましいものと考えられます。
- 中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上(6学級以上)が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

【併せて考慮すべき視点(学級の児童生徒数及び学校全体の児童生徒数)】

- 学級数は同じであっても、各学級の児童生徒数や学校全体の児童生徒数には大きな幅があり、児童生徒数が少ない場合には、一定の学級数があっても、教育活動の質の維持が困難となる場合もあります。このため、学校規模の適正化の検討に当たっては、学級数と併せて学級における児童生徒数や学校全体の児童生徒数も考慮する必要があります。
- 学校規模の適正化の検討に当たっては、国の学校規模の標準の単位である学級数のみに着目するのではなく、学校全体の児童生徒数やその将来推計に基づき、具体的にどのような課題が生じているのかや、生じる可能性があるのかを明らかにする必要があります。この点について、一部の市町村においては、学校統合の適否の検討の開始に係る基準(いわゆる要検討基準)として、学校全体の児童生徒数を定めている例も見られます。

【大規模校及び過大規模校について】

- 一部の地方自治体においては、交通網の整備などによる新たな都市計画や住宅開発等によって、児童生徒数が急激に増加する例も見られます。一般に大規模校には次のような課題が生じる可能性があります。
 - ① 学校行事等において、係や役割分担のない子供が現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある
 - ② 集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある
 - ③ 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある
 - ④ 教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある
 - ⑤ 児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある
 - ⑥ 特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しくなる場合がある
 - ⑦ 学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある
- これらの課題を解消するためには、①学校の分離新設、②通学区域の見直し、③学校施設の増築のほか、④学校規模は見直さず、例えば教頭を複数配置すること、学年団の機能を高める観点からミドルリーダーの役割を果たす教員を配置すること、教職員数

を増やすこと等により適正な学校運営を図るといった工夫も考えられます。なお、文部科学省では、従来から25学級以上の学校を大規模校、31学級以上の学校を過大規模校とした上で、過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に対して促してきており、地域によっては、このことを踏まえ国の標準である12～18学級を下回る場合の基準と併せて、標準を超える規模を分類して、独自に大規模校や過大規模校の目安を設定し、必要な対応を検討している事例も見られます。

(2)学級編制(適正規模)に係る基準

①公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

■公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

(昭和33年法律第116号)

(学級編制の標準)

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、都道府県又は市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下単に「指定都市」という。)を除き、特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号を除き、以下同じ。)町村の設置する小学校(義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。)又は中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。)の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校(義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。)	同学年の児童で編制する学級	三十五人
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級(以下この表及び第七条第一項第五号において単に「特別支援学級」という。)	八人
中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。)	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	特別支援学級	八人

②沖縄県における学級編制基準・少人数学級編制

■沖縄県公立小・中学校学級編制基準(令和4年4月1日 一部改正)

1 この基準は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)第3条第2項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

2 学級の児童又は生徒の数

(1) 同学年の児童・生徒で編制する学級

ア 小学校 40人(第1学年から第3学年にあたっては、35人)

イ 中学校 40人

(ただし、特に必要があると認められる場合に限り、学級編制の弾力化を行うことができる。)

(2) 2の学年の児童・生徒で編制する学級(複式学級)

ア 小学校 16人(第1学年の児童を含む場合は8人)

イ 中学校 8人

(3) 特別支援学級

ア 小学校 8人

イ 中学校 8人

■少人数学級編制に係る研究指定校実施要領(令和4年4月1日 改正)

1 目的

少人数の学級編制による指導方法の改善の在り方について、以下のことを目的として実践研究を行う。

- ・小学校低学年:学習習慣及び生活習慣の定着や学校生活への適応を円滑に行うこと
- ・小学校高学年:学習内容の複雑化や問題行動等の増加への対応
- ・中学校1年:進学に伴い学習や生活の変化になじめず不登校になる生徒への対応

2 対象学年及び指定基準

(1) 小学校1学年及び2学年

児童の実態を考慮して特に必要があると認められる学校での30人学級編制(下限25人)。

(2) 小学校4学年から6学年まで及び中学校全学年

児童及び生徒の実態を考慮して特に必要があると認められる学校での35人学級編制。

(3)通学距離・時間(適正配置)に係る基準等

①義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

■義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

(昭和33年政令第189号)

(適正な学校規模の条件)

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。

②公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

■公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き

(平成27年1月27日 文部科学省)

【通学距離による考え方】

- 国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めていることから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっています。
- 徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4km以内、中学校で6km以内 という基準はおおよその目安として引き続き妥当であると考えられます。その上で、各市町村においては、通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、徒歩による通学なのか、一部の児童生徒について自転車通学を認めたり、スクールバスを導入したりするのかなども考慮の上、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準を設定することが望まれます。

【通学時間による考え方】

- 総合的に勘案した場合、適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。

(4)特別支援学級に係る基準

①学校教育法

■学校教育法(昭和22年法律第26号)

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する児童、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする児童、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適當なもの

②沖縄県公立義務教育諸学校特別支援学級設置要綱

■沖縄県公立義務教育諸学校特別支援学級設置要綱(平成30年11月19日改正)

第2章 学級編制等

(学級編制)

第5条 一学級の児童又は生徒の数の基準は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号。以下、「標準法」という。)第3条第2項に掲げる数とする。

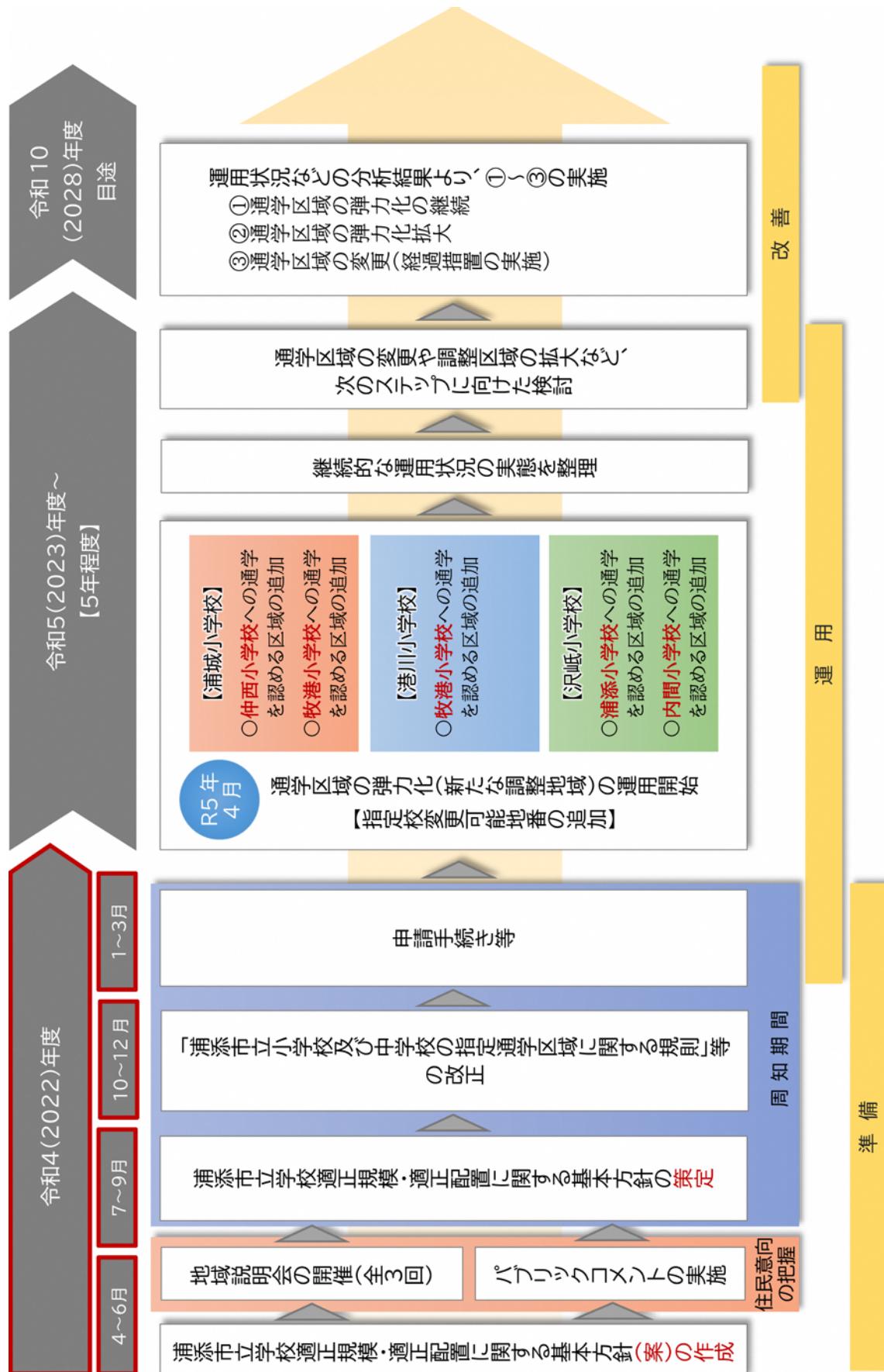
2 同一障害の学級を複数設置する学校においては、低学年、高学年に区分して編制することとする。

第5章 学級設置等の手続き

(整備計画)

第14条 設置者は、管内の地域的特性、当該学校及び児童・生徒の実態等を考慮した学級整備計画を作成し、学級の充実と適正配置に努めるものとする。

7. 学校規模の適正化に向けた取り組み ロードマップ



浦添市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針

令和4年(2022年)9月

発行:浦添市教育委員会 教育総務課

住所:〒901-2501

沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

TEL:(098)876-1229

FAX:(098)879-7280